

土地利用規制及び土地に関する税の概要

令和 5年 (2023年) 4 月 1 日 現在

長野県企画振興部総合政策課

1 個別法による土地利用規制の概要		3
個別法による土地利用規制の概要 凡例		4
	環境保全関係	
(1) 自然公園法	(自然保護課)	5
(2) 長野県立自然公園条例	(〃)	9
(3) 長野県自然環境保全条例	(〃)	11
(4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	(〃)	13
(5) 長野県希少野生動植物保護条例	(〃)	14
(6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	(森林づくり推進課 鳥獣対策室)	15
(7) 長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱	(自然保護課)	15
(8) 長野県水環境保全条例	(水大気環境課)	15
(9) 長野県豊かな水資源の保全に関する条例	(〃)	16
(10) 土壌汚染対策法	(〃)	16
(11) 環境影響評価法	(環境政策課)	17
(12) 長野県環境影響評価条例	(〃)	18
(13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(資源循環推進課)	20
(14) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	(〃)	22
	森林・農地関係	
(15) 森林法	(森林政策課・森林づくり推進課)	22
(16) 長野県ふるさとの森林づくり条例	(森林政策課)	24
(17) 農業振興地域の整備に関する法律	(農業政策課)	25
(18) 農地法	(〃)	26
(19) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律	(農地整備課)	27
	減災関係	
(20) 河川法	(河川課)	29
(21) 砂利採取法	(〃)	34
(22) 採石法	(〃)	34
(23) 地すべり等防止法	(農地整備課・森林づくり推進課・砂防課)	35
(24) 砂防法・長野県砂防指定地管理条例	(砂防課)	36
(25) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	(〃)	37
(26) 土災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	(〃)	37
(27) 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例	(都市・まちづくり課)	38

	次	
		都市計画関係
(28) 都市計画法		(都市・まちづくり課) 38
(29) 土地区画整理法		(〃) 40
(30) 駐車場法		(〃) 40
(31) 建築基準法		(建築住宅課) 41
(32) 長野県建築基準条例		(〃) 42
		景観・文化財関係
(33) 屋外広告物条例		(都市・まちづくり課) 43
(34) 景観法・長野県景観条例		(〃) 44
(35) 文化財保護法		(文化財・生涯学習課) 45
(36) 文化財保護条例		(〃) 46
		商工・安全関係
(37) 大規模小売店舗立地法		(産業立地・IT 振興課) 47
(38) 工場立地法		(〃) 48
(39) 鉱業法		(産業技術課) 49
(40) 火薬類取締法		(〃) 49
(41) 高圧ガス保安法		(〃) 50
(42) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律		(〃) 50
(43) 消防法		(消防課) 50
		国土利用関係
(44) 国土利用計画法		(総合政策課) 51
(45) 公有地の拡大の推進に関する法律		(〃) 51
		その他
(46) 温泉法		(薬事管理課) 52
(47) 墓地、埋葬等に関する法律		(食品・生活衛生課) 52
(48) 化製場等に関する法律・化製場等に関する法律施行条例		(〃) 53
(49) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例		(県警生活安全企画課) 54
(50) 年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例		(〃) 55

1 個別法による土地利用規制の概要

個別法による土地利用規制の概要

凡 例

(1) 適用法令欄に、その法令の県庁主管課を（ ）書で示した。

(2) 法令等の引用は、次により示した。

法律 …… 法 政令 …… 令 省(府)令 …… 則

県条例 …… 条 県規則 …… 県則 県要綱 …… 要綱 県要領 …… 要領

(例) 農地法第4条第1項第6号 …… 法4①VI

(3) 手続欄のうち、許可申請書等の提出機関を で囲んで示した。

(4) 手続欄のうち、「地域振興局 (環境課)」とあるものは、令和2年4月1日より県下地域振興局ごとに次の名称に読み替えるものとする。

佐久、上伊那、松本、長野	環境・廃棄物対策課
上田、諏訪、南信州、北信	環境課
木曾、北アルプス	総務管理・環境課

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (1) 自然公園法 (自然保護課)	国立公園内の特別地域 (法 20)	地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる行為は知事)	許 可 地域振興局 (環境課) ↓ (自然保護課)	(行為の制限) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 環境大臣が指定する区域内での木竹の損傷 4 鉦物の掘採又は土石の採取 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 6 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1km の区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出する行為 7 広告物その他これに類する物の掲出若しくは設置又は広告その他これに類するものの工作物等への表示 8 屋外において土石その他環境大臣が指定するものを集積し、又は貯蔵すること 9 水面の埋立て又は干拓 10 土地の開墾その他土地の形状の変更 11 高山植物その他これに類する植物で環境大臣が指定するものの採取又は損傷 12 環境大臣が指定する区域内で当該区域が本来の生息地ではない植物で、風致の維持に影響を及ぼす恐れのあるものとして環境大臣が指定するものを植栽、又は種子をまくこと 13 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し若しくは殺傷し、又は卵を採取し、若しくは損傷すること。 14 環境大臣が指定する区域内で当該区域が本来の生息地ではない動物で、風致の維持に影響を及ぼす恐れのあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと (家畜を含む) 15 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩の変更 16 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立入ること 17 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域で環境大臣が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 18 前項各号のほか特別地域における風致の維持に影響を及ぼす恐れがある行為で政令で定めるもの	法 20③ (適用除外) 法 20③ただし書 法 20⑨ 則 12	(大臣が指定するもの) 環境省告示第 57 号
		地方環境事務所長 又は 環境大臣 (右に記載の県の処理する事務以外)	許 可 地域振興局 (環境課) ↓ (自然保護課) ↓ (自然環境事務所) ↓ (地方環境事務所) ↓ (環境省)			(県の処理する事務) 法附則 9 令附則 3 左記の内、次に掲げる行為は環境大臣の許可 (1) その高さが 13m 又はその水平投影面積が 1,000 m ² を超える工作物の新築、改築又は増築 (2) 砂防法第 1 条に規定する砂防設備又は地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設の新築 (3) ダム、水門又はパラボラアンテナの新築、改築又は増築 (4) 自然公園法第 20 条第 3 項第 2 号に掲げる行為 (森林法第 5 条第 1 項の地域森林計画に定める伐採に関する要件に適合するものを除く。) 並びに同法同条同項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる行為 (5) ゴルフコースの用に供するために行う土地の形状変更 (面積が 1,000 m ² 以下の土地に係るものを除く。)

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (1) 自然公園法 (自然保護課)			届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課 ↓ 自然環境事務所 ↓ 環境省	(行為の制限) 1 木竹の植栽 2 家畜の放牧	法 20⑧ (適用除外) 則 12	
	国立公園内の特別地域内の利用調整地区 (法 23)		認 定	(立入制限) 何人も環境大臣が定める期間内は、環境大臣の認定を受けてする立入に該当する場合を除き立ち入ってはならない	法 23③ 法 24① 則 13 の 4 (適用除外) 法 23③ただし書 法 24①ただし書 則 13 の 5	(県内にはなし)
	国立公園内の特別地域 (法 20)	地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)	許 可 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 規制の内容は、国立公園内の特別地域におけるものと同じ。	法 20③ (適用除外) 法 20③ただし書 法 20⑨ 則 12	
			届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 木竹の植栽 2 家畜の放牧	法 20⑧ (適用除外) 則 12	
	国立公園内の特別地域内の利用調整地区 (法 23)	地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)	認 定	(立入制限) 何人も知事が定める期間内は、知事の認定を受けてする立入に該当する場合を除き立ち入ってはならない	法 23③ 法 24① 則 13 の 4 (適用除外) 法 23③ただし書 法 24①ただし書 則 13 の 5	(県内にはなし)

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (1) 自然公園法 (自然保護課)	国立公園内の特別保護地区 (法 21)	環境大臣 (規模要件により地方環境事務所長)	許 可 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課 ↓ 自然環境事務所 ↓ (地方環境事務所) ↓ (環境省)	(行為の制限) 1 自然公園法第 20 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 7 号まで、第 9 号、第 10 号、第 15 号及び第 16 号に掲げる行為 2 木竹の損傷 3 木竹の植栽 4 動物を放つこと（家畜の放牧を含む） 5 屋外における物の集積又は貯蔵 6 火入れ又はたき火 7 木竹以外の植物の採取若しくは損傷又は落葉若しくは落枝の採取 8 木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと 9 動物の捕獲若しくは殺傷又は動物の卵の採取若しくは損傷 10 道路及び広場以外の地域内での車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 11 前項各号のほか特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼす恐れがある行為で政令で定めるもの	法 21③ (適用除外) 法 21③ただし書 法 21⑧ 則 13	
	国立公園内の特別保護地区 (法 21)	地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)	許 可 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 規制の内容は、国立公園内の特別保護地区におけるものと同じ。	法 21③ (適用除外) 法 21③ただし書 法 21⑧ 則 13	
	国立公園の普通地域 (法 33)	地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合は知事又は規模要件により地方環境事務所長もしくは環境大臣)	届 出 地域振興局 (環境課) ↓ (自然保護課) ↓ (自然保護事務所) ↓ (地方環境事務所) ↓ (環境省)	(行為の制限) 1 その規模が環境省令で定める基準を超える工作物の新築、改築又は増築 2 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 3 広告物その他これに類する物の掲出若しくは設置又は広告その他これに類するものの工作物等への表示 4 水面の埋立て又は干拓 5 鉱物の掘採又は土石の採取 6 土地の形状の変更 (届出の基準) 1 建築物 高さ 13m 又は延面積 1,000 m ² 2 送水管 長さ 70m	法 33① 則 14 (適用除外) 法 33①ただし書 法 33⑦ 則 15	「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針」 (平成 2 年 6 月 1 日付環自保第 343 号環境庁自然保護局長通知) (自然保護協定の締結) 1 次の基準を超える行為については、当該事業者は地域振興局長及び市町村長と「自然保護協定」を締結しなければならない。(ただし、対象面積が 30 ha を超えるものについては、事業者、市町村長、知事) (長野県自然環境保全条例 23、同規則 35、別表 7)

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
<p>1 ① 自然公園法 (自然保護課)</p>				<p>3 鉄塔 高さ30m 4 船舶の係留施設 長さ50m 5 ダム 高さ20m 6 鋼索鉄道 延長70m 7 索道 傾斜亘長 600m又は起点と終点との高低差200m 8 別荘地の用に供する道路 幅員2m 9 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13m又は水平投影面積1,000㎡ 10 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ (行為の着手制限) 届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。</p>	<p>法33⑤</p>	<p>(1) 索道の建設 長さ200m (2) ゴルフ場その他の工作物 面積1ha (3) 宅地の造成・その他の土地の形状変更 面積1ha (4) 鉱物の掘採・土石の採取 面積1ha (5) 水面の埋立て・干拓 面積1ha 2 締結の内容については、長野県自然環境保全条例取扱要領別表第3による。 3 国又は地方公共団体は適用除外(長野県自然環境保全条例20) (自然環境影響調査の実施) 次の基準を超える行為については、当該事業者は、自然環境影響調査を実施しなければならない。 (長野県自然環境保全条例22、同規則32~34、同取扱要領別表2) 1 索道の建設 長さ200m 2 スキー場の建設 面積1ha 3 その他の大規模開発行為 面積30ha</p>
	<p>国定公園内の普通地域(法33)</p>	<p>地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)</p>	<p>届 出 <u>地域振興局</u> (環境課) ↓ 自然保護課</p>	<p>(行為の制限) 規制の内容は、国立公園の普通地域におけるものと同じ。 (届出の内容) 国立公園内の普通地域の基準と同じ。 (行為の着手制限) 国立公園内の普通地域におけるものと同じ。</p>	<p>法33① 則14 (適用除外) 法33①ただし書 法33⑦ 則15 法33⑤</p>	<p>(自然保護協定の締結) 国立公園の普通地域におけるものと同じ。 (自然環境影響調査の実施) 国立公園の普通地域におけるものと同じ。</p>

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 ② 長野県立自然公園条例 (自然保護課)	県立自然公園内の特別地域(条8)	地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)	許 可 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 工作物の新築、改築又は増築 2 木竹の伐採 3 鉱物の掘採又は土石の採取 4 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 5 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は排水を排水設備を設けて排出する行為 6 広告物その他これに類するものの掲出若しくは設置又は広告その他これに類するものの工作物等への表示 7 屋外において土石その他知事が指定する物を集積し、又は貯蔵する行為 8 水面の埋め立て又は干拓 9 土地の開墾その他土地の形状の変更 10 高山植物その他これに類する植物で規則で定めるものの採取又は損傷 11 山岳に生息する動物その他の動物で規則で定めるものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は卵を採取し、若しくは損傷する行為。 12 屋根、壁面、へい、橋、鉄塔、送水管、その他これらに類するものの色彩の変更 13 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立入る行為 14 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内における車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 15 前項各号のほか特別地域における風致の維持に影響を及ぼす恐れがある行為で規則で定めるもの	条8 県則3 (適用除外) 条10 県則7 (指定するものはない) (定めるものはない) (指定する区域はない) (定めるものはない)	● 許可基準については自然公園法施行規則第11条を準用する。
			届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 木竹の植栽 2 家畜の放牧	条8②	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">1 ② 長野県立自然公園条例 (自然保護課)</p>	<p>県立自然公園内の普通地域（条20）</p>	<p>地域振興局長 (二以上の地域振興局にまたがる場合は知事)</p>	<p>届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課</p>	<p>(行為の制限)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 その規模が規則で定める基準を超える工作物の新築、改築又は増築 2 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 3 広告物その他これに類する物の掲出若しくは設置又は広告その他これに類するものの工作物等への表示 4 水面の埋立て又は干拓 5 鉱物の掘採又は土石の採取 6 土地の形状の変更 <p>(届出の基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物 高さ13m 又は延面積1,000㎡ 2 送水管 長さ70m 3 鉄塔 高さ30m 4 船舶の係留施設 長さ50m 5 ダム 高さ20m 6 鋼索鉄道 延長70m 7 索道 傾斜長600m又は起点と終点の高低差200m 8 別荘地の用に供する道路 幅員2m 9 遊戯施設(建築物を除く。) 高さ13m又は水平投影面積1,000㎡ 10 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000㎡ <p>(行為の着手制限) 国立公園内の普通地域におけるものと同じ。</p>	<p>条20① 県則8 (適用除外) 条22 県則9</p> <p style="text-align: right;">条20②</p>	<p>(自然保護協定の締結) 国立公園の普通地域におけるものと同じ。</p> <p>(自然環境影響調査の実施) 国立公園の普通地域におけるものと同じ。</p>

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (3) 長野県自然環境保全条例（自然保護課）	県自然環境保全地域内における特別地区（条10）	地域振興局長 （二以上の地域振興局にまたがる場合は知事）	許 可 地域振興局 （環境課） ↓ 自然保護課	（行為の制限） 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 6 木竹を伐採すること。 7 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内において、当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 8 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域で知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。	条10③ （適用除外） 条10③ただし書 条10⑨ 県則8.11.12 （国等の特例） 条14	（行為の許可基準）県則9 国等（県則別表6）が行う場合は許可申請にかえて通知
	県自然環境保全地域内の特別地区内の野生動植物保護地区（条11）	地域振興局長 （二以上の地域振興局にまたがる場合は知事）	—	（行為の制限） 何人も野生動植物保護地区内においては、当該野生動植物保護地区に係る野生動植物（動物の卵を含む）を捕獲し、もしくは殺傷し、又は採取し、もしくは損傷してはならない。	条11③ （適用除外） 条11③ただし書 則13 則14 （国等の適用除外） 条14	条11③において知事が特に必要と認めて許可した場合は認められる。 国等（県則別表6）が行う場合は許可申請にかえて通知
	県自然環境保全地域内における普通地区（条12）	地域振興局長 （二以上の地域振興局にまたがる場合及び届出面積が30ヘクタールを超えるものは知事）	届 出 地域振興局 （環境課） ↓ 自然保護課	（行為の制限） 1 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他の土地の形質を変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。 5 特別地区内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 （行為の着手制限） 届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ当該届出に係る行為に着手してはならない。	条12① 県則17 （適用除外） 条12①ただし書 条12⑥ 県則18.19 条12④	（行為の届出基準）県則17 国等（県則別表6）が行う場合は届出にかえて通知（自然環境影響調査の実施） 条22 国立公園の普通地域におけるものと同じ。 （自然保護協定の締結） 条23 国立公園の普通地域におけるものと同じ。

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (3)	郷土環境保全地域 (条 15)	地域振興局長 (二以上の地域振興局に またがる場合及び届出面 積が 30 ヘクタールを超 えるものは知事)	届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を 変更すること。 3 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 4 水面を埋め立て、又は干拓すること。	条 17① 県則 26 (適用除外) 条 17①ただし書 条 17② 県則 27. 28	(行為の届出基準) 県則 26 国等 (県則別表 6) が行 う場合は届出にかえて通知 (条 18) (自然環境影響調査の実 施) 条 22 国立公園の普通地域にお けるものと同じ。 (自然保護協定の締結) 条 23 国立公園の普通地域にお けるものと同じ。
長 野 県 自 然 環 境 保 全 条 例 (自然保護課)	大規模開発調整地域 (条 19) 長野県の地域のうち、 次に掲げる区域を除いた 地域 1 自然公園法の規定によ り指定された国立公園又 は国定公園の区域 2 長野県立自然公園条例 の規定により指定された 長野県立自然公園の区域 3 長野県自然環境保全条 例の規定により指定され た県自然環境保全地域又 は郷土環境保全地域の区 域 4 都市計画法の規定によ り定められた地域、地区 又は街区 (第一種低層住 居専用地域 (軽井沢都市 計画区域に限る。) 及び 風致地区を除く。) の区 域 5 農業振興地域の整備に 関する法律の規定により 定められた農用地区域	地域振興局長 (二以上の地域振興局に またがる場合及び届出面 積が 30 ヘクタールを超 えるものは知事)	届 出 地域振興局 (環境課) ↓ 自然保護課	(行為の制限) 1 ゴルフ場 (1ha を超えるもの) 2 スキー場 (//) 3 索 道 (スキーの用に供するものに限る。) (200m を超えるもの) 4 遊 園 地 (1ha を超えるもの) 5 ホテル・旅館等宿泊休憩施設 (1ha を超えるも の) 6 運動競技場 (1ha を超えるもの) 7 別荘団地 (//) 8 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 (1ha を超えるもの) 9 水面を埋め立て、又は干拓すること。 (1ha を超えるもの)	条 20① 県則 29・31 (適用除外) 条 20①ただし書 条 20②	(自然環境影響調査の実施) 条 22 国立公園の普通地域にお けるものと同じ。 (自然保護協定の締結) 条 23 国立公園の普通地域にお けるものと同じ。

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
<p style="text-align: center;">1 (4)</p> <p style="text-align: center;">絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (自然保護課)</p>	<p>生息地等保護区の管理地区 (法 37)</p>	<p>環境大臣</p>	<p>許 可</p>	<p>(行為の制限)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工作物の新築、改築又は増築 2 宅地造成、開墾等の土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋め立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 6 木竹の伐採 7 環境大臣が指定する動植物等の捕獲の行為 8 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 km の区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水する行為 9 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の環境大臣が指定する区域内における、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸 10 すべての動植物の捕獲等の行為 11 環境大臣が指定する有害動植物等の持込み等の行為 12 環境大臣が指定する有害物質の散布 13 火入れ又はたき火 14 環境大臣が指定する有害な観察行為 	<p>(法 37④) (適用除外) 法 37⑨ 則 25 (国等に関する特例) 法 54</p>	<p>国等が行う場合は許可申請にかえて協議</p>
	<p>生息地等保護区の管理地区の立入制限地区 (法 38)</p>	<p>環境大臣</p>	<p>許 可</p>	<p>(行為の制限) 立入り</p>	<p>法 38④ (適用除外) 法 38④ただし書 則 27 (国等に関する特例) 法 54</p>	<p>国等が行う場合は許可申請にかえて協議</p>
	<p>生息地等保護区の管理地区以外の地区 (監視地区) (法 39)</p>	<p>環境大臣</p>	<p>届 出</p>	<p>(行為の制限)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工作物の新築、改築又は増築 2 宅地造成、開墾等の土地の形質の変更 3 鉱物の採掘又は土石の採取 4 水面の埋め立て又は干拓 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 	<p>法 39① (適用除外) 法 39⑥ 則 30 (国等に関する特例) 法 54</p>	<p>国等が行う場合は許可申請にかえて協議</p>

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (5) 長野県希少野生動植物保護条例（自然保護課）	規制地区（条24）	知 事	許 可 （自然保護課）	1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質の変更すること 3 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること 4 水面を埋め立て、又は干拓すること 5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること 6 木竹を伐採すること 7 特別指定希少野生動植物以外の規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の捕獲等を行うこと 8 規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に必要なものとして知事が指定する野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと 9 規制地区の区域内の湖沼若しくは湿原であって知事が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水施設を設けて排出すること 10 道路、広場、田、畑、牧場及び住宅の区域外の知事が指定する区域内において、馬車若しくは動力船を使用し又は航空機を着陸させること 11 第8号に規定により知事が指定した野生動植物の個体その他の物以外の野生動植物の個体その他の物の捕獲等を行うこと 12 規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物として知事が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと 13 規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして知事が指定する物質を散布すること 14 火入れ又はたき火をすること 15 規制地区に係る指定希少野生動植物の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として知事が定める方法によりその個体を観察すること	条24④ （適用除外） 条24⑨ 則20 （国等に関する特例） 条40	国等が行う場合は許可申請にかえて協議
	立入制限区域（条25）	知 事	許 可 （自然保護課）	何人も、知事の定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。	条25④ （適用除外） 条25④ただし書 則22 （国等に関する特例） 条40	国等が行う場合は許可申請にかえて協議
	監視区域（条26）	知 事	届 出 （自然保護課）	1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること 2 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること 3 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること 4 水面を埋め立て、又は干拓すること 5 河川、湖沼等の水位又は水量を増減を及ぼさせること （行為の着手制限） 届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ当該行為に着手してはならない。	条26① （適用除外） 条26⑥ 則25 （国等に関する特例） 条40	国等が行う場合は届出にかえて通知

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（森林づくり推進課 鳥獣対策室） 1（6）	鳥獣保護区内の特別保護地区 （法 29）	国指定 環境大臣	許 可 環境省 中部地方環境事務所 信越自然環境事務所	(行為の制限) 1 建築物その他工作物を新築、改築、増築 2 水面の埋立て又は干拓 3 木竹の伐採	法 29⑦、令 2 （適用除外） 法 29⑦ ただし書 則 38 県則 3	
		県指定 知 事	許 可 地域振興局 （林務課） ↓ 鳥獣対策室	(行為の制限) 同 上 (許可の範囲) 2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの		
		県指定 地域振興局長 （委 任）	許 可 地域振興局 （林務課）	(行為の制限) 同 上 (許可の範囲) 知事許可の範囲以外全部		
長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱 1（7）	全 域		禁 止	(行為の禁止) ゴルフ場開発は、次の基準内であること。 1 市町村内の標高 1,600m 未満の森林面積の 2%以下であること。 2 県全体の標高 1,600m 未満の森林面積の 2%以下であること。	要綱 4	
1（8） 長野県水環境保全条例 （水大気環境課）	水道水源保全地区 （条 11）	知 事	事前協議 市 町 村 ↓ 地域振興局 （環境課） ↓ 水大気環境課	(行為の制限) 1 ゴルフ場の建設 2 廃棄物の最終処分場の設置 3 土石類の採取その他土地の形質変更で変更に係る土地の面積が規則で定める規模（面積 1ha）を超えるもの	条 12① 県則 4 （適用除外） 条 12④ 県則 5	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
長野県豊かな水資源の保全に関する条例 1（9） （水大気環境課）	水資源保全地域 （条9）	地域振興局長 （委 任）	届 出 地域振興局 （環境課）	（行為の制限） 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。）をする契約（予約を含む。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3月前までに、必要事項を知事に届け出なければならない。	条10① 県則5、6 （適用除外） 条10⑥ 県則8	
1（10） 土壌汚染対策法（水大気環境課）	全 域	地域振興局長 （長野市の区域にあっては長野市長、松本市の区域にあっては松本市長）	届 出 地域振興局 （環境課）	（行為の制限） 土地所有者等は土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の確認に係る土地において、900㎡以上の土地の形質の変更を行おうとする又はさせようとするときは、あらかじめ県へ届け出なければならない。 なお、知事は土地所有者等に土壌汚染状況調査の実施を命令（以下、この項において「調査命令」という。）するものとする。 3,000㎡以上（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地においては900㎡）の土地の形質の変更を行おうとする者は、工事着手30日前までに県へ届け出なければならない。 なお、この届出を受けて汚染のおそれがあると県が認めるときは、知事は土地所有者等に調査命令をすることができる。（ただし、調査命令については、原則、届出時に土壌汚染状況調査の結果を添付した場合を除く。）	法3⑦ 則21④ 法3⑧ （適用除外） 法3⑦IⅡ 法4① 則22 法4③ （適用除外） 法4①IⅡⅢ	土壌汚染状況調査の結果、法に規定された基準を超過した場合は、公示、区域指定される。

適用法令等 (主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行 為 の 禁 止 ・ 制 限 又 は 規 制 の 内 容	根拠 条文	備 考																																										
1 (1) 環 境 影 響 評 価 法 (環境政策課)	全 域	主務大臣等	配慮書 方法書 準備書 評価書 } の作成 ・送付 主務大臣等 市 町 村 地 域 振 興 局 (環境課) ↓ 環境政策課	対象事業(第一種事業又は手続を行う必要があると判定された第二種事業)が環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価(第一種事業及び第二種事業の要件) <table border="1" data-bbox="927 320 2110 1740"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>第一種事業の要件</th> <th>第二種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の新設及び改築</td> <td>① 高速自動車国道すべて ② 一般国道 4車線以上かつ長さ 10km以上 ③ 林道 幅員 6.5m以上かつ長さ 20km以上</td> <td>① - ② 一般国道 4車線以上かつ長さ 7.5km以上 ③ 林道 幅員 6.5m以上かつ長さ 15km以上</td> </tr> <tr> <td>2 ダムの新築、堰の新築及び改築、河川工事</td> <td>① ダム 貯水面積 100ha 以上 ② 堰 湛水面積 100ha 以上 ③ 湖沼水位調節施設 湖沼開発面積 100ha 以上 ④ 放水路 形状変更面積 100ha 以上</td> <td>① ダム 貯水面積 75ha 以上 ② 堰 湛水面積 75ha 以上 ③ 湖沼水位調節施設 湖沼開発面積 75ha 以上 ④ 放水路 形状変更面積 75ha 以上</td> </tr> <tr> <td>3 鉄道、軌道の建設及び改良</td> <td>① 新幹線鉄道すべて ② 普通鉄道・軌道 長さ 10km以上</td> <td>① - ② 普通鉄道・軌道 長さ 7.5km以上</td> </tr> <tr> <td>4 飛行場及びその施設の設置又は変更</td> <td>① 飛行場設置 滑走路の長さ 2500m 以上 ② 滑走路の新設 長さ 2500m以上 滑走路の延長 長さ 500m以上かつ延長後長さ 2500m以上</td> <td>① 飛行場設置 滑走路の長さ 1875m 以上 ② 滑走路の新設 長さ 1875m以上 滑走路の延長 長さ 375m以上かつ延長後長さ 1875m以上</td> </tr> <tr> <td>5 発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事</td> <td>① 水力発電所 出力3万kW以上 ② 火力発電所 出力15万kW以上 ③ 地熱発電所 出力1万kW以上 ④ 原子力発電所すべて ⑤ 太陽電池発電所 出力4万kW以上 ⑥ 風力発電所 出力1万kW以上</td> <td>① 水力発電所 出力2.25万kW以上 ② 火力発電所 出力11.25万kW以上 ③ 地熱発電所 出力7500kW以上 ④ - ⑤ 太陽電池発電所 出力3万kW以上 ⑥ 風力発電所 出力7500kW以上</td> </tr> <tr> <td>6 廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更</td> <td>• 埋立面積 30ha 以上</td> <td>• 埋立面積 25ha 以上</td> </tr> <tr> <td>7 公有水面その他の水面の埋立て及び干拓</td> <td>• 埋立面積 50ha 超</td> <td>• 埋立面積 40ha 以上</td> </tr> <tr> <td>8 土地区画整理事業(土地区画整理法第2条第1項に規定する事業)</td> <td>• 面積 100ha 以上</td> <td>• 面積 75ha 以上</td> </tr> <tr> <td>9 新住宅市街地開発事業(新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する事業)</td> <td>• 面積 100ha 以上</td> <td>• 面積 75ha 以上</td> </tr> <tr> <td>10 工業団地造成事業(首都圏近郊整備法、近畿圏近郊整備法に規定する事業)</td> <td>• 面積 100ha 以上</td> <td>• 面積 75ha 以上</td> </tr> <tr> <td>11 新都市基盤整備事業(新都市基盤整備法第2条第1項に規定する事業)</td> <td>• 面積 100ha 以上</td> <td>• 面積 75ha 以上</td> </tr> <tr> <td>12 流通業務団地造成事業(流通業務市街地整備法第2条第2項に規定する事業)</td> <td>• 面積 100ha 以上</td> <td>• 面積 75ha 以上</td> </tr> <tr> <td>13 上記に準ずるものとして政令で定める事業</td> <td>• 宅地の造成の事業面積 100ha 以上</td> <td>• 宅地の造成の事業面積 75ha 以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	第一種事業の要件	第二種事業の要件	1 道路の新設及び改築	① 高速自動車国道すべて ② 一般国道 4車線以上かつ長さ 10km以上 ③ 林道 幅員 6.5m以上かつ長さ 20km以上	① - ② 一般国道 4車線以上かつ長さ 7.5km以上 ③ 林道 幅員 6.5m以上かつ長さ 15km以上	2 ダムの新築、堰の新築及び改築、河川工事	① ダム 貯水面積 100ha 以上 ② 堰 湛水面積 100ha 以上 ③ 湖沼水位調節施設 湖沼開発面積 100ha 以上 ④ 放水路 形状変更面積 100ha 以上	① ダム 貯水面積 75ha 以上 ② 堰 湛水面積 75ha 以上 ③ 湖沼水位調節施設 湖沼開発面積 75ha 以上 ④ 放水路 形状変更面積 75ha 以上	3 鉄道、軌道の建設及び改良	① 新幹線鉄道すべて ② 普通鉄道・軌道 長さ 10km以上	① - ② 普通鉄道・軌道 長さ 7.5km以上	4 飛行場及びその施設の設置又は変更	① 飛行場設置 滑走路の長さ 2500m 以上 ② 滑走路の新設 長さ 2500m以上 滑走路の延長 長さ 500m以上かつ延長後長さ 2500m以上	① 飛行場設置 滑走路の長さ 1875m 以上 ② 滑走路の新設 長さ 1875m以上 滑走路の延長 長さ 375m以上かつ延長後長さ 1875m以上	5 発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事	① 水力発電所 出力3万kW以上 ② 火力発電所 出力15万kW以上 ③ 地熱発電所 出力1万kW以上 ④ 原子力発電所すべて ⑤ 太陽電池発電所 出力4万kW以上 ⑥ 風力発電所 出力1万kW以上	① 水力発電所 出力2.25万kW以上 ② 火力発電所 出力11.25万kW以上 ③ 地熱発電所 出力7500kW以上 ④ - ⑤ 太陽電池発電所 出力3万kW以上 ⑥ 風力発電所 出力7500kW以上	6 廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更	• 埋立面積 30ha 以上	• 埋立面積 25ha 以上	7 公有水面その他の水面の埋立て及び干拓	• 埋立面積 50ha 超	• 埋立面積 40ha 以上	8 土地区画整理事業(土地区画整理法第2条第1項に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上	9 新住宅市街地開発事業(新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上	10 工業団地造成事業(首都圏近郊整備法、近畿圏近郊整備法に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上	11 新都市基盤整備事業(新都市基盤整備法第2条第1項に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上	12 流通業務団地造成事業(流通業務市街地整備法第2条第2項に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上	13 上記に準ずるものとして政令で定める事業	• 宅地の造成の事業面積 100ha 以上	• 宅地の造成の事業面積 75ha 以上	法2② 法2③ 令1 令6 法3の3 法3の4 法4 法5 法6 法14 法15 法21 法22 法25 法26	[国の関与] 第一種事業及び第二種事業は、国が実施し、又は許認可等を行うものに限る。 「第一種事業」 必ず環境影響評価その他の手続を実施する事業 「第二種事業」 環境影響評価その他の手続を実施する必要があるかどうかの判定を主務大臣等が行う事業
	区 分	第一種事業の要件	第二種事業の要件																																													
	1 道路の新設及び改築	① 高速自動車国道すべて ② 一般国道 4車線以上かつ長さ 10km以上 ③ 林道 幅員 6.5m以上かつ長さ 20km以上	① - ② 一般国道 4車線以上かつ長さ 7.5km以上 ③ 林道 幅員 6.5m以上かつ長さ 15km以上																																													
	2 ダムの新築、堰の新築及び改築、河川工事	① ダム 貯水面積 100ha 以上 ② 堰 湛水面積 100ha 以上 ③ 湖沼水位調節施設 湖沼開発面積 100ha 以上 ④ 放水路 形状変更面積 100ha 以上	① ダム 貯水面積 75ha 以上 ② 堰 湛水面積 75ha 以上 ③ 湖沼水位調節施設 湖沼開発面積 75ha 以上 ④ 放水路 形状変更面積 75ha 以上																																													
	3 鉄道、軌道の建設及び改良	① 新幹線鉄道すべて ② 普通鉄道・軌道 長さ 10km以上	① - ② 普通鉄道・軌道 長さ 7.5km以上																																													
	4 飛行場及びその施設の設置又は変更	① 飛行場設置 滑走路の長さ 2500m 以上 ② 滑走路の新設 長さ 2500m以上 滑走路の延長 長さ 500m以上かつ延長後長さ 2500m以上	① 飛行場設置 滑走路の長さ 1875m 以上 ② 滑走路の新設 長さ 1875m以上 滑走路の延長 長さ 375m以上かつ延長後長さ 1875m以上																																													
	5 発電用の事業用電気工作物の設置又は変更の工事	① 水力発電所 出力3万kW以上 ② 火力発電所 出力15万kW以上 ③ 地熱発電所 出力1万kW以上 ④ 原子力発電所すべて ⑤ 太陽電池発電所 出力4万kW以上 ⑥ 風力発電所 出力1万kW以上	① 水力発電所 出力2.25万kW以上 ② 火力発電所 出力11.25万kW以上 ③ 地熱発電所 出力7500kW以上 ④ - ⑤ 太陽電池発電所 出力3万kW以上 ⑥ 風力発電所 出力7500kW以上																																													
	6 廃棄物の最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更	• 埋立面積 30ha 以上	• 埋立面積 25ha 以上																																													
	7 公有水面その他の水面の埋立て及び干拓	• 埋立面積 50ha 超	• 埋立面積 40ha 以上																																													
	8 土地区画整理事業(土地区画整理法第2条第1項に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上																																													
	9 新住宅市街地開発事業(新住宅市街地開発法第2条第1項に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上																																													
	10 工業団地造成事業(首都圏近郊整備法、近畿圏近郊整備法に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上																																													
	11 新都市基盤整備事業(新都市基盤整備法第2条第1項に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上																																													
12 流通業務団地造成事業(流通業務市街地整備法第2条第2項に規定する事業)	• 面積 100ha 以上	• 面積 75ha 以上																																														
13 上記に準ずるものとして政令で定める事業	• 宅地の造成の事業面積 100ha 以上	• 宅地の造成の事業面積 75ha 以上																																														

適用法令等 (主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行 為 の 禁 止 ・ 制 限 又 は 規 制 の 内 容	根拠 条文	備 考																														
1 (1) (2) 長野県環境影響評価条例 (環境政策課)	全域	知 事	配慮書 方法書 準備書 評価書 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> } の作成 ・送付 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> 市町村 地域振興局 (環境課) ↓ 環境政策課 </div>	対象事業(第1種事業又は手続を行う必要があると判定された第2種事業)が環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価(第1種事業及び第2種事業の要件) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 35%;">第1種事業の要件</th> <th style="width: 35%;">第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 道路の建設</td> <td>① 自動車専用道路 新設全て ② 自動車専用道路 改築1km以上 ③ 県道等 4車線以上かつ長さ10km以上 ④ ー</td> <td>① ー ② ー ③ 県道等 4車線以上かつ長さ7.5km以上 ④ 一般国道、県道、林道等 2車線以上かつ森林の区域等の長さ10km以上</td> </tr> <tr> <td>2 ダムの建設</td> <td>・ 貯水面積50ha以上</td> <td>・ 森林の区域等の貯水面積30ha以上</td> </tr> <tr> <td>3 鉄道の建設</td> <td>・ 長さ10km以上</td> <td>・ 長さ7.5km以上</td> </tr> <tr> <td>4 飛行場の建設</td> <td>① 陸上空港等の設置すべて ② 陸上空港等の滑走路の新設すべて ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ500m以上</td> <td>① ー ② ー ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ375m以上</td> </tr> <tr> <td>5 工場又は事業場の建設</td> <td>・ 排出ガス量10万m³/時以上又は排出水量1万m³/日以上</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>6 電気工作物の建設</td> <td>① 水力発電所の設置 出力1.5万kW以上 ② 地熱発電所の設置 出力5,000kW以上 ③ 風力発電所の設置 出力5,000kW以上 ④ 太陽光発電所の設置 敷地面積50ha以上 ⑤ 送電線の設置 電圧17万V以上かつこう長1km以上</td> <td>① ー ② ー ③ ー ④ 太陽光発電所の設置 森林の区域等の敷地面積20ha以上 ⑤ ー</td> </tr> <tr> <td>7 廃棄物処理施設の建設</td> <td>① ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置 処理能力4t/時以上 ② し尿処理施設の設置 処理能力250kl/日以上 ③ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置 埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m³以上</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>8 下水道終末処理場の建設</td> <td>・ 敷地面積15ha以上</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設※</td> <td>① ゴルフ場又はスキー場の設置 敷地面積50ha以上 ② ー</td> <td>① ゴルフ場又はスキー場の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上 ② 運動競技場、遊園地その他のレクリエーション施設の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上かつ土地形質変更面積10ha以上</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	第1種事業の要件	第2種事業の要件	1 道路の建設	① 自動車専用道路 新設全て ② 自動車専用道路 改築1km以上 ③ 県道等 4車線以上かつ長さ10km以上 ④ ー	① ー ② ー ③ 県道等 4車線以上かつ長さ7.5km以上 ④ 一般国道、県道、林道等 2車線以上かつ森林の区域等の長さ10km以上	2 ダムの建設	・ 貯水面積50ha以上	・ 森林の区域等の貯水面積30ha以上	3 鉄道の建設	・ 長さ10km以上	・ 長さ7.5km以上	4 飛行場の建設	① 陸上空港等の設置すべて ② 陸上空港等の滑走路の新設すべて ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ500m以上	① ー ② ー ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ375m以上	5 工場又は事業場の建設	・ 排出ガス量10万m ³ /時以上又は排出水量1万m ³ /日以上	ー	6 電気工作物の建設	① 水力発電所の設置 出力1.5万kW以上 ② 地熱発電所の設置 出力5,000kW以上 ③ 風力発電所の設置 出力5,000kW以上 ④ 太陽光発電所の設置 敷地面積50ha以上 ⑤ 送電線の設置 電圧17万V以上かつこう長1km以上	① ー ② ー ③ ー ④ 太陽光発電所の設置 森林の区域等の敷地面積20ha以上 ⑤ ー	7 廃棄物処理施設の建設	① ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置 処理能力4t/時以上 ② し尿処理施設の設置 処理能力250kl/日以上 ③ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置 埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m ³ 以上	ー	8 下水道終末処理場の建設	・ 敷地面積15ha以上	ー	9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設※	① ゴルフ場又はスキー場の設置 敷地面積50ha以上 ② ー	① ゴルフ場又はスキー場の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上 ② 運動競技場、遊園地その他のレクリエーション施設の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上かつ土地形質変更面積10ha以上	条2II 条2III 県則2 県則3 条4の3 条4の4 条5 条6 条7 条14 条15 条21 条21の3	[国の特例] なし 「第1種事業」 必ず環境影響評価その他の手続を実施する事業 「第2種事業」 環境影響評価その他の手続を実施する必要があるかどうかの判定を知事が行う事業 「森林の区域等」 ・ 森林法の国有林及び地域森林計画対象民有林 ・ 自然公園法の国立公園、国定公園及び長野県立自然公園条例の長野県立自然公園 ・ 河川法の河川区域 ・ 自然環境保全法の原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、長野県自然環境保全条例の長野県自然環境保全地域、郷土環境保全地域 ・ 長野県水環境保全条例の水道水源保全地区 ・ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例の水資源保全地域 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の生息地等保護区 ・ 長野県希少野生動植物保護条例の生息地等保護区 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の鳥獣保護区
			区 分	第1種事業の要件	第2種事業の要件																															
			1 道路の建設	① 自動車専用道路 新設全て ② 自動車専用道路 改築1km以上 ③ 県道等 4車線以上かつ長さ10km以上 ④ ー	① ー ② ー ③ 県道等 4車線以上かつ長さ7.5km以上 ④ 一般国道、県道、林道等 2車線以上かつ森林の区域等の長さ10km以上																															
			2 ダムの建設	・ 貯水面積50ha以上	・ 森林の区域等の貯水面積30ha以上																															
			3 鉄道の建設	・ 長さ10km以上	・ 長さ7.5km以上																															
			4 飛行場の建設	① 陸上空港等の設置すべて ② 陸上空港等の滑走路の新設すべて ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ500m以上	① ー ② ー ③ 陸上空港等の滑走路の延長 長さ375m以上																															
			5 工場又は事業場の建設	・ 排出ガス量10万m ³ /時以上又は排出水量1万m ³ /日以上	ー																															
			6 電気工作物の建設	① 水力発電所の設置 出力1.5万kW以上 ② 地熱発電所の設置 出力5,000kW以上 ③ 風力発電所の設置 出力5,000kW以上 ④ 太陽光発電所の設置 敷地面積50ha以上 ⑤ 送電線の設置 電圧17万V以上かつこう長1km以上	① ー ② ー ③ ー ④ 太陽光発電所の設置 森林の区域等の敷地面積20ha以上 ⑤ ー																															
			7 廃棄物処理施設の建設	① ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置 処理能力4t/時以上 ② し尿処理施設の設置 処理能力250kl/日以上 ③ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の設置 埋立面積5ha以上又は埋立容量25万m ³ 以上	ー																															
			8 下水道終末処理場の建設	・ 敷地面積15ha以上	ー																															
9 スポーツ又はレクリエーション施設の建設※	① ゴルフ場又はスキー場の設置 敷地面積50ha以上 ② ー	① ゴルフ場又はスキー場の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上 ② 運動競技場、遊園地その他のレクリエーション施設の設置 森林の区域等の敷地面積30ha以上かつ土地形質変更面積10ha以上																																		

適用法令等 (主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行 為 の 禁 止 ・ 制 限 又 は 規 制 の 内 容	根拠 条文	備 考																											
1 (12) 長野県環境影響評価条例 (環境政策課)				<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="913 291 1190 330">区 分</th> <th data-bbox="1190 291 1649 330">第1種事業の要件</th> <th data-bbox="1649 291 2115 330">第2種事業の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="913 330 1190 394">10 土地区画整理事業 ※</td> <td data-bbox="1190 330 1649 394">① 施行面積 100ha 以上 ② -</td> <td data-bbox="1649 330 2115 394">① 施行面積 75ha 以上 ② 森林の区域等の施行面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 394 1190 432">11 住宅団地の造成 ※</td> <td data-bbox="1190 394 1649 432">• 面積 20ha 以上</td> <td data-bbox="1649 394 2115 432">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 432 1190 471">12 工業団地の造成 ※</td> <td data-bbox="1190 432 1649 471">• 面積 50ha 以上</td> <td data-bbox="1649 432 2115 471">• 森林の区域等の面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 471 1190 510">13 流通業務団地の造成※</td> <td data-bbox="1190 471 1649 510">• 面積 20ha 以上</td> <td data-bbox="1649 471 2115 510">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 510 1190 548">14 別荘団地の造成 ※</td> <td data-bbox="1190 510 1649 548">• 面積 50ha 以上</td> <td data-bbox="1649 510 2115 548">• 森林の区域等の面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 548 1190 612">15 土石の採取又は鉱物の掘採</td> <td data-bbox="1190 548 1649 612">• 面積 50ha 以上</td> <td data-bbox="1649 548 2115 612">• 森林の区域等の面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 612 1190 676">16 工作物の用に供する一団の土地の造成</td> <td data-bbox="1190 612 1649 676">• 面積 50ha 以上</td> <td data-bbox="1649 612 2115 676">• 森林の区域等の面積 30ha 以上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="913 676 1190 774">17 複合事業</td> <td data-bbox="1190 676 1649 774">• 6④、9～14 の※印の第1種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの</td> <td data-bbox="1649 676 2115 774">• 6④、9～14 の※印の第2種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	第1種事業の要件	第2種事業の要件	10 土地区画整理事業 ※	① 施行面積 100ha 以上 ② -	① 施行面積 75ha 以上 ② 森林の区域等の施行面積 30ha 以上	11 住宅団地の造成 ※	• 面積 20ha 以上	-	12 工業団地の造成 ※	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上	13 流通業務団地の造成※	• 面積 20ha 以上	-	14 別荘団地の造成 ※	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上	15 土石の採取又は鉱物の掘採	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上	16 工作物の用に供する一団の土地の造成	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上	17 複合事業	• 6④、9～14 の※印の第1種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの	• 6④、9～14 の※印の第2種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの		<ul style="list-style-type: none"> ● 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の湿地の区域 ● 都市計画法の風致地区
				区 分	第1種事業の要件	第2種事業の要件																											
				10 土地区画整理事業 ※	① 施行面積 100ha 以上 ② -	① 施行面積 75ha 以上 ② 森林の区域等の施行面積 30ha 以上																											
				11 住宅団地の造成 ※	• 面積 20ha 以上	-																											
				12 工業団地の造成 ※	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上																											
				13 流通業務団地の造成※	• 面積 20ha 以上	-																											
				14 別荘団地の造成 ※	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上																											
				15 土石の採取又は鉱物の掘採	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上																											
				16 工作物の用に供する一団の土地の造成	• 面積 50ha 以上	• 森林の区域等の面積 30ha 以上																											
				17 複合事業	• 6④、9～14 の※印の第1種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの	• 6④、9～14 の※印の第2種事業の要件の面積比の値の合計が 1 以上であるもの																											

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考																				
<p style="text-align: center;">1 (13)</p> <p style="text-align: center;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律（資源循環推進課）</p>				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設の種類</th> <th style="width: 50%;">規模（処理能力）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑪水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>⑫廃水銀等の硫化施設</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>⑬汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>⑭廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>⑮廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>⑯廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>⑰ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設</td> <td>すべて</td> </tr> <tr> <td>⑱焼却施設</td> <td>200kg/時間以上のもの又は火格子面積2m²以上のもの</td> </tr> <tr> <td>⑲最終処分場 イ 遮断型最終処分場 ロ 安定型最終処分場 ハ 上記以外の廃棄物の処分場（管理型最終処分場）</td> <td>すべて</td> </tr> </tbody> </table>	施設の種類	規模（処理能力）	⑪水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて	⑫廃水銀等の硫化施設	すべて	⑬汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて	⑭廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべて	⑮廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	すべて	⑯廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	すべて	⑰ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて	⑱焼却施設	200kg/時間以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの	⑲最終処分場 イ 遮断型最終処分場 ロ 安定型最終処分場 ハ 上記以外の廃棄物の処分場（管理型最終処分場）	すべて		
	施設の種類	規模（処理能力）																								
⑪水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて																									
⑫廃水銀等の硫化施設	すべて																									
⑬汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて																									
⑭廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべて																									
⑮廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	すべて																									
⑯廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	すべて																									
⑰ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて																									
⑱焼却施設	200kg/時間以上のもの又は火格子面積2m ² 以上のもの																									
⑲最終処分場 イ 遮断型最終処分場 ロ 安定型最終処分場 ハ 上記以外の廃棄物の処分場（管理型最終処分場）	すべて																									
指定区域	知 事 (長野市、松本市の区域の場合はそれぞれの市長)	届 出 地域振興局 (環境・廃棄物対策課) ↓ 資源循環推進課	(行為の制限) 土地の形質変更	法 15 条の 19	指定区域：廃止された最終処分場等廃棄物が地下にある土地																					

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
廃棄物の適正な処理の確保に関する 条例（資源循環推進課） 1（14）	全域（長野市及び松本市の区域を除く）	知 事	事業計画協議 地域振興局 （環境・廃棄物対策課） ↓ 資源循環推進課	（行為の制限） 廃棄物処理施設の設置許可の申請に先立つ知事への事業計画協議	条31条	
1（15） 森 林 法 （森林政策課・森林づくり推進課）	保安林 （法25、25の2） ※長野県に限定してわかりやすく表現しています。	農林水産大臣 （国有保安林及び民有保安林の1～3号）	指定の解除 地域振興局 （林務課） ↓ 森林づくり推進課 ↓ 林野庁 （治山課）	（行為の禁止） 他の用途（森林以外）への転用をする場合は、保安林の指定の解除が必要	法26①② 法26の2①②	保安林の種類 1号：水源かん養 2号：土砂流出防備 3号：土砂崩壊防備 4号：飛砂防備 5号：防風 〃：水害防備 〃：潮害防備 〃：干害防備 〃：防雪 〃：防霧 6号：なだれ防止 〃：落石防止 7号：防火 8号：魚つき 9号：航行目標 10号：保健 11号：風致
		知 事 （民有保安林の4号以下） ※長野県に限定してわかりやすく表現しています。	指定の解除 地域振興局 （林務課） ↓ 森林づくり推進課			
	地域振興局長 （委 任）	許 可 地域振興局 （林務課）	（行為の制限） 1 立木の伐採 2 立竹の伐採 3 立木の損傷 4 家畜の放牧 5 下草・落葉又は落枝の採取 6 土石・樹根の採取 7 開墾その他の土地の形質変更	法34①② （適用除外） 法34①② ただし書 則60 〃62 〃63		
			届 出 地域振興局 （林務課）	（行為の制限） 間伐のための伐採 択伐（人口植栽に係る森林）立木の伐採	法34の2① 法34の3①	

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (15) 森 林 法 (森林政策課・森林づくり推進課)	保安施設地区 (法41)	農林水産大臣	指定の解除 保安林に同じ。	(行為の禁止) 保安林に同じ。	法44	
		地域振興局長 (委 任)	許 可 保安林に同じ。	(行為の制限) 保安林に同じ。	法44	
	保安林予定森林 (法30)	知 事	行為の禁止	(行為の禁止) (告示後 90 日を超えない期間内で下記行為を禁止できる。) ・立木の伐採 ・立竹の伐採 ・土石・樹根の採掘 ・開墾その他土地の形質変更	法31	
地域森林計画対象民有林 (法5)	知 事	許 可 地域振興局 (林務課) ↓ 森林づくり推進課	【林地開発許可】 (行為の制限) 1 森林の開発行為の面積が1haを超えるもの (太陽光発電設備の設置は0.5haを超えるもの) 2 専ら道路の場合は新設又は改築の面積が1haを超え、幅員が3mを超える開発行為 (許可の範囲) 1 森林法第26条第1項及び第26条の2第1項の規定による保安林の指定の解除を必要とするもの 2 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可を必要とするもののうち、その権限が農林水産大臣に属するもの 3 都市計画法第29条第1項の規定による許可を必要とするもののうち、市街化調整区域内における開発行為(都市計画法第35条の2第1項に該当するものを除く。)に該当するもの。 4 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定による許可を必要とするもののうち、都市計画法の定義による開発区域の面積が4haを超えるもの 5 環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業に該当するもの。 6 長野県環境影響評価条例第2条第4号に規定する対象事業に該当するもの 7 他県又は2以上の地域振興局の管轄区域にわたるもの	法10の2① (適用除外) 法10の2① I～III	「森林」 1 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 2 木竹の集団的な生育に供される土地 「開発行為」 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為 [適用除外] 1 国又は地方公共団体が行う場合(みなされる法人も含む。) 2 火災・風水害、その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合 3 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ公益性が高いと認められる事業で、省令で定められるものの施行として行う場合	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (15) 森林法 (森林政策課・森林づくり推進課)	地域森林計画対象民有林 (法5)	地域振興局長 (委任)	許 可 地域振興局 (林務課)	【林地開発許可】 (行為の制限) 同 上 (許可の範囲) 知事許可の範囲以外全部	法10の2① (適用除外) 法10の2① I～III	4 木材の安定供給の確保に関する特別措置法第8条に該当する行為 5 1、3及び4については地域振興局と連絡調整を行うこと。
		市町村長	届 出 市 町 村 (林務担当課)	【森林の土地の所有者となった旨の市町村長への届出】 (届出の範囲) 国土利用計画法第23条第1項の規定による届出をしたとき以外全部 (届出の期間) 土地の所有者となった日から90日以内 (県への報告) 保安林又は保安施設地区内の森林であった場合、市町村長は県知事へ届出のあった日から30日以内に内容を通知しなければならない。	法10の7の2①② 法規則 7 ①③	
	地域森林計画対象民有林の普通林 (法5)	市町村長	届 出 市 町 村 (林務担当課)	(行為の制限) ・立木の伐採 ・開発行為(1ha以下。ただし、太陽光発電設備を目的とする開発行為にかかる土地の面積が0.5haを超えるものは除く。)	法10の8①	[適用除外] 1 保安林及び保安施設地区内の森林(許可) 2 開発行為の許可済森林 3 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務がある者がその履行として行う伐採 法10の8①III～XII
1 (16)長野県ふるさと森林づくり条例 (森林政策課)	森林整備保全重点地域 (条19) 知事は、森林の有する県土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、重点的な森林整備及び保全を図る必要がある地域を、その地域を管轄する市町村長の申出等により、森林整備保全重点地域として指定することができる。	知 事	届 出 地域振興局 (林務課)	(行為の制限) 開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、当該行為にかかる土地の面積が0.1ha以上であるもの。)	条24	[適用除外] 1 森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合。 2 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う場合。 3 非常災害のために必要な応急措置として行う場合。 4 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合。

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (17) 農業振興地域の整備に関する法律 (農業政策課)	農用地区域 (法8②)	地域振興局長 (専 決)	<p style="text-align: center;">同 意 市 町 村</p> <p>(任意) ↓ 地域振興局(農業農村支援センター)へ 事前協議(一定の場合、 農業政策課へ予備協議) ↓ 農用地利用計画変更案の 公告・縦覧(おおむね 30 日間) ↓ 異議申出期間(15日間) ↓ 地域振興局(農業農村支援センター)へ協議</p>	<p>(行為の制限) 農用地区域内における開発行為(法15の2) (行為の制限) 農用地利用計画において指定された用途以外の用途に 供する場合の農地及び採草放牧地の転用(法17)</p>	法13①②④ 法8④	「開発行為」 宅地の造成、土石の採取 その他の土地の形質の変更 又は建築物その他の工作物 の新築、改築若しくは増築 をいう。
	農業振興地域の区域のうち農用地区域以外の区域 (法6)	<p>地域振興局長 (専 決)</p> <p>指定市町村の長 (飯田市、伊那市、 高森町)</p>	勸 告	<p>(行為の制限) 農業振興地域整備計画の達成上、支障を及ぼすおそれ があると認められる次の開発行為 1 農用地区域内にある農用地等において、土砂の流出 若しくは土砂の崩壊等により耕作及び養畜の業務に著 しい支障を及ぼす災害を発生させる開発行為 2 農用地区域内にある農用地等に係る農業用排水施 設の有する機能に著しい支障を及ぼす開発行為</p>	法15の4	

<p style="text-align: center;">1 (18) 農地法 (農業政策課)</p>	<p>農地 採草放牧地 (法2①) (注)採草放牧地については、法第4条の規定による転用の制限の規制の対象となっていない。</p> <p>(移譲市町村) 上田市、中野市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、王滝村、飯綱町</p>	<p style="text-align: center;">地域振興局長 (専決)</p> <p style="text-align: center;">指定市町村の長 (飯田市、伊那市、高森町)</p> <p style="text-align: center;">移譲市町村の長 (1件4ha以下のもの)</p>	<p style="text-align: center;">許 可 市町村農業委員会 ↓ 地域振興局 (農業農村支援センター) 又は 指定市町村</p>	<p>(行為の制限) 農地を農地以外のものにする(農地の転用の制限) (主な適用除外)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第5条第1項の規定により許可を受けて、その許可目的に従って転用する場合(法4①I) 2 国、都道府県又は指定市町村が転用する場合(学校、病院、社会福祉施設、庁舎、宿舍を除く。)(法4①II) 3 市街化区域内にある農地を政令(令3)で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合(法4①VII) 4 耕作の事業を行う者が、その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地(2a未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合(則29I) 5 地方公共団体(都道府県又は指定市町村を除く。)が土地収用法第3条各号に掲げるもの(学校、病院、社会福祉施設、庁舎を除く。)の敷地に供するため、その区域内の農地を転用する場合(則29VI) <p>(行為の制限) 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするため、これらの土地について所有権を移転し、又は使用収益を目的とする権利の設定・移転をすること(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) (主な適用除外)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国、都道府県又は指定市町村が権利を取得する場合(学校、病院、社会福祉施設、庁舎、宿舍を除く。)(法5①I) 2 市街化区域内にある農地又は採草放牧地を政令(令10)で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、権利を取得する場合(法5①VI) 3 地方公共団体(都道府県又は指定市町村を除く。)が土地収用法第3条各号に掲げるもの(学校、病院、社会福祉施設、庁舎を除く。)の敷地に供するため、権利を取得する場合(則53V) 	<p>法4①本文 (適用除外) 法4①各号 則29各号</p> <p>法5①本文 (適用除外) 法5①各号 則53各号</p>	<p>「農地」 耕作の目的に供される土地(休耕地、不耕作地等を含む。) 「採草放牧地」 農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの 「耕作」 土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培すること。</p> <p>(許可基準) 法4⑥ (許可できない転用目的) 法4⑥各号</p> <p>(許可基準) 法5② (許可できない転用目的) 法5②各号</p>
---	---	---	---	---	---	--

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
<p>1 (19) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (農地整備課)</p>	<p>農業用ため池 (法2)</p> <p>「農業用ため池」 農業用水の供給に供される貯水施設であって、堤体及び取水施設により構成されるもの（ただし、高さが15m以上の場合、河川法上のダム又は土地改良法及び独立行政法人水資源機構法による管理規定を定めているものを除く） (法2、則2)</p>	<p>地域振興局長 (委 任)</p>	<p>届 出 地域振興局 (農地整備課)</p>	<p>【農業用ため池の届出】 (届出の範囲) 当該農業用ため池を設置したとき (届出の期間) 遅滞なく</p> <p>【変更の届出】 (届出の範囲) 農業用ため池の届出事項に変更があったとき (届出の期間) 遅滞なく</p> <p>【廃止の届出】 (届出の範囲) 農業用ため池を廃止したとき (届出の期間) 遅滞なく</p>	<p>法4の1 則3 則4</p> <p>法4の2 則5の1</p> <p>法4の2 則5の2</p>	<p>【農業用ため池の届出】 (届出事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業用ため池の名称及び所在地 2 所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 3 管理者がある場合には、当該管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人）の氏名 4 基礎地盤から堤頂までの高さ及び堤頂の長さ並びに貯水する容量 5 管理者がある場合には、その権限の種類及び内容 (添付書類) <ol style="list-style-type: none"> 1 所有者等が法人である場合には、その定款又は寄付行為の写し 2 管理者が法人でない団体である場合には、その規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 3 その他参考書類 <p>【変更の届出】 (届出事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業用ため池の名称及び所在地 2 変更の内容及び理由 3 変更の年月日 <p>【廃止の届出】 (届出事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業用ため池の名称及び所在地 2 廃止の理由 3 廃止の年月日

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (20) 河 川 法 (河川課)	河川区域 (法6) 一級河川 「河川区域」 1 河川の流水が継続して存する土地及び地形草木の生茂の状況、その他の状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地の区域 2 河川管理施設の敷地である土地の区域 3 1に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域		禁 止	(行為の禁止) 1 河川を損傷すること。 2 河川区域内の土地に船舶その他の河川管理者が指定したもの、土石(砂を含む)又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨て、又は放置すること。 ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。 3 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。 (1) 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域 (2) 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域	令16の4	
		知 事	承 認 建設事務所 (維持管理課) ↓ 河川課	(行為の制限) 河川管理者以外の者が行う河川工事又は河川の維持	法20	1 治水上又は利水上影響が著しいものを除き、建設事務所長の承認 2 一級河川の指定区間外(直轄区間)については国土交通大臣の承認(以下許可等の場合も同じ。) 3 準用河川については、市町村長の承認(以下許可等の場合も同じ。)

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (20) 河 川 法 (河川課)		知 事	許 可 建設事務所 (維持管理課) ↓ 河川課	(行為の制限) 1 流水の占有 2 土地の占有 3 工作物の新築、改築又は除却	法 23 法 24 法 26①	1 流水の占有は、特定水利使用については国土交通大臣の許可、砂利採取法第 16 条の規定による採取計画の認可に係るもの及び取水量等の変更を伴わない占有期間の更新は建設事務所長の許可 2 土地の占有は、工作物の新築等に係るもの以外のもの及び土地の占有期間の更新については、建設事務所長の許可 3 工作物の設置期間が6ヶ月以下のも等については建設事務所長の許可
		知 事	登 録 建設事務所 (維持管理課) ↓ 河川課	(行為の制限) 流水の占有	法 23 の 2	<ul style="list-style-type: none"> 直轄区間及び特定水利使用に係る流水を利用するのは国土交通大臣の登録 取水量等の変更を伴わない登録更新は建設事務所長の登録

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (20) 河 川 法 (河川課)	河川区域 (法6) 一級河川	知 事	届 出 建設事務所 (維持管理課) ↓ 河川課	(行為の制限) 1日当たり 50 m ³ 以上の汚水の排出	令 16 の 5 (適用除外) 令 16 の 5 ただし書	[適用除外] 鉱山保安法、採石法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水洗炭業に関する法律、水質汚濁防止法、浄化槽法、砂利採取法、湖沼水質保全特別措置法、特定水道水利障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法、公害防止に関する条例等の規定による許可又は届出等を行っているもの
		建設事務所長 (委 任)	承 認 建設事務所 (維持管理課)	(行為の制限) 河川管理者以外の者が行う河川工事又は河川の維持	法 20	● 治水上又は利水上影響が著しいものは知事の承認
			許 可 建設事務所 (維持管理課)	(行為の制限) 1 流水の占用（砂利採取法第 16 条の規定による採取計画の認可に係るものに限る。） 2 土地の占用 3 土石等の採取 4 工作物の新築、改築又は除却で次に掲げるもの及び中央新幹線鉄道の建設に係る工作物の新築等 (1) 設置期間が 6 月以下の申請に係る工作物 (2) 電柱、電線、索道その他これらに類する工作物 (3) 道路（高速自動車国道、自動車専用道路及び幅員 30 m 以上の道路を除く。）に係る橋（既設の橋に添加する歩道橋以外の橋は、橋長 25m 未満のものに限る。） (4) 河川を横過する水管、ガス管、下水道管その他これらに類する工作物（パイプラインに係るもの並びに橋長が 25m 以上の専用橋及び河底横過によるものを除く。） (5) 河川に排水するために施設する工作物 (6) 家屋の出入口のために河川敷地に固着して施設する簡易な工作物 (7) 家屋の出入口のために河川を横過して施設する簡易な工作物 (8) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法又は農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律の規定に基づき、国が費用を負担し、又は補助する工作物	法 23 法 24 法 25 法 26①	● 土地の占用は、工作物の新築等と併せて行うものは知事の許可（4 に掲げるものを除く。） ● 工作物の新築等は、流水の占用の許可と併せて行うものは知事の許可

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (20) 河 川 法 (河川課)	河川区域 (法6) 一級河川	建設事務所長 (委 任)	許 可 建設事務所 (維持管理課)	5 土地の掘さく、盛土若しくは切土その他の形状を変更又は竹木の栽植若しくは伐採 6 竹木の流送 7 土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件の洗浄又は土石、竹木その他の物件の堆積若しくは設置	法 27① (適用除外) 法 27① ただし書 令 16 の 3 令 16 の 8① (適用除外) 令 16 の 8① ただし書	[適用除外] 1 河川管理施設の敷地から 10m以上離れた土地における耕うん（令 15 の 4） 2 法第 26 条①の許可を受けて設置した工作物の取水又は排水の機能を維持する目的で行う取水口又は排水口付近のしゅんせつ(同上) 3 茶の栽植（栽植の方法により明らかに治水上支障があると認められる場合を除く。）（昭和 40 年長野県告示第 461 号。以下同じ。） 4 養蚕の用に供する目的で行う桑の栽植（新たに桑園を造成するために行う栽植その他明らかに治水上支障があると認められる場合を除く。） 5 竹木の伐採 [適用除外] 日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行われる行為又は営業等のためやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 （20） 河 川 法 （河川課）	河川保全区域 （法54） 「河川保全区域」 河岸又は河川管理施設を 保全するため必要がある と認めて河川管理者が指 定した河川区域に隣接す る一定の区域 長野県内の河川保全区域 の設定がある一級河川で は、河川区域界から 18m 以内が指定されている。	建設事務所長 （委 任）	許 可 建設事務所 （維持管理課）	<p>（行為の制限）</p> <p>1 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状の変更</p> <p>2 工作物の新築又は改築</p> <p>5 1～4に掲げるもののほか、河川管理者が河岸又は河川管理施設の保全上影響が少ないと認めて指定した行為 （河川保全区域内の河川管理施設の敷地から 5m以上離れた堤内の土地において、地表から高さ 3m以上の盛土又は地表から深さ 1m以上の掘削若しくは切土を伴わない木造工作物（基礎コンクリートを含む。）の新築又は改築の行為については、法第 55 条第 1 項の許可を要しないものとして取扱うものとする。（昭和 60 年 4 月 4 日 60 河 第 105 号土木部長名建設事務所長あて通知）</p>	<p>法 55①</p> <p>（適用除外） 法 55① ただし書</p>	<ul style="list-style-type: none"> 河川区域内の工作物の新築、改築又は除却と併せて行うものは知事 <p>[適用除外]（2 から 5 までについては河川管理施設の敷地から 5 m 以内のものを除く。） （令 34）</p> <ol style="list-style-type: none"> 耕うん 堤内の土地における地表から高さ 3m 以内の盛土（堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが 20 m 以上のものを除く。） 堤内の土地における地表から深さ 1m 以内の土地の掘さく又は切土 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く。）の新築又は改築

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (21) 砂利採取法 (河川課)	全 域	建設事務所長 (委 任)	認 可 建設事務所 (維持管理課)	(行為の制限) 業として行う砂利の採取行為	法 16	「砂利」 粒径がおおむね 300 ミリメートル以内、その形状が丸みを帯びたもの (法 2) 「砂利採取業」 砂利（砂及び玉石を含む。）の採取（洗浄を含む。）を行う事業 (法 2) 砂利採取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する知事の登録を受けなければならない。 (法 3)
1 (22) 採石法 (河川課)	全 域	建設事務所長 (委 任)	認 可 建設事務所 (維持管理課)	(行為の制限) 業として行う岩石の採取行為	法 33 (適用除外) 法 34 の 8① 令 1	「岩石」 花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ベントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母及びひる石の 24 種類 (法 2) 「採石業」 岩石の採取（当該岩石の採取を行う場所で当該岩石採取に附随して行う岩石の破碎及び破碎した岩石の洗浄を含む。）の事業 (法 10①Ⅲ) 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する知事の登録を受けなければならない。 (法 32)

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
<p>1 (23) 地すべり等防止法 (農地整備課・森林づくり推進課・砂防課)</p>	<p>地すべり防止区域 (法3)</p>	<p>地域振興局長 建設事務所長 砂防事務所長 (委 任)</p>	<p>許 可 地域振興局 (農地整備課) (林務課) 建設事務所 (維持管理課) 砂防事務所 (総務課)</p>	<p>(行為の制限) 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） 2 地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） 3 のり長3m以上ののり切り又は直高2m以上の切土 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 5 地表から深さ2m以上の掘さく又は地すべり防止施設から5m以内の地域における掘さく（地すべり防止施設から1mを超える地域における地表から深さ50cm未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。） 6 載荷重が1㎡につき10t以上の土石その他の物件の集積</p>	<p>法18① 令5 (適用除外) 法20 令4</p>	<p>[主管課] 1 砂防指定地の存する場合及び2、3以外の場合 [砂防課] 2 保安林の存する場合 [森林づくり推進課] 3 土地改良事業の施行又は計画地域の存する場合 [農地整備課] [適用除外] 1 森林法第34条第2項及び砂防法第4条の規定により許可を受けたもの 2 地すべり防止区域外から鉄管、コンクリート管、竹管その他の漏水のおそれの少ない管渠で、その有効断面積が45㎤以下のものをもって地下水を引く行為 3 地下水をくみ上げる行為（1馬力を超える動力を用いてくみ上げる行為を除く。） 4 水道管（有効断面積が45㎤をこえる水道管で地すべり防止区域外から地下水を引水するものを除く。）、ガス管、その他これらに類する物件の埋設 5 水田（地割れその他の土地の状況により地表水の浸透しやすい水田を除く。）に地表水を放流し、又は停滞させる行為。 6 かんがいの用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に地表水を放流する行為。 7 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した地表水を土地（地割れその他の土地の状況により地表水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為。 8 海、河川その他の公共の水域又は用排水路に地表水を放流する行為。 9 ため池、池その他の貯水施設に地表水を放流し、又は貯留する行為。</p>

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (24)	砂防指定地 (法2)	建設事務所長 砂防事務所長 (委 任)	許 可 建設事務所 (維持管理課) 砂防事務所 (総務課) 直轄工事施行区域 (法6①) については、 国土交通省地方整備 局と協議	(行為の制限) 1 建築物、施設その他の工作物の新築、改築、増築、 移転又は除去 2 立木若しくは竹の伐採又はそれらの滑下若しくは地 引きによる運搬 3 切り取り、盛土、掘削その他の土地の形質を変更する 行為 4 たん水又は水を放流し、若しくは浸透させる行為 5 土石砂れきの採取、鉞物の採掘又はこれらの集積若 しくは投棄 6 樹根又は草根の採取 7 牛馬その他の家畜の放牧 8 砂防設備の占用	法4 条3、条12 (適用除外) 条3①ただし書 規則3	
砂防法・長野県砂防指定地管理条例 (砂防課)	<p>[適用除外]</p> <p>1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為</p> <p>(1) 宅地（次に掲げる土地の区域内のものを除く。）において行う建築物、施設その他の工作物の新築等</p> <p>ア 急傾斜地（傾斜度が30度以上である土地の区域であって、高さが5m以上のものをいう。以下同じ。）</p> <p>イ 急傾斜地の先端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該先端からの水平距離が10m以内の区域</p> <p>ウ 急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であって、当該下端からの水平距離が10m以内の区域</p> <p>エ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により地すべり防止区域に指定された土地の区域</p> <p>オ 砂防設備からの水平距離が5m以内の土地の区域</p> <p>カ 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域（同法が適用又は準用されない河川にあつては、同項第1号の土地の区域）</p> <p>(2) 載荷重が1㎡につき2.5t以下の仮設工作物の新築等であつて、土地の形質の変更を伴わないもの（前号のア、イ、オ及びカに該当する土地の区域において行うものを除く。）</p> <p>(3) 除伐、間伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採</p> <p>(4) 高さが50cm以下の切土又は深さが50cm以下の掘削であつて、水の浸透又は停滞を増加させないもの（次に掲げる土地の区域において行うものを除く。）</p> <p>ア 第1号のア、イ、オ及びカに該当する土地の区域</p> <p>イ 急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域であつて、当該下端からの水平距離が2m以内の区域</p> <p>(5) 水田（地割れその他の土地の状況により水の浸透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は貯留する行為</p> <p>(6) かんがい用に供するため土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に水を放流する行為</p> <p>(7) 日常生活の用に供するため宅地（地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）において散水し、水を浸透させる行為</p> <p>(8) 用排水路に水を放流する行為</p> <p>(9) ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為</p> <p>(10) 載荷重が1平方メートルにつき2.5t以下の土石砂れき又は鉞物の集積（第1号のア、イ、オ及びカに該当する土地の区域において行うものを除く。）</p> <p>(11) 農地において耕うんその他の農作業として行う行為（第5号及び第6号に掲げる行為を除く。）</p> <p>(12) 自家用のための立木若しくは竹の伐採、草根の採取又は土石砂れきの採取（機械力を使用しないで行うものに限る。）</p>					

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (25) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (砂防課)	急傾斜地崩壊危険区域 (法3)	建設事務所長 砂防事務所長 (委任)	許 可 建設事務所 (維持管理課) 砂防事務所 (総務課)	(行為の制限) 1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 3 のり切、切土、掘さく又は盛土 4 立木竹の伐採 5 木竹の滑下又は地引による搬出 6 土石の採取又は集積 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	法7 (適用除外) 法7① ただし書 令2	
[適用除外] 1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為 2 当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為 3 水田（地割れその他の土地の状況により水の浸透しやすい水田を除く。）に水を放流し、又は停滞させる行為 4 かんがいの用に供するため、土地（水田及び地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に水を放流する行為 5 日常生活の用に供するため、又は日常生活の用に供した水を土地（地割れその他の土地の状況により水の著しく浸透する土地を除く。）に放流する行為 6 用排水路に水を放流する行為 7 ため池その他の貯水施設に水を放流し、又は貯留する行為 8 除伐又は倒木竹若しくは枯損木竹の伐採 9 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲				げる行為 (1) 長さが3m以下ののり切で、のり面の崩壊を生じさせないもの (2) 高さが50cm以下の切土又は深さが50cm以下の掘さくで、急傾斜地の下端から2m以上離れた土地で行うもの (3) 高さが2m以下の盛土 (4) 木竹の滑下又は地引による搬出 (5) 地表から50cm以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から2m以上離れた土地で行うもの (6) 載荷重が1㎡につき2.5t以下の土石の集積 10 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の上端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為 (1) 9(1)に掲げる行為 (2) 高さが50cm以下の切土又は深さが50cm以下の掘さくで、水の浸透又は停滞を増加させないもの 11 その他他法令の定めにより行う行為		
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の 推進に関する法律 (砂防課) 1 (26)	土砂災害特別警戒区域 (法9)	知 事	届 出 建設事務所 (維持管理課) 砂防事務所 (総務課) ↓ 砂防課	(行為の制限) 区域内における開発行為で、建築が予定されている建築物の用途が次に掲げるもの（特定開発行為） 1 住宅（自己の居住の用に供するものを除く。） 2 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く。）、有料老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、保護施設（医療保護施設及び宿所提供施設を除く。）、児童福祉施設（児童自立支援施設を除く。）、障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。）の用に供する施設、母子福祉施設、母子健康センターその他これらに類する施設 3 特別支援学校及び幼稚園 4 病院、診療所及び助産所	法10	「開発行為」 都市計画法4⑫に定める開発行為。主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

適用法令等 (主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 (都市・まちづくり課) 1 (27)	全域	建設事務所長 (委 任)	許 可 建設事務所 (維持管理課)	(行為の制限) 面積が 3,000 m ² 以上又は高さが 5 m以上の土砂等の盛土等	条 8	「土砂等」 土砂及び土砂に混入し、又は付着している物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物を除く）をいう。 「盛土等」 盛土、土地の埋め立てその他土砂等の堆積を行う行為をいう。
1 (28) 都市計画法 (都市・まちづくり課)	市街化区域 (法 7①)	建設事務所長 (委任) 長野市長 松本市長	許 可 市町村 ↓ 建設事務所 (建築担当課)	(行為の制限) 面積が 1,000 m ² 以上の開発行為 建築行為	法 29① 令 19 法 42	「開発行為」 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。
	市街化調整区域 (法 7①)	知 事 長野市長 松本市長	許 可 市町村 ↓ 建設事務所 (建築担当課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 開発行為 建築行為	法 29① 法 42 法 43	「特定工作物」 1 第一種特定工作物 (1) コンクリートプラント (2) アスファルトプラント (3) クラッシュャープラント (4) 危険物貯蔵処理工工作物等
	市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域 (法 5) 準都市計画区域 (法 5 の 2)	面積が 40,000 m ² を超える開発行為 知 事 長野市長 松本市長	許 可 市町村 ↓ 建設事務所 (建築担当課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 面積 3,000 m ² 以上の開発行為 建築行為	法 29① 令 19 法 42	2 第二種特定工作物 (1) ゴルフコース (2) 野球場等の運動、レジャー施設等で 1ha 以上のもの (3) 墓園で 1ha 以上のもの 「建築行為」 開発許可を受けた開発区域内において、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物等の新築、改築、用途変更を行う場合をいう。

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (28) 都市計画法 (都市・まちづくり課)		知事許可以外 建設事務所長 (委 任) 長野市長 松本市長	許 可 市町村 長野市 ↓ 松本市 建設事務所 (建築担当課)			
	都市計画区域及び準都市 計画区域外の区域	面積が 40,000 m ² を越え る開発行為 知 事 長野市長 松本市長	許 可 市町村 長野市 ↓ 松本市 建設事務所 (建築担当課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 面積 10,000 m ² 以上の開発行為 建築行為	法 29② 令 22 の 2 法 42	
		知事許可以外 建設事務所長 (委 任) 長野市長 松本市長	許 可 市町村 長野市 ↓ 松本市 建設事務所 (建築担当課)			
	市街地開発事業等予定区 域に関する都市計画にお いて定められた区域 (法 12 の 2②)	知 事 又は市長	許 可 市 町 村 ↓ 建設事務所 (維持管理課) ↓ 都市・まちづくり課	(行為の制限) 区域内の土地における次の行為 1 土地の形質の変更 建築物の建築その他工作物の建設	法 52 の 2 (適用除外) 法 52 の 2 ただし書 令 36 の 2	現在、県内には、定めら れた区域はない。
	1 都市計画施設の区域 (法 11①各号) 2 市街地開発事業の施行 区域 (法 12①各号)	市町村長	許 可 市 町 村	(行為の制限) 建築物の建築	法 53 (適用除外) 法 53 ただし書 令 37	
	都市計画事業(土地区画 整理事業及び市街地再開 発事業を除く。)の許可 又は承認を受けた土地の 区域 (法 65①)	市町村長	許 可 市 町 村	(行為の制限) 都市計画事業の施行の障害となるおそれのある次の行 為 1 土地の形質の変更 2 建築物の建築その他工作物の建設 3 重量が 5 t を超える物件の設置又は堆積 (容易に分割され、分割された各部分の重量がそれ ぞれ 5 t 以下となるものを除く。)	法 65 令 40	

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 2 8 (都市計画法 (都市・まちづくり課)	風致地区 (都市計画法9②)	市町村長	許 可 市 町 村 (国、県、市町村、公共的団体が行為を行う場合は、許可にかえて協議)	(行為の制限) 地区内における次の行為 1 建築物の建築その他工作物の建設 2 建築物その他の工作物の色彩の変更 3 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 4 水面の埋立て又は干拓 5 木竹の伐採 6 土石の類の採取 7 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)の堆積	法58 令3 市町村が定める条例	風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令 該当市町村 長野市 松本市 大町市 軽井沢町 御代田町 坂城町 信濃町 山ノ内町
1 2 9 (都市・まちづくり課 土地区画整理法	土地区画整理事業を施行する土地の区域 (法2④)	市町村長	許 可 市 町 村	(行為の制限) 土地区画整理事業の施行の障害となるおそれのある次の行為 1 土地の形質の変更 2 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 3 重量5tを超える物件の設置又は堆積 (容易に分割され、分割された各部分の重量がそれぞれ5t以下となるものを除く。)	法76 令70	施行の認可の公告(個人施行)、設立認可の公告(組合施行)、事業計画の決定の公告(公共団体施行)及び施行地区を変更した場合の事業計画の変更の公告があった日後、換地処分公告がある日までの間
1 3 0 (都市・まちづくり課 駐車場法	都市計画区域 (都市計画法4②)	市町村長	届 出 市 町 村	(行為の制限) 自動車の駐車のために供する面積が500㎡以上の路外駐車場で、駐車料金を徴収するものの設置	法12 令6	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備考
<p style="text-align: center;">1 (31) 建 築 基 準 法 (建築住宅課)</p>	<p>用途地域 (都市計画法8)</p>		<p style="text-align: center;">禁 止</p>	<p>(用途地域等の建築制限)</p> <p>1 第1種低層住居専用地域 建築できるもの 住宅、学校（大学等を除く。）、神社、老人ホーム、公衆浴場等</p> <p>2 第2種低層住居専用地域 建築できるもの 第1種低層住居専用地域に建築できる建築物のほか、150㎡以内の一定の店舗・飲食店等</p> <p>3 第1種中高層住居専用地域 建築できるもの 第1種低層住居専用地域に建築できる建築物のほか、大学等、病院、500㎡以内の一定の店舗・飲食店等</p> <p>4 第2種中高層住居専用地域 建築してはならないもの 第1種住居地域に建築してはならない建築物のほか、ボーリング場、ホテル、自動車教習所、工場等</p> <p>5 第1種住居地域 建築してはならないもの 第2種住居地域に建築してはならない建築物のほか、マージャン屋、カラオケボックス等</p> <p>6 第2種住居地域 建築してはならないもの 準住居地域に建築してはならない建築物のほか、劇場、50㎡を超える工場等</p> <p>7 準住居地域 建築してはならないもの 近隣商業地域で禁止される建築物のほか、150㎡を超える自動車修理工場、客席200㎡以上の劇場、10000㎡を超える店舗等</p> <p>8 田園住居地域 建築できるもの 第2種低層住居専用地域に建築できる建築物のほか、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵を行う工場、農業用倉庫並びに2階以下の農産物直売所及び農家レストラン等</p> <p>9 近隣商業地域 建築してはならないもの 商業地域内で禁止される建築物、料理店、個室付浴場業に係る公衆浴場等</p>	<p>法48</p>	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
1 (31) 建築基準法 (建築住宅課)	用途地域 (都市計画法8)		禁 止	<p>10 商業地域 建築してはならないもの 準工業地域内で禁止される工場、原動機を使用する工場 で作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの等</p> <p>11 準工業地域 建築してはならないもの 火災、爆発の危険のある工場、衛生上有害なガスなど が出る工場、騒音、振動のはげしい工場、個室付浴場業 に係る公衆浴場等</p> <p>12 工業地域 建築してはならないもの ホテル、旅館、料理店、キャバレー、劇場、映画館、 学校、病院、個室付浴場業に係る公衆浴場等</p> <p>13 工業専用地域 建築してはならないもの 工業地域内で禁止される建築物、住宅、老人ホーム、 物品販売店舗、図書館、ボーリング場、ぱちんこ屋等</p> <p>14 用途地域（1～13 地域）の指定のない区域（市街化調 整区域を除く） 建築してはならないもの 劇場、ナイトクラブ又は1万㎡を超える店舗等</p> <p>(卸売市場等の建築制限) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場 等の建築物で都市計画施設でないものは、建築できな い。ただし、上記のものでも、その用途に応じて県都市 計画審議会又は市町村都市計画審議会の議を経て、特定 行政庁が特に認めて許可した場合は建築できる。 また、業種、規模により建築可能な場合がある。</p>	法51	
1 (32) 長野県建築基準法 （建築住宅課）	災害危険区域 (条2)		禁 止	(行為の制限) 住居に供する建築物の建築	条4	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備考
1 (33) 屋外広告物条例 (都市・まちづくり課)	全域 (長野市、松本市、飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町の区域を除く。次項1及び2について同じ。)		禁止	<p>(行為の禁止) 次に掲げる物件に、広告物等を表示し、又は設置すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 橋 2 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止 3 銅像及び記念碑 4 火災報知器、消火栓及び消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設 5 公衆電話ボックス 6 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設 7 電柱及び街路灯柱（規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。） 8 景観重要建造物、景観重要樹木及び景観資産 9 送電塔 10 貯水塔 11 高架構造物 12 よう壁（道路の防護施設に限る。） 13 路上変電塔 14 カーブミラー 15 パーキング・チケット発給設備（道路交通法第49条第2項に規定する設備をいう。） 	条2 県則2①、2②	屋外広告物法3②
				<p>(行為の禁止) 形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法が著しく美観風致を害し、又は倒壊・落下など公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物等を表示し、又は設置すること。</p>	条3	屋外広告物法5
	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域(都市計画法8①I) 2 風致地区(都市計画法8①VII、県則別表第1) 3 道路、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域(県則別表第2) 		禁止	<p>(行為の禁止) 広告物等の表示又は設置</p>	条4 県則4 (指定の特例) 条5 県則5 (適用除外) 条6 県則6	屋外広告物法3① 条12

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備考
1 (33) 屋外広告物条例 (都市・まちづくり課)	1 道路、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域(県則別表第3) 2 美観風致の維持するために特に必要があるもの(県則別表第4)	市町村長	許可 市 町 村	(行為の制限) 広告物等の表示、設置又は改造	条8① 県則9①、9② (許可の基準) 条8② 県則9③ (指定の特例) 条8③ (適用除外) 条8④ 県則9④	屋外広告物法3、4 条12
	地域の特性を生かした美観風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所(市町村長の申出により特別規制地域として指定)(県則別表第6)	市町村長	許可 市 町 村	(行為の制限) 広告物等の表示、設置又は改造	条9 (許可の基準) 条10② 県則10 (指定の特例) 条10⑤ (適用除外) 条10⑥	屋外広告物法3、4 条12
1 (34) 景観法・長野県景観条例 (都市・まちづくり課)	他の景観行政団体の区域を除いた長野県全域	建設事務所長 (5階以上かつ延面積5,000㎡以上の建築物の新築等又は40,000㎡を超える土地の形質変更は知事)	届出 建設事務所 (建築担当課)	(行為の事前届出) 次に掲げる行為で一定規模以上のもの 1 建築物等の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 2 土地の形質変更 3 土石類の採取 4 屋外における物件の堆積	条10 県則5 (適用除外) 条10④ 県則6、7、8①、8②	景観法16
	景観育成重点地域				条10⑤ 県則8③	
	景観育成特定地区				条10⑥	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
1 (35) 文 化 財 保 護 法 (文化財・生涯学習課)	史跡名勝天然記念物に指定された地域 (法 109)	文化庁長官	許 可 市町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課 ↓ 文化庁	(行為の制限) 史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合を除く。）	法 125①	国の機関の場合は同意 (法 168①、②)
		長野県教育委員会 (町村の区域内)	許 可 町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課	(行為の制限) 次に掲げる現状変更等（1から 8 までに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令 1 小規模建築物（階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものをいう。2 において同じ。）で 2 年以内の期限を限って設置されるものの新築、増築又は改築 2 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が 150ha 以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの 3 工作物（建築物を除く。以下この 3 において同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） 4 法第 115 条第 1 項（法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 5 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 6 建築物等の除却（建築又は設置の日から 50 年を経過していない建築物等に係るものに限る。） 7 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。） 8 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 9 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取 10 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け 11 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却 12 1 から 11 までに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定地域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する地域をいう。）における現状変更等	施行令 5 の④	
		市教育委員会 (市の区域内)	許 可 市教育委員会			

適用法令等(主管課名)	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備 考
1 (35) 文化財保護法 (文化財・生涯学習課)	周知の埋蔵文化財包蔵地 (法93)	長野県教育委員会 (長野市及び松本市を除く区域内)	届 出 市町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課	(行為の制限) 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚・古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地の発掘	法93①	60日前までに届出 ただし、国の機関、地方公共団体等の場合は事業計画の策定に当たって通知 (法94①)
		長野市教育委員会 (長野市の区域内) 松本市教育委員会 (松本市の区域内)	届 出 長野市教育委員会 松本市教育委員会			
	重要文化的景観に選定された地域 (法134)	文化庁長官	届 出 市町村教育委員会 ↓ 文化財・生涯学習課 ↓ 文化庁	(行為の制限) 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為(現状変更については、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合を除く。)	法139①	30日前までに届出
	伝統的建造物群保存地区内(法143①、②)	都市計画区域又は準都市計画区域内に定められた伝統的建造物群保存地区の場合は、市町村長及び市町村教育委員会 上記以外の区域に定められた伝統的建造物群保存地区の場合は、市町村教育委員会	許 可 市町村 ↓ 市町村教育委員会	(行為の制限) 伝統的建造物群保存地区内における次の行為(非常災害のために必要な応急措置として行う行為及び通常管理行為、軽易な行為その他の行為で条例で定めるものについては除く。) 1 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却 2 建築物その他の工作物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの 3 宅地の造成その他の土地の形質の変更 4 木竹の伐採 5 土石の類の採取 6 前各号に掲げるもののほか、保存地区の現状を変更する行為で条例で定めるもの	法143①、② 市町村条例	市町村は条例で、政令の定める基準に従い、必要な現状変更の規制について定める。(法143①) 国又は地方公共団体の機関の場合は協議(令4⑤) 条例で定める特定の公益事業の場合は通知(令4⑥)
1 (36) 文化財保護条例 (文化財・生涯学習課)	長野県史跡名勝天然記念物に指定された地域 (条30)	長野県教育委員会	許 可 市町村教育委員会 ↓ 教育事務所 ↓ 文化財・生涯学習課	(行為の制限) 長野県史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	条34 (条13①)	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
<p>1 (38) 工 場 立 地 法 (産業立地・E振興課)</p>	<p>全 域</p>	<p>市町村長</p>	<p>届 出 市 町 村</p>	<p>(行為の制限) 1 対象業種 (1) 製造業 (2) 電気・ガス・熱供給業（水力、地熱及び太陽光発電所は除く） 2 面積要件 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 3 届出の種類 (1) 工場の新設 (2) 工場の変更 (3) 既存工場の最初の変更 4 実施制限期間 届出が受理されてから90日を経過した後でなければ原則として新設又は変更ができない。 ただし、期間短縮の措置がある。 5 準則による生産施設等に対する規制 (1) 生産施設面積率（※1） 敷地面積に対する生産施設の面積の割合は、業種によりそれぞれ30%、40%、45%、50%、55%、60%、65%以下とする。 (2) 緑地面積率（※2） 敷地面積に対する緑地の面積の割合は20%以上とする。 (3) 環境施設面積率（※3） 敷地面積に対する環境施設（緑地を含む）の面積の割合は25%以上とする。 加えて、15%以上のものを敷地の周辺部に配置する。 (4) 法適用以前の既存工場において生産施設の面積の変更が行われるときは、準則適用の緩和措置がある。</p> <p>※1 生産施設：製造工程等が設置される建築物等 ※2 緑地：樹木が生育する区画された土地、地被植物で表面が被われている土地等 ※3 環境施設：池その他の修景施設、運動施設、太陽光発電施設等</p>	<p>法6 法6 法6 法8 法附則3 法11 法4 準則1 準則2 準則3 準則4 準則の備考</p>	<p>準則 「工場立地に関する準則」</p>

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (39) 鉱業法 (産業技術課)	鉱区禁止地域 (法15①) 「鉱区禁止地域」 公害等調整委員会において、 鉱物を指定して鉱業権の設定を禁止した区域	経済産業局長	禁 止	(行為の制限) 鉱業権の設定	法15①	1 法第3条第1項に規定する鉱物に限られる。 2 鉱区の面積は、最大限度と最小限度の定めがある。(法14条) 3 鉱業権には、試掘権と採掘権があり、採掘権は無期限の権利であるが、試掘権は2年間（石油又は可燃性天然ガスは4年間）の有期限である。 ただし、2回まで延長することが可能(法18条)
	全 域	経済産業局長	許 可 経済産業局	(行為の制限) 鉱業権の設定	法21	4 鉱業権は、物権とみなされ、不動産に関する規定が準用される。(法12条) 5 鉱業出願があったときは、経済産業大臣は都道府県知事（国有地については当該行政機関）に協議し、意見を徴する。(法24条)
			届 出 経済産業局	(行為の制限) 試掘事業への着手及び変更	法63①	
認 可 経済産業局	(行為の制限) 採掘事業への着手及び変更	法63②				
1 (40) 火薬類取締法 (産業技術課)	全 域	経済産業大臣	許 可 関東東北産業保安監督部 ↓ 経済産業省	(行為の制限) 火薬類の製造所（知事に委任したものを除く。）の設置及び変更	法3 法7 法10	法第2条に規定する火薬類に限る。
		知 事	許 可 地域振興局 (商工観光課) ↓ 産業技術課	(行為の制限) 1 信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみの製造所又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所の設置及び変更 2 火薬類販売所の設置 3 煙火火薬庫の設置及び変更	法3 法5 法10 法12	
		地域振興局長	許 可 地域振興局 (商工観光課)	(行為の制限) 煙火火薬庫を除く火薬庫の設置及び変更	法12	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
高圧ガス保安法（産業技術課） 1（41）	全 域	知 事	許 可 地域振興局 (商工観光課) ↓ 産業技術課	(行為の制限) 高圧ガス製造所（規定処理量以上）の設置及び変更	法5 法14	
		地域振興局長	許 可 地域振興局 (商工観光課)	(行為の制限) 高圧ガス貯蔵所（規定貯蔵量以上）の設置及び変更	法16 法19	
液化石油ガスの適正化に関する法律（産業技術課） 1（42）	全 域	知 事	許 可 地域振興局 (商工観光課) ↓ 産業技術課	(行為の制限) 液化石油ガス充てん設備の設置及び変更	法37の4	
		地域振興局長	許 可 地域振興局 (商工観光課)	(行為の制限) 液化石油ガス貯蔵施設等（規定貯蔵量以上）の設置及び変更	法36 法37の2	
1（43） 消防法（消防課）	全 域	市町村長 組合・広域連合管理者	許 可 市(組合・広域連合) 消 防 本 部 (予防担当課、係)	(行為の制限) 指定数量以上の危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置及び変更	法10 法11 法11の2	
適用法令	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考

等 (主管課名)						
1 (44) 国土利用計画法 (総合政策課)	県内の全区域	知 事	<p>事後届出</p> <p>市町村 ↓ 届出書 地域振興局(企画振興課) ↓ 意見書 総合政策課</p> <p>(国、地方公共団体等は、届出不要) *契約締結日から起算して2週間以内に届出が必要</p>	<p>(行為の事後届出) 次に掲げる面積以上の土地売買等の締結後、届出をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市街化区域 (都市計画法7①) 2,000㎡以上 1以外の都市計画区域 (都市計画法4②) 5,000㎡以上 1、2以外の区域 10,000㎡以上 <p>(利用目的の変更、是正に必要な措置の勧告) (利用目的についての助言)</p>	<p>法23① (適用除外) 法23② 令17</p> <p>法24 法27の2</p>	<p>土地売買等に該当する主なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 売買 交換 地上権、賃借権の設定譲渡 (一時金を伴うもののみ) 譲渡担保 代物弁済 買戻権等の譲渡 営業譲渡 共有持分の譲渡等 (1~8の予約を含む。) <p>※環境影響評価 (法、条例) 又は自然環境影響調査 (条例) を行う必要がある開発行為に伴う土地売買について、予め相談があった場合は、評価又は調査終了後でなければ、契約を締結し届出をしても利用目的について助言又は勧告をすることがある旨周知する。</p>
1 (45)公有地の拡大の推進に関する法律 (総合政策課)	1 都市計画施設 (都市計画法4⑥) の区域等 (法4①I~V)	知 事 市 長	届 出 有償譲渡しようとする土地の所有者の届出	(行為の制限) 100㎡以上の土地の有償譲渡	法4①I~V、令2① 県条例 (適用除外) 法4②、令3	「有償譲渡」に該当するもの <ol style="list-style-type: none">売買代物弁済交換その他いかなる態様のものであっても契約に基づく有償譲渡であるもの
	2 1以外の市街化区域 (都市計画法7①)	軽井沢町長 御代田町長 辰野町長 箕輪町長 南箕輪村長 松川町長 高森町長 松川村長 白馬村長	<p>町村 ↓ 届出書 買取の有無 総合政策課</p> <p>長野市他 ↑ 買取の有無の照会 買取の有無の回答 ↓ 建設事務所等</p>	(行為の制限) 5,000㎡以上の土地の有償譲渡	法4①VI、令2②I (適用除外) 法4②、令3	
	3 1、2及び市街化調整区域以外の都市計画区域 (都市計画法4②)			(行為の制限) 10,000㎡以上の土地の有償譲渡	法4①VI、令2②II (適用除外) 法4②、令3	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (46) 温 泉 法 (薬事管理課)	全 域	知 事	許 可 保健福祉事務所 (食品・生活衛生課) ↓ 薬事管理課	(行為の制限) 温泉をゆう出させる目的のある土地掘削	法3①	「温泉」 温度が 25℃以上か、温泉法に規定された物質を一つ以上含むものをいう。
1 (47) 墓 地、 埋 葬 等 に 関 する 法 律 (食品・生活衛生課)	全 域	市町村長	許 可 市 町 村	(行為の制限) 1 墓地、納骨堂又は火葬場の経営 2 墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止	法10①、②	「墓地」 墳墓（死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設）を設けるために、墓地として許可を受けた区域 「納骨堂」 他人の委託を受けて焼骨を収蔵するために、納骨堂として許可を受けた施設 「火葬場」 火葬を行うために、火葬場として許可を受けた施設 「経営」 墓地等を設置し、管理し、運営すること。

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (48) 化製場等に関する法律・化製場等に関する法律施行条例 (食品・生活衛生課)	全 域	市町村長	許 可 市 町 村	(行為の制限) 化製場、死亡獣畜取扱場等の設置 (県の許可基準) 1 次の各号に該当しないこと。 (1) 人家が密集している場所 (2) 飲料水が汚染されるおそれのある場所 (3) その他知事が指定する場所 2 条例で定める公衆衛生上必要な構造設備の基準に適合すること。	法2、3、8 法4 条2	「化製場」 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造するために設けられた施設で、化製場として知事の許可を受けたもの 「死亡獣畜取扱場等」 死亡獣畜を解体、埋却、焼却するための施設又は区域で、死亡獣畜取扱場として知事の許可を受けたもの及び魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする油脂、にかわ、肥料、飼料、その他の物の製造施設並びに獣畜、魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場又はこれに類する施設に供給するためにするこれらの物の貯蔵施設
	知事が指定する地域 (法9、条4)	市町村長	許 可 市 町 村	(行為の制限) 政令で定める動物の飼養 (許可基準) 1 知事が指定する地域の基準 (1) 人口密度がおおむね3,000人/k㎡以上の町・字 (2) 市街的形態の区域内にある戸数が全戸数のおおむね5割以上の町・字 (3) 観光地等であるため特に清潔を保持することが必要な町・字 2 飼養許可が必要な動物の種類及び数 牛 1頭 やぎ 4頭 馬 1頭 犬 10頭 豚 1頭 鶏 100羽※ めん羊4頭 あひる 50羽※ ※印(30日未満のひなを除く。) 3 条例で定める公衆衛生上必要な構造設備の基準に適合すること。	法9 条4 令1 条5 条6	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手 続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根 拠 条 文	備 考
1 (49) ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（県警生活安全企画課）	<ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域（除外有り） 第2種住居地域（除外有り） 準住居地域（除外有り） 学校、図書館、児童福祉施設、病院の敷地から一定距離の範囲内の地域 	長野県公安委員会	禁 止	(行為の制限) 風俗営業所の設置	法4②Ⅱ 条3①ⅠⅡⅢ	
	<ul style="list-style-type: none"> 県下全域（除外地域あり。ただし、児童福祉施設、病院及び診療所の敷地から一定距離の範囲内の地域を除く。） 	長野県公安委員会	禁 止	(行為の制限) 特定遊興飲食店営業所の設置	法31の23 条22	
	<ul style="list-style-type: none"> 一団地の官公庁施設、学校、図書館、児童福祉施設、公民館、博物館及び指定施設、病院及び診療所、都市公園の敷地の周囲200mの区域内 県下全域（各営業種別ごとに除外地域あり） 		禁 止	(行為の制限) 店舗型性風俗特殊営業の営業所設置及び広告宣伝	法28①②、⑤ 条11①ⅠⅡⅢⅣ ②ⅠⅡⅢ、条13	
			禁 止	(行為の制限) 無店舗型性風俗特殊営業受付所営業及び広告宣伝	法31条の3①、② 条14、15①②	
			禁 止	(行為の制限) 店舗型電話異性紹介事業及び広告宣伝	法31の13① 条18①②、条20	
	<ul style="list-style-type: none"> 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域（除外有り） 第2種住居地域（除外有り） 準住居地域（除外有り） 		禁 止	(行為の制限) 酒類提供飲食店の深夜営業	法33④ 条27	
	県下全域		時 間 規 制	(行為の制限) 風俗営業（まあじゃん屋を除く4号営業、5号営業）の営業時間	法13② 条7① ②（5号営業のみ）	
				(行為の制限) 特定遊興飲食店営業	法31の23 条23	
	全 域		数 値 規 制	(行為の制限) 風俗営業、特定遊興飲食店営業及び深夜飲食店の騒音、振動	法15、31の23、32② 条8①②、24①②、26①②	

適用法令等（主管課名）	規制・制限を受ける区域	許可等の権限者	手続	行為の禁止・制限又は規制の内容	根拠条文	備考
1 (50) 年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例 （県警生活安全企画課）	<ul style="list-style-type: none"> 一団地の官公庁施設、学校、図書館、児童福祉施設、公民館、博物館及び指定施設、病院及び診療所、都市公園の敷地の周囲200mの区域内 県下全域（除外地域あり。） （年少者立入禁止場所を除く。） 	長野県公安委員会	禁止	(行為の制限) 利用カード販売等 広告物の表示 広告文書等の配置 広告文書等の配布 年少者に対する広告文書等の配布 口頭・拡声機を使用しての広告・宣伝	条7① 条11① 条11② 条11③ 条11④ 条11⑤	
	年少者立入禁止場所		禁止	年少者が利用できない措置が講じられている場合を除く、自動販売機の設置	条7③	

2 事業別、事業主体別土地利用規制の概要

事業別、事業主体別土地利用規制等の概要

凡 例

(1) 規制法をそれぞれ、次のように分類して収録した。

I 環境保全関係

○自然公園法 ○長野県立自然公園条例 ○長野県自然環境保全条例 ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ○長野県希少野生動植物保護条例
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ○長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱 ○長野県水環境保全条例 ○長野県豊かな水資源の保全に関する条例
○土壌汚染対策法 ○環境影響評価法 ○長野県環境影響評価条例 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ○廃棄物の適正な処理の確保に関する条例

II 森林関係

○森林法 ○長野県ふるさとの森林づくり条例

III 農地関係

○農業振興地域の整備に関する法律 ○農地法 ○農業用ため池の管理及び保全に関する法律

IV 土木関係

○河川法 ○砂利採取法 ○採石法 ○地すべり等防止法 ○砂防法・長野県砂防指定地管理条例 ○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ○長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例

V 都市計画関係

○都市計画法 ○土地区画整理法（2-①、②の一覧表のみ） ○駐車場法 ○建築基準法 ○長野県建築基準条例（2-①、②の一覧表のみ）

VI 景観文化財関係

○屋外広告物条例 ○景観法・長野県景観条例 ○文化財保護法 ○文化財保護条例

VII 商工・安全関係

○大規模小売店舗立地法 ○工場立地法 ○鉱業法（2-①、②の一覧表のみ） ○火薬類取締法（2-①、②の一覧表のみ） ○高圧ガス保安法（2-①、②の一覧表のみ）
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（2-①、②の一覧表のみ） ○消防法（2-①、②の一覧表のみ）

VIII 国土利用関係

○国土利用計画法 ○公有地の拡大の推進に関する法律

IX その他

○温泉法 ○墓地、埋葬等に関する法律 ○化製場等に関する法律・化製場等に関する法律施行条例 ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 ○年少者に対しテレホンクラブ等営業の利用を誘発する行為の規制に関する条例（2-①、②の一覧表のみ）

(2) ※印で根拠条文を示した（法律→法、政令→令、省(府)令→則、条例→条、県規則→県則、県要綱→要綱）。

（記載例）法律第1条第2項第3号→※法1②Ⅲ

(3) 各事業毎に一般的に予想される地域の規制法を収録した。したがって、これによってすべての該当する法令を収録していない場合があるので、留意のこと。

(4) 地方公共団体が事業主体の場合、市町村を主体に収録してあるが、県等が事業主体の場合、法令の適用のないものについては、「(県は不要)」等と記した。

(5) 各法令毎に規制を受ける地域を（ ）内で示した。

(6) 「事業別、事業主体別規制法一覧表」では、事業別、事業主体別に、土地利用の形態やその事業を行う場所等により関連する規制法等を左の欄に示した。

規制法等による許可・届出・事前協議等が必要なものは「○」、不要なものは「×」、事業主体（地方公共団体、土地開発公社又は個人・法人）の性質から上覧に示す行為を想定していないものは「－」で示した。（例えば、「2(1)公用・公共用施設用地（学校、保育園、庁舎等）」について、「地方公共団体」や「土地開発公社」は、事業主体として想定できるので、当該欄には「○」か「×」が入り、「個人・法人」は、事業主体として想定できないので、当該欄には「－」が入る。）

(7) 「許可等の権限者別規制法一覧表」では、地域振興局長・知事・大臣等の許可等の権限者ごとに許可等の権限者となる条件を例示した。

規制法等による許可・届出・事前協議等の権限のないものは「×」、権限の行使を想定していないものは「－」で示した。

2-① 事業別、事業主体別規制法一覧表

規制法	担当課	事業主体	2(1) 公用・公共 用施設用地 (学校、保 育園、庁舎 等)	2(2) 住宅用地 (公営住宅、 宅地分譲を 含む。)	2(3) 別荘 (ペンション、宿泊施 設を含む。)ゴルフ 場、スキー場、レジ ャー施設等用地	2(4) 廃棄物 処理施設 用地	2(5)砂利 採取用地 (河川・陸 砂利)	2(6) 採石用地	2(7) 砂利プラント、 アスファルトプラ ント、採石プラ ント 用地	2(8) 駐車場 用地	2(9) 大規模 小売店舗 用地	2(10) 工場 用地	2(11) 太陽光発電施 設(屋根・壁に 設置する場合 を除く。)用地	2(12) 墓地 用地	2(13) 農業用 ため池 用地	
(1)自然公園法	自然保護課	地方公共団体	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)長野県立自然公園 条例	自然保護課	地方公共団体	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3)長野県自然環境保 全条例	自然保護課	地方公共団体	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4)絶滅のおそれのあ る野生動植物の種の 保存に関する法律	自然保護課	地方公共団体	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5)長野県希少野生動 植物保護条例	自然保護課	地方公共団体	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6)鳥獣の保護及び管理 並びに狩猟の適正化 に関する法律	森林づくり 推進課 鳥獣対策室	地方公共団体	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7)長野県ゴルフ場開 発事業に関する指導 要綱	自然保護課	地方公共団体	×	×	○	×	-	-	-	×	-	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	-	-	-	-	-	×	-	×	×	×	×	×
		個人・法人	-	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(8)長野県水環境保全 条例	水大気環境 課	地方公共団体	×	×	×	×	-	-	-	×	-	×	×	×	×	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9)長野県豊かな水資 源の保全に関する条 例	水大気環境 課	地方公共団体	×	×	×	×	-	-	-	×	-	×	×	×	×	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10)土壌汚染対策法	水大気環境 課	地方公共団体	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	○	○
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11)環境影響評価法	環境政策課	地方公共団体	○	○	×	○	-	-	-	×	-	○	○	×	×	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	×	-	○	○	×	-	
		個人・法人	-	○	×	○	×	×	×	×	○	○	○	×	-	
(12)長野県環境影響評 価条例	環境政策課	地方公共団体	○	○	○	○	-	-	-	○	-	○	○	○	×	
		土地開発公社	○	○	-	-	-	-	-	○	-	○	○	○	-	
		個人・法人	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	
(13)廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	資源循環推 進課	地方公共団体	×	×	×	○	-	-	-	×	-	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	-	-	-	-	-	×	-	×	×	×	×	
		個人・法人	-	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
(14)廃棄物の適正な処 理の確保に関する条 例	資源循環推 進課	地方公共団体	×	×	×	×	-	-	-	×	-	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	-	-	-	-	-	×	-	×	×	×	×	
		個人・法人	-	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

規 制 法	担 当 課	事業主体	2(1) 公用・公共 用施設用地 (学校、保 育園、庁舎 等)	2(2) 住宅用地 (公営住宅、 宅地分譲を 含む。)	2(3) 別荘 (ペンション、宿泊施 設を含む。)ゴルフ 場、スキー場、レジ ャー施設等用地	2(4) 廃 棄 物 処理施設 用 地	2(5)砂利 採取用地 (河川・陸 砂利)	2(6) 採石用地	2(7) 砂利プラント、 アスファルト プラント、採石 プラント用地	2(8) 駐 車 場 用 地	2(9) 大 規 模 小 売 店 舗 用 地	2(10) 工 場 用 地	2(11) 太陽光発電施 設(屋根・壁に 設置する場合 を除く。)用地	2(12) 墓 地 用 地	2(13) 農 業 用 た め 池 用 地
(15) 森林法	森林政策課 森林づくり 推進課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	—
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	—
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(16) 長野県ふるさとの森 林づくり条例	森林政策課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	—
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	—
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(17) 農業振興地域の整備 に関する法律	農業政策課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	○	×
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	○	—
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(18) 農地法	農業政策課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	—	○	×
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	—	○	○
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(19) 農業用ため池の管理 及び保全に関する法律	農地整備課	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
		土地開発公社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—
		個人・法人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
(20) 河川法	河川課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(21) 砂利採取法	河川課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		個人・法人	—	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×
(22) 採石法	河川課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		個人・法人	—	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
(23) 地すべり等防止法	農地整備課 森林づくり推進 課 砂防課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(24) 砂防法、長野県砂防 指定地管理条例	砂防課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(25) 急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関する 法律	砂防課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(26) 土砂災害警戒区域等 における土砂災害防止 対策の推進に関する法 律	砂防課	地方公共団体	○	○	○	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		個人・法人	—	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(27) 長野県等土砂等の盛 土等の規制に関する条例	都市・まち づくり課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		個人・法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(28) 都市計画法 (開発許可)	都市・まち づくり課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	×	—	○	○	○	×
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	×	—	○	○	○	×
		個人・法人	—	○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	×
都市計画法 (風致地区)	都市・まち づくり課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

規 制 法	担 当 課	事業主体	2(1) 公用・公共 用施設用地 (学校、保 育園、庁舎 等)	2(2) 住宅用地 (公営住宅、 宅地分譲を 含む。)	2(3) 別荘 (ペンション、宿泊施 設を含む。)ゴルフ 場、スキー場、レジ ャー施設等用地	2(4) 廃 棄 物 処 理 施 設 用 地	2(5)砂利 採取用地 (河川・陸 砂利)	2(6) 採石用地	2(7) 砂利プラント、ア スファルト プラント、採石 プラント用地	2(8) 駐 車 場 用 地	2(9) 大 規 模 小 売 店 舗 用 地	2(10) 工場用地	2(11) 太陽光発電施 設(屋根・壁に 設置する場合 を除く。)用地	2(12) 墓地用 地	2(13) 農業用 ため池 用地	
(29) 土地区画整理法	都市・まち づくり課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○	○
		個人・法人	—	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
(30) 駐車場法	都市・まち づくり課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	○	—	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	○	—	×	×	×	×	
		個人・法人	—	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	
(31) 建築基準法	建築住宅課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	×	—	○	○	×	—	
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	×	—	○	○	×	—	
		個人・法人	—	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
(32) 長野県建築基準条 例	建築住宅課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	×	—	○	○	×	—	
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	×	—	○	○	×	—	
		個人・法人	—	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
(33) 屋外広告物条例	都市・まち づくり課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(34) 景観法・長野県景 観条例	都市・まち づくり課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○	
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(35) 文化財保護法	文化財・生 涯学習課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○	
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(36) 文化財保護条例	文化財・生 涯学習課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	○	—	○	○	○	○	
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	○	○	
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(37) 大規模小売店舗立 地法	産業立地・ IT 振興課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		個人・法人	—	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	
(38) 工場立地法	産業立地・ IT 振興課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	—	—	×	—	
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	—	—	×	—	
		個人・法人	—	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	—	
(39) 鉱業法	産業技術課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		個人・法人	—	×	×	×	×	○*	○*	○*	×	×	×	×	×	×
(40) 火薬類取締法	産業技術課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		個人・法人	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
(41) 高圧ガス保安法	産業技術課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		個人・法人	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
(42) 液化石油ガスの保 安の確保及び取引の 適正化に関する法律	産業技術課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×	
		個人・法人	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
(43) 消防法	消防課	地方公共団体	○	○	○	○	—	—	—	×	—	○	×	×	×	
		土地開発公社	○	○	—	—	—	—	—	×	—	○	×	×	×	
		個人・法人	—	○	○	○	×	×	○	×	○	○	×	×	×	

規 制 法	担 当 課	事業主体	2(1) 公用・公共 用施設用地 (学校、保 育園、庁舎 等)	2(2) 住宅用地 (公営住宅、 宅地分譲を 含む。)	2(3) 別荘 (ペンション、宿泊施 設を含む。)ゴルフ 場、スキー場、レジ ャー施設等用地	2(4) 廃 棄 物 処理施設 用 地	2(5)砂利 採取用地 (河川・陸 砂利)	2(6) 採石用地	2(7) 砂利プラント、ア スファルト プラント、採石 プラント用地	2(8) 駐 車 場 用 地	2(9) 大 規 模 小売店舗 用 地	2(10) 工場用地	2(11) 太陽光発電施 設(屋根・壁に 設置する場合 を除く。)用地	2(12) 墓地用 地	2(13) 農業用 ため池 用地
(44) 国土利用計画法	総合政策課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(45) 公有地の拡大の推 進に関する法律	総合政策課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(46) 温泉法	薬事管理課	地方公共団体	×	×	○	×	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	×	×
		個人・法人	—	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
(47) 墓地、埋葬等に関 する法律	食品・生活 衛生課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	×	×	○	—
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	×	×	○	—
		個人・法人	—	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	—
(48) 化製場等に関する法 律・化製場等に関する法 律施行条例	食品・生活 衛生課	地方公共団体	×	×	×	×	—	—	—	×	—	○	×	×	—
		土地開発公社	×	×	—	—	—	—	—	×	—	○	×	×	—
		個人・法人	—	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	—
(49) 風俗営業等の規制及び 業務の適正化等に関する 法律・風俗営業等の規制 及び業務の適正化等に関 する法律施行条例	県警生活安 全企画課	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		土地開発公社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(50) 年少者に対しテレホ ンクラブ等営業の利 用を誘発する行為の 規制に関する条例	県警生活安 全企画課	地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		土地開発公社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		個人・法人	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 1 許可・届出・事前協議等が必要なもの：「○」、不要なもの：「×」、事業主体（地方公共団体、土地開発公社又は個人・法人）の性質から上覧に示す行為を想定していないもの：「—」。 2 *：鉱物の掘採に限る。

2-② 許可等の権限者別規制法一覧表

規 制 法	担 当 課	許可等の権限者となる条件の例示			
		地域振興局長、保健所長、建設事務所長、 砂防事務所長、警察署長等	知事、教育委員会、公安委員会等	国の地方支分部局長等	大臣(各府省)
(1) 自然公園法	自然保護課	国立公園の特別地域・特別保護地区の許可、普通地域の届出(法20、21、33等)	2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの	国立公園の特別地域・特別保護地区の許可、普通地域の届出(法20、21、33等)	国立公園の特別地域・特別保護地区の許可、普通地域の届出(法20、21、33等)
(2) 長野県立自然公園条例	自然保護課	県立自然公園の特別地域の許可、普通地域の届出(条8、20等)	2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの	—	—
(3) 長野県自然環境保全条例	自然保護課	県自然環境保全地域内の特別地区の許可、普通地区の届出、郷土環境保全地域の届出、大規模開発行為の届出、自然保護協定の締結(条10、12、17、20、23等)	2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの及び届出面積が30ヘクタールを超えるもの	—	—
(4) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	自然保護課	—	—	国内希少野生動植物種、緊急指定種の許可(法10等)	×
(5) 長野県希少野生動植物保護条例	自然保護課	指定希少野生動植物の届出(条11①②④⑤)	左記以外	—	—

規 制 法	担 当 課	許可等の権限者となる条件の例示			
		地域振興局長、保健所長、建設事務所長、 砂防事務所長、警察署長等	知事、教育委員会、公安委員会等	国の地方支分部局長等	大臣(各府省)
(6)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	森林づくり推進課 鳥獣対策室	県指定鳥獣保護区特別保護地区での①建築物その他工作物を新築、改築、増築、②水面の埋立て又は干拓③立木竹の伐採(法29)	県指定鳥獣保護区特別保護地区での①建築物その他工作物を新築、改築、増築、②水面の埋立て又は干拓③立木竹の伐採の内、2以上の地方事務所の管轄区域に係るもの(法29)	国指定鳥獣保護区特別保護地区での①建築物その他工作物を新築、改築、増築、②水面の埋立て又は干拓③立木竹の伐採(法29)	—
(7)長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱	自然保護課	(1)ゴルフ場開発事業計画書の受理(要綱5) (2)上記長野県自然環境保全条例の大規模開発行為の届出(条20、23)	(1)× (2)2以上の地域振興局の管轄区域に係るもの及び届出面積が30ヘクタールを超えるもの	—	—
(8)長野県水環境保全条例	水大気環境課	×	水道水源保全地区内における行為の事前協議(条12)	—	—
(9)長野県豊かな水資源の保全に関する条例	水大気環境課	水資源保全地域における土地売買等の届出(条10①) 水資源保全地域における土地売買等の届出の変更又は中止の届出(条10③)	×	—	—
(10)土壌汚染対策法	水大気環境課	形質変更届出の受理、土壌汚染状況調査命令(法4①②)	—	—	—
(11)環境影響評価法	環境政策課	×	配慮書の作成・送付(法3の3、3の4)、方法書の作成・送付(法5、6)、準備書の作成・送付(法14、15)、評価書の作成・送付(法21、22)	×	配慮書の作成・送付(法3の3、3の4)、評価書の作成・送付(法22)
(12)長野県環境影響評価条例	環境政策課	×	配慮書の作成・送付(条4の3、4の4)、方法書の作成・送付(条6、7)、準備書の作成・送付(条14、15)、評価書の作成・送付(条21)	—	—
(13)廃棄物の処理及び清掃に関する法律	資源循環推進課	(1)一般廃棄物処理施設の設置の許可(焼却施設、最終処分場を除く。)(法8) (2)一般廃棄物処理施設の設置の届出(法9の3) (3)産業廃棄物処理施設の設置の許可(法第15条第4項に規定する施設を除く。)(法15) (4)×	(1)一般廃棄物処理施設の設置の許可(焼却施設、最終処分場のみ。)(法8) (2)× (3)産業廃棄物処理施設の設置の許可(法第15条第4項に規定する施設に限る。)(法15) (4)指定地域の土地の形質の変更の届出(法15の19)	(1)— (2)— (3)— (4)—	(1)— (2)— (3)— (4)—
(14)廃棄物の適正な処理の確保に関する条例	資源循環推進課	—	廃棄物処理施設設置の許可申請に係る事業計画協議(条31)	—	—
(15)森林法	森林づくり推進課	(1)× (2)保安林及び保安施設地区内での行為に対する許可・届出(法34、34の2、44) (3)地域森林計画対象民有林内での林地開発許可(知事権限以外)(法10の2)	(1)保安林及び保安施設地区の指定の解除(民有保安林の4号以下)(法26、44) (2)× (3)地域森林計画対象民有林内での林地開発許可(①保安林解除を要するもの。②農地法第4条第5条の大臣権限許可を要するもの。③都市計画法第29条の許可を要するもののうち、市街化調整区域内のもの。④都市計画法第29条の規定の許可を要するものうち4ha超のもの。⑤県環境影響評価条例の別表に掲げる対象事業のもの。⑥他県又は2以上の地域振興局に係るもの。)(法10の2)	(1)— (2)— (3)—	(1)保安林及び保安施設地区の指定の解除(国有保安林及び民有保安林の1～3号)(法26、44) (2)— (3)—
(16)長野県ふるさとの森林づくり条例	森林政策課	森林整備保全重点地区区域内での開発行為に対する届出(条24)	×	—	—
(17)農業振興地域の整備に関する法律	農業政策課	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の策定・変更に係る同意(法8④)	×	—	—

規 制 法	担 当 課	許可等の権限者となる条件の例示			
		地域振興局長、保健所長、建設事務所長、 砂防事務所長、警察署長等	知事、教育委員会、公安委員会等	国の地方支分部局長等	大臣(各府省)
(18) 農地法	農業政策課	農地転用許可(法4、法5) * 次の市町村内の許可権限(4ha 以下)は、県知事から各市町村長へ移譲されています。 (上田市、中野市、辰野町、箕輪町、南箕輪村、王滝村、飯綱町) * 指定市町村の長は、農地転用に係る事務、権限について県知事と同様の権限を有します。 (飯田市、伊那市、高森町)	×	4haを超える農地転用許可案件の協議 (附則②)	—
(19) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律	農地整備課	農業用ため池の設置・変更・廃止に係る届出、特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為に対する許可、特定農業用ため池の防災工事の届出(法4、8、9)	—	—	—
(20) 河川法	河川課	<p>(1)一級河川指定区間における流水の占用許可(砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可に係るもの及び取水量等の変更を伴わない占用期間の更新に限る)(法23)</p> <p>(2)知事が許可した水利使用のために取水した流水その他これに類する流水を利用する発電に係る流水の占有の登録(取水量等の変更を伴わない占用期間の更新に限る)(法23の2)</p> <p>(3)一級河川指定区間河川区域内の土地の占有許可(工作物の新築等に係るもの以外のもの及び土地の占有期間の更新に限る)(法24)</p> <p>(4)一級河川指定区間河川区域内における土石等の採取許可(法25)</p> <p>(5)一級河川指定区間河川区域内における工作物の新築、改築又は除却許可で次に掲げるもの及び中央新幹線鉄道の建設に係る工作物の新築等(流水の占有で知事許可に係るものと併せて行うものを除く)(法26①) ①設置期間が6月以下の申請に係る工作物 ②電柱、電線、索道その他これらに類する工作物 ③道路(高速自動車国道、自動車専用道路及び幅員30m以上の道路を除く。)に係る橋(既設の橋に添加する歩道橋以外の橋は、橋長25m未満のものに限る。) ④河川を横過する水管、ガス管、下水道管その他これらに類する工作物(パイプラインに係るもの並びに橋長が25m以上の専用橋及び河底横過によるものを除く。) ⑤河川に排水するために施設する工作物 ⑥家屋の出入口のために河川敷地に固着して施設する簡易な工作物 ⑦家屋の出入口のために河川を横過して施設する簡易な工作物 ⑧公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法又は農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律の規定に基づき、国が費用を負担し、又は補助する工作物</p>	<p>(1)一級河川指定区間における流水の占有許可(特定水利使用に係るもの、砂利採取法第16条の規定による採取計画の認可に係るもの及び取水量等の変更を伴わない占用期間の更新を除く)(法23)</p> <p>(2)知事が許可した水利使用のために取水した流水その他これに類する流水を利用する発電に係る流水の占有の登録(取水量等の変更を伴わない占用期間の更新を除く)(法23の2)</p> <p>(3)一級河川指定区間河川区域内の土地の占有許可(工作物の新築等に係るもの以外のもの及び土地の占有期間の更新を除く)(法24)</p> <p>(4)×</p> <p>(5)一級河川指定区間河川区域内における工作物の新築、改築又は除却許可(左記に係るものを除く)(法26①)</p>	<p>(1)一級河川指定区間外における流水の占有許可及び指定区間内の特定水利使用に係る流水の占有の許可(国土交通省令で定めるものを除く)(法23)</p> <p>(2)地方整備局長が許可した水利使用のために取水した流水その他これに類する流水を利用する発電に係る流水の占有の登録(法23の2)</p> <p>(3)一級河川指定区間外河川区域内の土地の占有許可(特定水利使用のうち国土交通省令で定めるものを除く)(法24)</p> <p>(4)一級河川指定区間外河川区域内における土石等の採取許可(法25)</p> <p>(5)一級河川指定区間外河川区域内における工作物の新築、改築又は除却許可(特定水利使用のうち国土交通省令で定めるものに係るものを除く)(法26①)</p>	<p>(1)一級河川指定区間外における流水の占有許可及び指定区間内の特定水利使用に係る流水の占有の許可(国土交通省令で定めるものに限る)(法23)</p> <p>(2)国土交通大臣が許可した水利使用のために取水した流水その他これに類する流水を利用する発電に係る流水の占有の登録(法23の2)</p> <p>(3)一級河川指定区間外河川区域内の土地の占有許可(特定水利使用のうち国土交通省令で定めるものに係るものに限る)(法24)</p> <p>(4)×</p> <p>(5)一級河川指定区間外河川区域内における工作物の新築、改築又は除却許可(特定水利使用のうち国土交通省令で定めるものに係るものに限る)(法26①)</p>

規 制 法	担 当 課	許可等の権限者となる条件の例示			
		地域振興局長、保健所長、建設事務所長、砂防事務所長、警察署長等	知事、教育委員会、公安委員会等	国の地方支分部局長等	大臣(各府省)
(20) 河川法	河川課	(6)一級河川指定区間河川区域内における土地の掘削、盛土若しくは切土その他の形状を変更又は竹木の栽植若しくは伐採許可(法 27①) (7)一級河川指定区間河川保全区域内における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更及び工作物の新築又は改築の許可(河川区域内の工作物の新築、改築又は除却で知事許可に係るものと併せて行うものを除く)(法 55①)	(6)× (7)一級河川指定区間河川保全区域内における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更及び工作物の新築又は改築の許可(河川区域内の工作物の新築、改築又は除却で知事許可に係るものと併せて行うものに限る)(法 55①)	(6)一級河川指定区間外河川区域内における土地の掘削、盛土若しくは切土その他の形状を変更又は竹木の栽植若しくは伐採許可(特定水利使用のうち国土交通省令で定めるものに係るものを除く)(法 27①) (7)一級河川指定区間外河川保全区域内における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更及び工作物の新築又は改築の許可(発電等の特定水利使用に係るものを除く)(法 55①)	(6)一級河川指定区間外河川区域内における土地の掘削、盛土若しくは切土その他の形状を変更又は竹木の栽植若しくは伐採許可(特定水利使用のうち国土交通省令で定めるものに係るものに限る)(法 27①) (7)一級河川指定区間外河川保全区域内における土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状の変更及び工作物の新築又は改築の許可(発電等の特定水利使用に係るものに限る)(法 55①)
(21) 砂利採取法	河川課	砂利採取計画認可(法 16)	×	×	×
(22) 採石法	河川課	岩石採取計画認可(法 33)	×	×	×
(23) 地すべり等防止法	農地整備課 森林づくり推進課 砂防課	地すべり防止区域内の行為に対する許可(法 18) (右に掲げる行為の許可を除く)	地すべり防止区域内の行為に対する許可(法 18)のうち、国土交通省が所管する地すべり防止区域において2以上の建設事務所又は砂防事務所の管轄区域にわたるもの、地すべり防止区域の解除を伴うもの及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第6条に規定する社会福祉施設等の建築に係るもの	—	—
(24) 砂防法、長野県砂防指定地管理条例	砂防課	砂防指定地内における制限行為の許可(条 3) (右に掲げる行為の許可を除く)	砂防指定地内における制限行為の許可(条 3)のうち2以上の建設事務所又は砂防事務所の管轄区域にわたるもの、砂防指定地の解除を伴うもの、発電施設の建設に係るもの、橋長 25m以上の橋の設置に係るもの及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 6 条に規定する社会福祉施設等の建築に係るもの	—	—
(25) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	砂防課	急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可(法 7) (右に掲げる行為の許可を除く)	急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可(法 7)のうち、急傾斜地崩壊危険区域の解除を伴うもの及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 6 条に規定する社会福祉施設等の建築に係るもの	—	—
(26) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	砂防課	×	特定開発行為の許可(法 10)	—	—
(27) 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例	都市・まちづくり課	土砂等の盛土等の許可(条8)	土砂等の盛土等の許可(条8)のうち、2以上の建設事務所の管轄区域にわたるもの	—	—

規 制 法	担 当 課	許可等の権限者となる条件の例示			
		地域振興局長、保健所長、建設事務所長、 砂防事務所長、警察署長等	知事、教育委員会、公安委員会等	国の地方支分部局長等	大臣(各府省)
(28) 都市計画法 (開発許可)	都市・まちづくり課	(1)市街化区域 1000 ㎡以上の開発行為許可(法 29①) (2)× (3)× (4)非線引都市計画区域・準都市計画区域 3 千㎡以上4 万㎡以下の開発行為許可(法 29①) (5)都市計画区域外1万㎡以上4万㎡以下の開発行為許可(法 29②)	(1)× (2)市街化調整区域の開発行為許可(法 29①) (3)開発許可を受けない土地の建築行為(法 43①) (4)非線引都市計画区域・準都市計画区域4万㎡超の開発行為許可(法 29①) (5)都市計画区域外4万㎡超の開発行為許可(法 29②)	(1)－ (2)－ (3)－ (4)－ (5)－	(1)－ (2)－ (3)－ (4)－ (5)－
都市計画法 (風致地区)	都市・まちづくり課	×	×市町村が定める条例により市町村が処理)	－	－
(29) 土地区画整理法	都市・まちづくり課	×	× (土地の形質の変更等の許可：法 76①により市が、県条例*により町村が、それぞれ処理)	－	－
(30) 駐車場法	都市・まちづくり課	×	× (路外駐車場の設置又は変更の届出の受理：法 12 により市が、県条例*により町村が、それぞれ処理)	×	×
(31) 建築基準法	建築住宅課	右記事務以外の事務**	地階を除く階数が 5 以上、かつ、延べ面積が 5,000 ㎡以上の建築物の審査又は確認 (法 6④、18③) **	－	－
(32) 長野県建築基準条例	建築住宅課	災害危険区域内の建築の許可 (条 4、5)	×	－	－
(33) 屋外広告物条例	都市・まちづくり課	×	屋外広告物表示禁止物件の指定(条 2①) 屋外広告物の表示の方法等の基準(条 3①) 屋外広告物禁止地域の指定(条 4①) 屋外広告物許可地域の指定(条 8①) 屋外広告物特別規制地域の指定(条 9①)	－	－
(34) 景観法・長野県景観条例	都市・まちづくり課	建築行為等に関する届出制度の対象規模 1 一般地域 (1) 建築物の建築等 高さ 13m 超又は建築面積 1,000 ㎡超 外観の変更 400 ㎡超 (2) 工作物の建築等 高さ 13m 超又は築造面積 1,000 ㎡超 電気供給施設は高さ 20m 超 太陽光発電施設は一団の土地又は水面に設置される太陽電池モジュールの築造面積の合計 1,000 ㎡超 その他は高さ 13m 超 (3) 土地の形質の変更・土石類の採取 面積 3,000 ㎡超又は生ずる法面・擁壁の高さ 3m 超 かつ長さ 30m 超 (4) 屋外における物件の堆積 高さ 3m 超又は集積貯蔵面積 1,000 ㎡超 (5) (1)、(2)に公衆の関心を引く形態意匠があるもの 表示面積 25 ㎡超	左記のうち、5階以上かつ延面積 5,000 ㎡以上の建築物の新築等又は 40,000 ㎡を超える土地の形質の変更	－	－

規 制 法	担 当 課	許可等の権限者となる条件の例示			
		地域振興局長、保健所長、建設事務所長、 砂防事務所長、警察署長等	知事、公安委員長	国の地方支分部局長等	大臣・長官(各府省庁)
(34) 景観法・長野県景観条例	都市・まちづくり課	2 重点地域 (1) 建築物の建築等 高さ13m 超又は床面積 20 m ² 超 外観の変更 25 m ² 超 (2) 工作物の建築等 築造面積床面積 20 m ² 超 電気供給施設は高さ 8m 超 太陽光発電施設は一団の土地又は水面に設置される太陽電池モジュールの築造面積の合計 20 m ² 超 その他は高さ 5m 超 (3) 土地の形質の変更・土石類の採取 面積 300 m ² 超又は生ずる法面・擁壁の高さ 1.5m 超 (4) 屋外における物件の堆積 高さ 3m 超又は集積貯蔵面積 100 m ² 超 (5) (1)、(2)に公衆の関心を引く形態意匠があるもの 表示面積 3 m ² 超	左記のうち、5階以上かつ延面積 5,000 m ² 以上の建築物の新築等又は 40,000 m ² を超える土地の形質の変更	—	—
(35) 文化財保護法	文化財・生涯学習課	—	—	—	史跡名勝天然記念物の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為(法 125①)〈文化庁長官〉 重要文化的景観の現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為(法 139①)〈文化庁長官〉
(36) 文化財保護条例	文化財・生涯学習課	—	—	—	—
(37) 大規模小売店舗立地法	産業立地・IT 振興課	×	大規模小売店舗の新設の届出(法 5①) 大規模小売店舗の届出事項の変更の届出(法 6②) 既存店の最初の変更事項の届出(法附則 5①)	—	—
(38) 工場立地法	産業立地・IT 振興課	×	×	—	—
(39) 鉱業法	産業技術課	—	—	鉱業権の設定及び変更許可(法 21) 試掘事業への着手届出(法 63①) 採掘事業への着手認可(法 63②)	× × ×
(40) 火薬類取締法	産業技術課	1 煙火火薬庫を除く火薬庫の設置及び変更許可(法 12①)	1 信号焰管、信号火せん若しくは煙火のみの製造所又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所の設置及び変更許可(法 3、法 10①) 2 火薬類販売営業許可(法 5) 3 煙火火薬庫の設置及び変更許可(法 12①)	1 火薬類の製造所(知事に委任したものを除く。)の設置及び変更許可(法 3、10①)	—
(41) 高压ガス保安法	産業技術課	高压ガス貯蔵所(規定貯蔵量以上)の設置及び変更(法 16①、法 19①)	高压ガス製造所(規定処理量以上)の設置及び変更(法 5①、法 14①)	×	×
(42) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	産業技術課	液化石油ガス貯蔵施設等(規定貯蔵量以上)の設置及び変更(法 36、37の2)	液化石油ガス充てん設備の設置及び変更(法 37の4)	×	×
(43) 消防法	消防課	—	県内の2以上の消防本部の区域にわたって設置される移送取扱所の設置及び変更(法11①)	—	2以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所の設置及び変更(法11①)

規 制 法	担 当 課	許可等の権限者となる条件の例示			
		地域振興局長、保健所長、建設事務所長、 砂防事務所長、警察署長等	知事、公安委員長	国の地方支分部局長等	大臣・長官(各府省庁)
(44) 国土利用計画法	総合政策課	×(経由)	土地売買等の締結後の届出(法23①)	—	—
(45) 公有地の拡大の推進に 関する法律	総合政策課	×(経由)	土地の有償譲渡の届出(法4①)	—	—
(46) 温泉法	薬事管理課	×(経由)	温泉をゆう出させる目的の土地の掘削許可(法 3条)	—	—
(47) 墓地、埋葬等に関する 法律	食品・生活 衛生課	(1)×	(1)×(墓地、納骨堂又は火葬場の経営:法 10①、県条 例*により市町村が処理)	(1)―	(1)―
		(2)×	(2)×(墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を 変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止: 法 10②、県条例*により市町村が処理)	(2)―	(2)―
(48) 化製場等に関する法 律・化製場等に関する法 律施行条例	食品・生活 衛生課	(1)×	(1)×(化製場等の設置の許可:法 3①、県条例*に より市町村が処理)	(1)―	(1)―
		(2)×	(2)×(動物の飼養又は収容の許可:法 9①、県条 例*により市町村が処理)	(2)―	(2)―
(49) 風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律・風俗 営業等の規制及び業務の適正 化等に関する法律施行条例	県警生活安 全企画課	(1)×	(1)風俗営業(社交飲食、ぱちんこ等)公安委員会許可 (法2①3①)	(1)―	(1)―
		(2)×	(2)無店舗型性風俗特殊営業は公安委員会へ届出(法 31-2①)	(2)―	(2)―
(50) 年少者に対しテレホンクラ ブ等営業の利用を誘発する行 為の規制に関する条例	県警生活安 全企画課	×	利用カードの販売等の公安委員会へ届出(条 6 条)	—	—

(注) * : 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例

** : 建築基準法施行細則(長野県規則)

2(1) 公用・公共用施設用地（学校、保育所、庁舎等）

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (1) 公用・公共用施設用地（学校、保育所、庁舎等） ①事業主体―地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国定公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国定公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国定公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14 ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※8条 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26 ●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10の 8① (2)林地開発許可 許可不要 ※法 10の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の協議 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の通知 ※条 26① ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4① 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1)開発は可能であるが、農用地区域からの除外(農用地利用計画の変更)は必要 ※法 13 (2)一定の要件に該当の場合、(1)に係る県への協議不要 ※法 13④、令 10 ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (県又は指定市町村は不要。ただし、学校、病院、社会福祉施設、庁舎、宿舍は協議が必要。) (その他の地方公共団体は、自ら設置する土地収用法第 3 条各号に掲げる施設の敷地に転用する場合不要。ただし、学校、病院、社会福祉施設、庁舎は許可が必要。)(市街化区域内の場合不要) ※法 4①、5①、則 29VI、53V ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4の 3、4の 4、6、7、14、15、21 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 18①、20②、令 5 ●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 4①、条 3、5 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 7①、④ ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害特別警戒区域) 特定開発行為の協議 ※法 10、15 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法 開発許可 ※法 29、令 21、法 34の 2 7)市街化区域 1,000㎡以上 ※法 29①、34の 2 1)市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34、34の 2 7)非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000㎡以上 ※法 29①、34の 2 エ)都市計画区域外 10,000㎡以上 ※法 29②、34の 2 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例 ●建築基準法 (用途地域) 建築制限 建築できないもの ・第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域及び田園住居地域…大学等、病院、卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 ・工業地域…学校、病院 ・工業専用地域…学校、図書館、博物館、病院等 但し、上記のものでも特定行政庁が特に認めて許可した場合は建築できる。 ※法 48 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前通知 ※法 16 ●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94① (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②III (※法 18) ●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (1) 公用・公共用施設用地（学校、保育所、庁舎等） ②事業主体―土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国定公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国定公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国定公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14 ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※8条 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26 ●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4① 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10の8① (2)林地開発許可 許可不要 ※法 10の2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7 ●長野県希少野生動物植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26① 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1)原則として開発は不可 (2)但し、一定条件の場合は、農用地区域からの除外が可能 ※法 13 (注)農地法等他法令に係る許可を要する場合は、当該法令の許可の見通しがないと除外できない (以下同じ) ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合不要) ※法 4①、5① ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4 ●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5 ●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7① ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害特別警戒区域) 特定開発行為の許可 ※法 10 ●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8 ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4の3、4の4、6、7、14、15、21 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法 開発許可 ※法 29、令 21 法 34 の 2 7)市街化区域 1,000㎡以上 ※法 29①、34 の 2 7)市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34、34 の 2 7)非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000㎡以上 ※法 29①、34 の 2 7)都市計画区域外 10,000㎡以上 ※法 29②、34 の 2 7)風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例 ●建築基準法 (用途地域) 建築制限 建築できないもの ・第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域…大学等、病院、卸売市場、と畜場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設 ・工業地域…学校、病院 ・工業専用地域…学校、図書館、博物館、病院 但し、上記のものでも特定行政庁が特に認めて許可した場合は建築できる。 ※法 48 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16 ●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94①、令 1 (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②Ⅲ (※法 18、令 14) ●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1、令 3①

2(2) 住宅用地（公営住宅、宅地分譲を含む。）

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 2 住宅用地 （公営住宅、宅地分譲を含む。） ①事業主体 — 地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 （原則として不可） ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14 ●長野県立自然公園条例 （県立公園内の特別地域） 行為の許可 ※8 条 （県立公園内の普通地域） 行為の届出 ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 （県自然環境保全地域内の特別地区） 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 （県自然環境保全地域内の普通地区） 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 （郷土環境保全地域） 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26 ●土壤汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4① 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法 （地域森林計画対象民有林） (1)立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2)林地開発許可 許可不要 ※法 10 の 2① 但し、協議が必要 （保安林） 保安林の指定の解除 ※法 27 ●絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律 （生息地等保護区の管理地区、監視地区） (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7 ●長野県希少野生動物植物保護条例 （規制地区） 行為の許可 ※条 24④ （立入制限区域） 立入の許可 ※条 25④ （監視区域） 行為の届出 ※条 26① 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業振興地域の整備に関する法律 （農用地区域） 開発は可能であるが、農用地区域からの除外（農用地利用計画の変更）は必要 ※法 13 ●農地法 （農地、採草放牧地） 農地転用の許可 （県又は指定市町村は不要） （その他の地方公共団体は、自ら設置する土地収用法第 3 条各号に掲げる施設の敷地に転用する場合不要。） （市街化区域内の場合不要） ※法 4①、5①、則 29VI、53V ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 （鳥獣保護区内の特別保護地区） (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川法 （河川保全区域） 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 （地すべり防止区域） 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 18①、20②、令 5 ●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 （砂防指定地） 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 4①、条 3、5 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （急傾斜地崩壊危険区域） 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 7①、④ ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 （土砂災害特別警戒区域） 特定開発行為の協議 ※法 10、15 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29①、34 の 2 イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34、34 の 2 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29①、34 の 2 エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29②、34 の 2 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例 ●建築基準法 （用途地域） 建築制限 住宅が建築できない地域 …工業専用地域 ※法 48 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法・長野県景観条例 （全域）、（景観育成重点地域）、（景観育成特定地区） 行為の事前通知 ※法 16 ●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94① (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②III （※法 18） ●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (2) 住宅用地 (公営住宅、宅地分譲を含む。) ②事業主体―土地開発公社	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14 ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※8条 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26 ●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4① 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2)林地開発許可 許可不要 ※法 10 の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7 ●長野県希少野生動物植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26① 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1)原則として開発は不可 (2)但し、一定条件の場合 は、農用地区域からの除外が可能 ※法 13 ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合不要) ※法 4①、5① ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4 ●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6 ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5 ●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7① ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害特別警戒区域) 特定開発行為の許可 ※法 10 ●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29① イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29① エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29② 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例 ●建築基準法 (用途地域) 建築制限 住宅が建築できない地域 …工業専用地域 ※法 48 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16 ●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94①、令 1 (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②Ⅲ 準用する場合を含む。) (※法 18、令 14) ●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1、令 3①

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 2 住 宅 用 地 ③事業主体 個人・法人	<p>●自然公園法 [国立公園内の特別地域 国立公園内の "] 行為の許可 ※法 20③ [国立公園内の特別保護地区 国立公園内の "] 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ [国立公園内の普通地域 国立公園内の "] 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※8条 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可 ※条 10③、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17①、県則 26</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1) 工作物の設置許可 (2) 土地の形質変更許可 (3) 木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1) 立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2) 林地開発許可 1 ha 超 ※法 10 の 2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県ふるさとの森林づくり条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1) 工作物等の設置許可 (2) 立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1) 原則として開発は不可 (2) 但し、一定条件の場合は、農用地区域からの除外が可能 ※法 13</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届出) ※法 4①、5① (注) 宅地分譲は、原則不可</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p> <p>●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p> <p>●環境影響評価法 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※法 3 の 3、3 の 4、5、6、14、15、21、22</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p>	<p>●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7①</p> <p>●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害特別警戒区域) 特定開発行為の許可 ※法 10</p> <p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>	<p>●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29① イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29① エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29② 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p> <p>●建築基準法 (用途地域) 建築制限 住宅が建築できない地域 …工業専用地域 ※法 48</p>	<p>●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 8① (屋外広告物特別規制地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 10①</p> <p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1) 埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出 ※法 93① (2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3) 重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後 2 週間以内) ア 市街化区域 2,000 m²以上 イ ア以外の都市計画区域 5,000 m²以上 ウ 都市計画区域以外の区域 10,000 m²以上 ※法 23①、②1</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域等 100 m²以上(県則) イ ア以外の市街化区域 5,000 m²以上 ウ ア・イ及び市街化調整区域以外の都市計画区域 10,000 m²以上 ※法 4①、令 3③、2②</p>

2(3) 別荘（ペンション・宿泊施設を含む。）、ゴルフ場、スキー場、レジャー施設等用地

規制事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2(3) 別荘（ペンション・宿泊施設を含む。）、ゴルフ場、スキー場、レジャー施設等用地 ①事業主体—地方公共団体	●自然公園法 [国立公園内の特別地域] [国立公園内の "] 行為の許可又は承認 ※法 20③ [国立公園内の特別保護地区] [国立公園内の "] 行為の許可又は承認 ※法 21③ [国立公園内の普通地域] [国立公園内の "] 行為の届出 ※法 33①、則 14 ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※8条 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26 ●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①	●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10の8① (2)林地開発許可 許可不要 ※法 10の2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7 ●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①	●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) 開発は可能であるが、農用地区域からの除外(農用地利用計画の変更)は必要 ※法 13 ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (県又は指定市町村は不要) ※法 4①、5① ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱 基準を超えるゴルフ場の開発 事業の禁止 ※要綱 4 ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4の3、4の4、6、7、14、15、21	●河川法 (河川区域) (1)土地の占用許可 ※法 24 (2)工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 26①、27 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 18①、20②、令 5 ●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 4①、条 3、5 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 7①、④ ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害特別警戒区域) 特定開発行為の協議 ※法 10、15	●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000㎡以上 ※法 29①、34の2 イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34、34の2 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000㎡以上 ※法 29①、34の2 エ 都市計画区域外 10,000㎡以上 ※法 29②、34の2 オ 第2種特定工作物は全て ※法 29①②、34の2 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例 ●建築基準法 (用途地域) 建築制限 ホテル等が建築できない地域…第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、工業地域、工業専用地域 スケート場等が建築できない地域…第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、工業専用地域 ※法 48 ※令 2、条 2	●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前通知 ※法 16 ●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94① (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34 その他 ●温泉法 掘削許可 ※法 3①	●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②Ⅲ (※法 18) ●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 3 別荘（ペンション・宿泊施設を含む）、ゴルフ場、スキー場、レジャー施設等用地 ②事業主体―個人・法人	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は認可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は認可 ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14 ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※8条 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可(原則として不可) ※条 10③、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17①、県則 26 (大規模開発調整地域) 行為の届出 ※条 20①、県則 29 ●土壤汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4① 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10の8① (2)林地開発許可 1ha超 ※法 10の2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●長野県ふるさとの森林づくり 条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24 ●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1)原則として開発は不可 (2)但し、一定条件の場合、農用地区域からの除外が可能 ※法 13 ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合は届出) ※法 4①、5① ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県ゴルフ場開発事業に関する指導要綱 基準を超えるゴルフ場の開発事業の禁止 ※要綱 4 ●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4 ●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川法 (河川区域) (1)土地の占用許可 ※法 24 (2)工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 26①、27 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5 ●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7① ●土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害特別警戒区域) 特定開発行為の許可 ※法 10 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法 開発許可(第2種特定工作物は1ha以上) ア市街化区域 1,000㎡以上 ※法 29① イ市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000㎡以上 ※法 29① エ都市計画区域外 10,000㎡以上 ※法 29② オ第2種特定工作物は全て ※法 29①② 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例 ●建築基準法 (用途地域) 建築制限 ・ホテル等が建築できない地域…第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、工業地域、工業専用地域、 ・スケート場等が建築できない地域…第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、田園住居地域、工業専用地域 ※法 48 	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 8① (屋外広告物特別規制地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 10① ●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16 ●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出 ※法 93① (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後2週間以内) ア市街化区域 2,000㎡以上 イア以外の都市計画区域 5,000㎡以上 ウ都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 ※法 23①、②1 ●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア都市計画施設の区域等 100㎡以上(県則) イア以外の市街化区域 5,000㎡以上 ウア・イ及び市街化調整区域以外の都市計画区域 10,000㎡以上 ※法 4①、令 3③、2②
						<ul style="list-style-type: none"> ●温泉法 掘削許可 ※法 3① 	

	<p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p>	<p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p>	<p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>		<p>●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (1) 風俗営業所の設置を制限する地域 ※法 4 ② II、 ※条 3 ① I II III (2) 風俗営業所、特定遊興飲食店営業、深夜飲食店の騒音及び振動の規制 ※法 15、32②、条 8、24①②、24①②、26①② (3) 風俗営業(まあじゃん屋を除く 4 号営業)の営業時間規制 ※法 13②、条 7 ① (4) 店舗型性風俗特殊営業の禁止地域 ※法 28①②、条 11① I II III IV② I II III (5) 無店舗型性風俗特殊営業受付所営業 ※法 31 の 3 ② 条 15 (6) 店舗型電話異性紹介営業 ※法 31 の 13①、条 18①② (7) 深夜酒類提供飲食店の禁止地域 ※法 33④、条 27</p>
--	--	--	---	--	--

2(4) 廃棄物処理施設用地

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (4) 廃 棄 物 処 理 施 設 用 地 ①事業主体—地方公共団体	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は承認 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は承認 ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※8 条 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1) 工作物の設置許可 (2) 土地の形質変更許可 (3) 木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1) 立木伐採の届出 ※法 10 の 8 ① (2) 林地開発許可 許可不要 ※法 10 の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の協議 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の通知 ※条 26①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1) 工作物等の設置許可 (2) 立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●環境影響評価法 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※法 3 の 3、3 の 4、5、6、14、15、21、22</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1) 開発は可能であるが、農用地区域からの除外 (農用地利用計画の変更) は必要 ※法 13 (2) 一定の要件に該当の場合、(1)に係る県への協議不要 ※法 13④、令 10</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (県又は指定市町村は不要) (廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物処理施設は不要) (市街化区域内の場合不要) ※法 4①、5①、則 29VI、53V</p> <p>●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (1) 一般廃棄物処理施設の設置の許可 (2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可 ※法 9 の 3、15</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●河川法 (河川区域) (1) 土地の占用許可 ※法 24 (2) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 26①、27 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 18①、20②、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 4①、条 3、5</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 7①、④</p>	<p>●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29①、34 の 2 イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34、34 の 2 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29①、34 の 2 エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29②、34 の 2 オ 第 2 種特定工作物は全て ※法 29①②、34 の 2 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p> <p>●建築基準法 (都市計画区域) (1) 都市計画決定 (2) 敷地の位置の許可 ※法 51</p>	<p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前通知 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1) 埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94① (2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3) 重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②III (※法 18)</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1</p>

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (4) 廃 棄 物 処 理 施 設 用 地 ②事業 主体 個人・ 法人	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は承認（原則として不可） ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は承認（原則として不可） ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出（原則として不可） ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 （県立公園内の特別地域） 行為の許可（原則として不可） ※条 8 （県立公園内の普通地域） 行為の届出（原則として不可） ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 （県自然環境保全地域内の特別地区） 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 （県自然環境保全地域内の普通地区） 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 （郷土環境保全地域） 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 （生息地等保護区の管理地区、監視地区） (1) 工作物の設置許可 (2) 土地の形質変更許可 (3) 木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7</p>	<p>●森林法 （地域森林計画対象民有林） (1) 立木伐採の届出 ※法 10 の 8 ① (2) 林地開発許可 1 ha 超 ※法 10 の 2① （保安林） 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県ふるさとの森林づくり条例 （森林整備保全重点地域） 行為の届出 ※条 24</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 （規制地区） 行為の許可 ※条 24④ （立入制限区域） 立入の許可 ※条 25④ （監視区域） 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 （鳥獣保護区内の特別保護地区） (1) 工作物等の設置許可 (2) 立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県水環境保全条例 （水道水源保全地区） 事前協議 ※条 12①、県則 4</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 （農用地区域） (1) 原則として開発は不可 (2) 但し、一定条件の場合には、農用地区域からの除外が可能 ※法 13</p> <p>●農地法 （農地、採草放牧地） 農地転用の許可 （市街化区域内の場合届出） ※法 4①、5①</p> <p>●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 （水資源保全地域） 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p> <p>●環境影響評価法 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※法 3 の 3、3 の 4、5、6、14、15、21、22</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p> <p>●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (1) 一般廃棄物処理施設の設置の許可 (2) 産業廃棄物処理施設の設置の許可 ※法 8、15</p>	<p>●河川法 （河川区域） (1) 土地の占用許可 ※法 24 (2) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 26①、27 （河川保全区域） 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 （地すべり防止区域） 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 （砂防指定地） 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 4①、条 3、5</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 （急傾斜地崩壊危険区域） 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 7 ①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p> <p>●廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 廃棄物処理施設の設置に係る事業計画協議 ※条 31</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●都市計画法 開発許可） ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29① イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29① エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29② オ 第 2 種特定工作物は全て ※法 29①② 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p> <p>●建築基準法 （都市計画区域） (1) 都市計画決定 (2) 敷地の位置の許可 ※法 51</p>	<p>●屋外広告物条例 （屋外広告物許可地域） 広告物等の表示等の許可 ※条 8 ① （屋外広告物特別規制地域） 広告物等の表示等の許可 ※条 10①</p> <p>●景観法・長野県景観条例 （全域）、（景観育成重点地域）、（景観育成特定地区） 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1) 埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出 ※法 93① (2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3) 重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 （契約後 2 週間以内） ア 市街化区域 2,000 m²以上 イ ア以外の都市計画区域 5,000 m²以上 ウ 都市計画区域以外の区域 10,000 m²以上 ※法 23①、②1</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域等 100 m²以上（県則） イ ア以外の市街化区域 5,000 m²以上 ウ ア・イ及び市街化調整区域以外の都市計画区域 10,000 m²以上 ※法 4①、令 3③、2②</p>

2(5) 砂利採取用地 (河川・陸砂利)

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (5) 砂 利 採 取 (河 川 ・ 陸 砂 利) 用 地 ・ 事 業 主 体 ― 個 人 ・ 法 人	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可(原則として不可) ※条 10③、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12① (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17① (大規模開発調整地域) 行為の届出 ※条 20①、県則 29</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2)林地開発許可 1 ha 超 ※法 10 の 2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県ふるさとの森林づくり 条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24</p> <p>●絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律 (生息地等保護区の管理地 区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7</p> <p>●長野県希少野生動植物保 護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の 届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●農業振興地域の整備に関 する法律 開発許可 ※法 15 の 2 農用地区域からの除外 ※法 13 (農地、採草放牧地) 復元を条件とする農地法の 許可を受けた場合は手続を 要しない。</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届 出) ※法 4①、5①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する法 律(鳥獣保護区内の特別保 護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p> <p>●長野県豊かな水資源の保 全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及 び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、 7、14、15、21</p>	<p>●河川法 (河川区域) (1)流水の占用許可 ※法 23 (2)土地の占用許可 ※法 24 (3)土石等の採取の許可 ※法 25 (4)土地の形状変更の許 可 ※法 27 (河川保全区域) 土地の形状変更の許可 ※法 55① (注)河川区域及び河川 保全区域内での採取の 場合、砂利採取法第 16 条の認可があったとき は、それぞれ河川法第 26 条、第 27 条及び第 55 条 第 1 項の許可があったも のとみなす。</p> <p>●砂利採取法 (1)業者登録 ※法 3 (2)採取計画の認可 ※法 16</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 土地の形状変更等の許 可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指 定地管理条例 (砂防指定地) 土地の形状変更等の許 可 ※法 4①、条 3</p>	<p>●都市計画法 風致地区 土地の形質変更等の許 可 ※法 58、令 3、市町村が 定める条例</p> <p>●長野県土砂等の盛土 等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p> <p>●急傾斜地の崩壊によ る災害の防止に関する 法律 (急傾斜地崩壊危険区 域) 土地の形状変更等の許 可 ※法 7①</p>	<p>●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地 域) 広告物等の表示等の 許可 ※条 8① (屋外広告物特別規 制地域) 広告物等の表示等の 許可 ※条 10①</p> <p>●景観法・長野県景観 条例 (全域)、(景観育成重 点地域)、(景観育成特 定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地 の発掘の届出 ※法 93① (2)史跡名勝天然記念 物の現状変更等の許 可 ※法 125① (3)重要文化的景観の 現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然 記念物の現状変更等 の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後 2 週間以内) ア 市街化区域 2,000 m²以上 イ ア以外の都市計画区 域 5,000 m²以上 ウ 都市計画区域以外の 区域 10,000 m²以上 ※法 23①、②1</p> <p>●公有地の拡大の推進 に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域 等 100 m²以上(県則) イ ア以外の市街化区域 5,000 m²以上 ウ ア・イ及び市街化調整区 域以外の都市計画区 域 10,000 m²以上 ※法 4①、令 3③、2②</p>

2(6) 採石用地

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (6) 採 石 用 地 ・ 事 業 主 体 ― 個 人 ・ 法 人	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可(原則として不可) ※条 10③、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17① (大規模開発調整地域) 行為の届出 ※条 20①、県則 29</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2)林地開発許可 1 ha 超 ※法 10 の 2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県ふるさとの森林づくり 条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24</p> <p>●絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律(生息地等保護区の管理 地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7</p> <p>●長野県希少野生動植物保 護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の 届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●農業振興地域の整備に関 する法律 開発許可 ※法 15 の 2 農用地区域からの除外 ※法 13 (農地、採草放牧地) 復元を条件とする農地法の 許可を受けた場合は手続を 要しない。</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届 出) ※法 4①、5①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する法 律(鳥獣保護区内の特別保 護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p> <p>●長野県豊かな水資源の保 全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及 び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、 7、14、15、21</p>	<p>●河川法 (河川区域) (1)土地の占用許可 ※法 24 (2)土石等の採取の許可 ※法 25 (3)土地の形状変更の許 可 ※法 27 (河川保全区域) 土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●採石法 (1)業者登録 ※法 32 (2)採取計画の認可 ※法 33</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指 定地管理条例 (砂防指定地) 土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区 域) 土地の形状変更等の許可 ※法 7①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等 の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>	<p>●都市計画法 風致地区 土地の形質変更等の許 可 ※法 58、令 3、市町村が 定める条例</p>	<p>●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地 域) 広告物等の表示等の 許可 ※条 8① (屋外広告物特別規 制地域) 広告物等の表示等の 許可 ※条 10①</p> <p>●景観法・長野県景観 条例 (全域)、(景観育成重 点地域)、(景観育成特 定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地 の発掘の届出 ※法 93① (2)史跡名勝天然記念 物の現状変更等の許 可 ※法 125① (3)重要文化的景観の 現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然 記念物の現状変更等 の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後 2 週間以内) ア 市街化区域 2,000 m²以上 イ ア以外の都市計画区 域 5,000 m²以上 ウ 都市計画区域以外の 区域 10,000 m²以上 ※法 23①、②1</p> <p>●公有地の拡大の推進 に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域 等 100 m²以上(県則) イ ア以外の市街化区域 5,000 m²以上 ウ ア・イ及び市街化調整区 域以外の都市計画区 域 10,000 m²以上 ※法 4①、令 3③、2②</p>

2(7) 砂利プラント・アスファルトプラント・採石プラント用地

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2(7) 砂利プラント・アスファルトプラント・採石プラント用地 ・事業主体 個人・法人	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可(原則として不可) ※条 10③、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17①、県則 26 (大規模開発調整地域) 行為の届出 ※条 20②、県則 29</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2)林地開発許可 1 ha 超 ※法 10 の 2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県ふるさとの森林づくり条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7</p> <p>●長野県希少野生動物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1)原則として開発は不可 (2)但し、一定条件の場合は、農用地区域からの除外が可能 ※法 13</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届出) ※法 4①、5①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p> <p>●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p> <p>●土壤汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p>	<p>●河川法 (河川区域) (1)流水の占用許可 ※法 23 (2)土地の占用許可 ※法 24 (3)工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 26①、27 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●砂利採取法 (1)業者登録 ※法 3 (2)採取計画の認可 ※法 16</p> <p>●採石法 (1)業者登録 ※法 32 (2)採取計画の認可 ※法 33</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>	<p>●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29① イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29① エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29② (注)第一種特定工作物風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p> <p>●建築基準法 (用途地域) 建築制限 岩石、土砂等の粉碎で原動機を使用する施設が建築できない地域 …準工業・工業・工業専用地域を除く用途地域内 アスファルト等を原料とする製造施設が建築できない地域 …工業・工業専用地域を除く用途地域内</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7①</p>	<p>●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 8① (屋外広告物特別規制地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 10①</p> <p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出 ※法 93① (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後 2 週間以内) ア 市街化区域 2,000 m²以上 イ ア以外の都市計画区域 5,000 m²以上 ウ 都市計画区域以外の区域 10,000 m²以上 ※法 23①、②1</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域等 100 m²以上(県則) イ ア以外の市街化区域 5,000 m²以上 ウ ア・イ及び市街化調整区域以外の都市計画区域 10,000 m²以上 ※法 4①、令 3③、2②</p>

2(8) 駐車場用地

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (8) 駐 車 場 用 地 ①事業主体 — 地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は承認 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は承認 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33① ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可(県は協議) ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出(県は通知) ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26 ●土壤汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4① 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10の 8① (2)林地開発許可 許可不要 ※法 10の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7 ●長野県希少野生動物植物保護条例 (規制地区) 行為の協議 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の通知 ※条 26① 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) 開発は可能であるが、農用地区域からの除外(農用地利用計画の変更)は必要 ※法 13 ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (県又は指定市町村は不要) (市街化区域内の場合不要) (駐車場法による路外駐車場は不要) ※法 4①、5①、則 29VI、53V ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4の 3、4の 4、6、7、14、15、21 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川法 (河川区域) (1)土地の占用の許可 ※法 24 (2)土地の形状変更の許可 ※法 27 (河川保全区域) 土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 18①、20②、令 5 ●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 4①、条 3、5 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 7①、④ 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例 ●駐車場法 設置の届出 都市計画区域内の 500㎡以上の有料駐車場 ※法 12 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前通知 ※法 16 ●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94① (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②III (※法 18) ●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (8) 駐 車 場 用 地 ②事業主体―土地開発公社	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は認可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は認可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 8</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区)の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2)林地開発許可 許可不要 ※法 10 の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護区内の特別保護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p> <p>●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1)原則として開発は不可 (2)但し、一定条件の場合は、農用地区域からの除外が可能 ※法 13</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合不要) ※法 4①、5①</p>	<p>●河川法 (河川区域) (1)土地の占用の許可 ※法 24 (2)土地の形状変更の許可 ※法 27 (河川保全区域) 土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 土地の形状変更等の許可 ※法 7①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>	<p>●都市計画法 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p> <p>●駐車場法 設置の届出 都市計画区域内の 500㎡以上の有料駐車場 ※法 12</p>	<p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94①、令 1 (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②Ⅲ (※法 18、令 14)</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1、令 3①</p>

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (8) 駐 車 場 用 地 ③事業主体 個人・法人	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は認可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可又は認可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可(原則として不可) ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可 ※条 10③、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17①</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10の 8① (2)林地開発許可 1 ha 超 ※法 10の 2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県ふるさとの森林づくり 条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24</p> <p>●絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律 (生息地等保護区の管理地 区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7</p> <p>●長野県希少野生動植物保 護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p>	<p>●農業振興地域の整備に 関する法律 (農用地区域) (1)原則として開発は不可 (2)但し、一定条件の場 合は、農用地区域からの除外 が可能 ※法 13</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届 出) ※法 4①、5①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する法 律 (鳥獣保護区内の特別保護 地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※ 条 12①、県則 4</p> <p>●長野県豊かな水資源の保 全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p>	<p>●河川法 (河川保全区域) 土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指 定地管理条例 (砂防指定地) 土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区 域) 土地の形状変更等の許可 ※法 7①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等 の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p> <p>●長野県環境影響評価条 例 配慮書、方法書、準備書 及び評価書の作成・送付 ※条 4の 3、4の 4、6、 7、14、15、21</p>	<p>●都市計画法 風致地区 建築物の建築等、土地の 形質変更、木竹の伐採等 の協議 ※法 58、令 3、市町村が 定める条例</p> <p>●駐車場法 設置の届出 都市計画区域内の 500 m² 以上の有料駐車場 ※法 11</p>	<p>●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地 域) 広告物等の表示等の 許可 ※条 8① (屋外広告物特別規 制地域) 広告物等の表示等の 許可 ※条 10①</p> <p>●景観法・長野県景観 条例 (全域)、(景観育成重 点地域)、(景観育成特 定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地 の発掘の届出 ※法 93① (2)史跡名勝天然記念 物の現状変更等の許 可 ※法 125① (3)重要文化的景観の 現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然 記念物の現状変更等 の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後 2 週間以内) ア 市街化区域 2,000 m²以上 イ ア以外の都市計画区 域 5,000 m²以上 ウ 都市計画区域以外の 区域 10,000 m²以上 ※法 23①、②1</p> <p>●公有地の拡大の推進 に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域 等 100 m²以上(県則) イ ア以外の市街化区域 5,000 m²以上 ウ ア・イ及び市街化調整区 域以外の都市計画区 域 10,000 m²以上 ※法 4①、令 3③、2②</p>

2(9) 大規模小売店舗用地

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係	
2(9) 大規模小売店舗用地 事業主体—個人・法人	●自然公園法 [国立公園内の特別地域] [国立公園内の〃] 行為の許可又は認可 ※法 20③ [国立公園内の特別保護地区] [国立公園内の〃] 行為の許可又は認可 (原則として不可) ※法 21③ [国立公園内の普通地域] [国立公園内の〃] 行為の届出 ※法 33①、県則 18 ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可(原則として不可) ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可 ※条 10③、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17① ●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①	●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10の8① (2)林地開発許可 1ha超 ※法 10の2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●長野県ふるさとの森林づくり 条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24 ●絶滅のおそれのある野生 動植物の種の保存に関する 法律 (生息地等保護区の管理地 区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7 ●長野県希少野生動植物保 護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①	●農業振興地域の整備に関 する法律 (農用地区域) (1)原則として開発は不可 (2)但し、一定条件の場合 は、農用地区域からの除外 が可能 ※法 13 ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届 出) ※法 4①、5① ●鳥獣の保護及び管理並び に狩猟の適正化に関する法 律 (鳥獣保護区内の特別保護 地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4 ●長野県豊かな水資源の保 全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6 ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及 び評価書の作成・送付 ※条 4の3、4の4、6、 7、14、15、21	●河川法 (河川保全区域) 土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5 ●砂防法、長野県砂防指 定地管理条例 (砂防指定地) 土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3 ●急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区 域) 土地の形状変更等の許可 ※法 7① ●長野県土砂等の盛土等 の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8	●都市計画法 開発許可(第2種特定工 作物は1ha以上) ア市街化区域 1,000㎡以上 ※法 29① イ市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ非線引きの都市計画区 域及び準都市計画区域 3,000㎡以上 ※法 29① エ都市計画区域外 10,000㎡以上 ※法 29② オ第2種特定工作物は全 て ※法 29①② 風致地区 建築物の建築等、土地の 形質変更、木竹の伐採等 の協議 ※法 58、令 3、市町村が 定める条例 ●建築基準法 (用途地域) 建築制限 ・500㎡超の店舗等が建築 できない地域…第1種 低層住居専用地域、第2 種低層住居専用地域、第 1種中高層住居専用地 域、田園住居地域 ※法 48	●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地 域) 広告物等の表示等の 許可 ※条 8① (屋外広告物特別規 制地域) 広告物等の表示等の 許可 ※条 10① ●景観法・長野県景観 条例 (全域)、(景観育成重 点地域)、(景観育成特 定地区) 行為の事前届出 ※法 16 ●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地 の発掘の届出 ※法 93① (2)史跡名勝天然記念 物の現状変更等の許 可 ※法 125① (3)重要文化的景観の 現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然 記念物の現状変更等 の許可 ※条 13①、34	●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後2週間以内) ア市街化区域 2,000㎡以上 イア以外の都市計画区 域 5,000㎡以上 ウ都市計画区域以外の 区域 10,000㎡以上 ※法 23①、②1 ●公有地の拡大の推進 に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア都市計画施設の区域 等 100㎡以上(県則) イア以外の市街化区域 5,000㎡以上 ウア・イ及び市街化調整区 域以外の都市計画区 域 10,000㎡以上 ※法 4①、令 3③、2②	商工・安全関係 ●大規模小売店舗立地 法 (行為の事前届出) ※法 5①、法 6②、法附 則 5①

2(10) 工場用地

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 1 0 工場用地 ①事業主体—地方公共団体	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1) 工作物の設置許可 (2) 土地の形質変更許可 (3) 木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1) 立木伐採の届出 ※法 10 の 8 ① (2) 林地開発許可 許可不要 ※法 10 の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の協議 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の通知 ※条 26①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1) 工作物等の設置許可 (2) 立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●環境影響評価法 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※法 3 の 3、3 の 4、5、6、14、15、21、22</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) 開発は可能であるが、農用地区域からの除外(農用地利用計画の変更)は必要 ※法 13</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (県又は指定市町村は不要) (市街化区域内の場合不要) ※法 4①、5①</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 18①、20②、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 4①、条 3、5</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 7①、④</p>	<p>●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000㎡以上 ※法 29①、34 の 2 イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34、34 の 2 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000㎡以上 ※法 29①、34 の 2 エ 都市計画区域外 10,000㎡以上 ※法 29②、34 の 2 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p> <p>●建築基準法 (用途地域) 建築制限 工場が建築できない地域 …第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ※法 48 (業種、規模により建築可能な場合がある。)</p>	<p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前通知 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1) 埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94① (2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3) 重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②Ⅲ) (※法 18)</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1</p>

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 10 工 場 用 地 ②事業主体 ― 土地開発公社	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1) 工作物の設置許可 (2) 土地の形質変更許可 (3) 木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1) 立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2) 林地開発許可 許可不要 ※法 10 の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1) 工作物等の設置許可 (2) 立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p> <p>●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1) 原則として開発は不可 (2) 但し、一定条件の場合 は、農用地区域からの除外が可能 ※法 13</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合不要) ※法 4①、5①</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>	<p>●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29① イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29① エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29② 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p> <p>●建築基準法 (用途地域) 建築制限 …第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 ※法 48 (業種、規模により建築可能な場合がある。)</p>	<p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1) 埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94①、令 1 (2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3) 重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②Ⅲ (※法 18、令 14)</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1、令 3①</p>

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 1 0) 工 場 用 地 ③ 事 業 主 体 個 人 ・ 法 人	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14 ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可 ※条 10③、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17①、県則 26 ●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1) 工作物の設置許可 (2) 土地の形質変更許可 (3) 木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7 ●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4① 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1) 立木伐採の届出 ※法 10 の 8 ① (2) 林地開発許可 1 ha 超 ※法 10 の 2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●長野県ふるさとの森林づくり条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24 ●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26① ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1) 工作物等の設置許可 (2) 立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1) 原則として開発は不可 (2) 但し、一定条件の場合は、農用地区域からの除外が可能 ※法 13 ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届出) ※法 4①、5① (注) 宅地分譲は、原則不可 ●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6 ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5 ●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7 ① ●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29① イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29① エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29② 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例 ●建築基準法 (用途地域) 建築制限 工業地域、工業専用地域では規模・事業内容にかかわらず許容される。その他の用途地域では用途地域に応じ、規模・事業内容が制限される。 ※法 48 	<ul style="list-style-type: none"> ●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 8 ① (屋外広告物特別規制地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 10① ●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16 ●文化財保護法 (1) 埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出 ※法 93① (2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3) 重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後 2 週間以内) ア 市街化区域 2,000 m²以上 イ ア以外の都市計画区域 5,000 m²以上 ウ 都市計画区域以外の区域 10,000 m²以上 ※法 23①、②1 ●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域等 100 m²以上(県則) イ ア以外の市街化区域 5,000 m²以上 ウ ア・イ及び市街化調整区域以外の都市計画区域 10,000 m²以上 ※法 4①、令 3③、2②
	商工・安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ●工場立地法 特定工場の届出 敷地面積 9,000 m²以上 又は建築面積 3,000 m²以上の製造業等に係る工場又は事業場(特定工場)の新增設 ※法 6、8、法附則 3 	<ul style="list-style-type: none"> ●化製場等に関する法律・化製場等に関する法律施行条例 (行為の制限) 化製場等の設置の許可、動物の飼養又は収容の許可 ※法 3 ①、9 ① 				

2(11) 太陽光発電施設（屋根・壁に設置する場合を除く。）用地

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (1) 太陽光 発電 施設 (屋根・ 壁に設置 する場合 を除く。) 用地 事業主体 —個人・ 法人	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可 ※条 10③、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17①、県則 26</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区)の管理地区、監視地区) (1) 工作物の設置許可 (2) 土地の形質変更許可 (3) 木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1) 立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2) 林地開発許可 0.5ha 超 ※法 10 の 2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県ふるさとの森林づくり条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1) 工作物等の設置許可 (2) 立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1) 原則として開発は不可 (2) 但し、一定条件の場合は、農用地区域からの除外が可能(営農型発電施設の場合は除外不要) ※法 13</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届出) ※法 4①、5①</p> <p>●農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (特定農業用ため池) 行為の許可 ※法 8、令 2</p> <p>●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p>	<p>●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>	<p>●都市計画法 太陽光発電設備が建築基準法上の建築物でない場合は開発許可不要、建築物である場合は開発許可必要 (1) 開発許可不要の場合でも、市街化調整区域では附属建築物の建築許可が必要 (2) 開発許可必要の場合 ア 市街化区域 1,000㎡以上 ※法 29① イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000㎡以上 ※法 29① エ 都市計画区域外 10,000㎡以上 ※法 29② 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p>	<p>●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 8① (屋外広告物特別規制地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 10①</p> <p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 工作物の新設等、土地の形質変更の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1) 埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出 ※法 93① (2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3) 重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後 2 週間以内) ア 市街化区域 2,000㎡以上 イ ア以外の都市計画区域 5,000㎡以上 ウ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 ※法 23①、②1</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域等 100㎡以上(県則) イ ア以外の市街化区域 5,000㎡以上 ウ ア・イ及び市街化調整区域以外の都市計画区域 10,000㎡以上 ※法 4①、令 3③、2②</p>
	そ の 他						<p>●化製場等に関する法律・化製場等に関する法律施行条例 (行為の制限) 化製場等の設置の許可、動物の飼養又は収容の許可 ※法 3①、9①</p>

2(12) 墓地用地

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係	
2 1 2 墓地 ①事業主体—地方公共団体	●自然公園法 [国立公園内の特別地域] [国定公園内の "] 行為の許可 ※法 20③ [国立公園内の特別保護地区] [国定公園内の "] 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ [国立公園内の普通地域] [国定公園内の "] 行為の届出 ※法 33①、則 14 ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、18、県則 26 ●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①	●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10の8① (2)林地開発許可 許可不要 ※法 10の2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37~39、令 7 ●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①	●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) 開発は可能であるが、農用地区域からの除外は必要 ※法 13 ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可不要 ※法 4①、5①、則 29VI、53V ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4の3、4の4、6、7、14、15、21	●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 18①、20②、令 5 ●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 4①、条 3、5 ●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の協議 ※法 7①、④	●都市計画法 開発許可 ※法 29、34の2 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例	●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前通知 ※法 16 ●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94① (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34	●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②III (※法 18) ●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1	
	その他							
	●墓地、埋葬等に関する法律 (1)経営の許可 ※法 10① (2)但し、次のものは許可があったものとみなす。 ア 都市計画法第 59 条の認可又は承認 イ 土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の事業計画の認可 ※法 11①、②							

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (1) (2) 墓地 用地 ②事業主体 — 土地開発公社	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③、14、県則 9 (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、14、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、県則 26</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区管理地区、監視地区) (1) 工作物の設置許可 (2) 土地の形質変更許可 (3) 木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1) 立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2) 林地開発許可 許可不要 ※法 10 の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1) 工作物等の設置許可 (2) 立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p> <p>●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1) 原則として開発は不可 (2) 但し、一定条件の場合には、農用地区域からの除外が可能 ※法 13</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合不要) ※法 4①、5①</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p>	<p>●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>	<p>●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29① イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29① エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29② オ 第 2 種特定工作物は全て ※法 29①② 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p>	<p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1) 埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94①、令 1 (2) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3) 重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②Ⅲ (※法 18、令 14)</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1、令 3①</p>
	そ の 他	<p>●墓地、埋葬等に関する法律 (1) 経営の許可 ※法 10① (2) 但し、次のものは許可があったものとみなす。 ア 都市計画法第 59 条の認可又は承認 イ 土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の事業計画の認可 ※法 11①、②</p>					

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 1 2 墓 地 用 地 ③事業主体 — 個人・法人	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可 ※条 10③ (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17①、県則 26 (大規模開発調整地域) 行為の届出 ※条 20①</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2)林地開発許可 1 ha 超 ※法 10 の 2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県ふるさとの森林づくり条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1)原則として開発は不可 (2)但し、一定条件の場合には、農用地区域からの除外が可能 ※法 13</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届出) ※法 4①、5①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護地区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p> <p>●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p>	<p>●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 7①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p> <p>●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、7、14、15、21</p>	<p>●都市計画法 開発許可 ア 市街化区域 1,000 m²以上 ※法 29① イ 市街化調整区域 原則として不可 ※法 29①、34 ウ 非線引きの都市計画区域及び準都市計画区域 3,000 m²以上 ※法 29① エ 都市計画区域外 10,000 m²以上 ※法 29② オ 第 2 種特定工作物は全て ※法 29①② 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p>	<p>●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 8① (屋外広告物特別規制地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 10①</p> <p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出 ※法 93① (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後 2 週間以内) ア 市街化区域 2,000 m²以上 イ ア以外の都市計画区域 5,000 m²以上 ウ 都市計画区域以外の区域 10,000 m²以上 ※法 23①、②1</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域等 100 m²以上(県則) イ ア以外の市街化区域 5,000 m²以上 ウ ア・イ及び市街化調整区域以外の都市計画区域 10,000 m²以上 ※法 4①、令 3③、2②</p>
	そ の 他	<p>●墓地、埋葬等に関する法律 (1)経営の許可 ※法 10① (2)但し、次のものは許可があったものとみなす。 ア 都市計画法第 59 条の認可又は承認 イ 土地区画整理事業又は住宅街区整備事業の事業計画の認可 ※法 11①、②</p>					

2 (13) 農業用ため池用地

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (1) 3 農業用ため池用地 事業主体—地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14 ●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18 ●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の通知 ※条 10③ (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の通知 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、県則 26 ●土壤汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 (常時水面の下にある場合を除く) ※法 3⑦、法 4① 	<ul style="list-style-type: none"> ●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1) 立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2) 林地開発許可 許可不要 ※法 10 の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27 ●絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1) 工作物の設置許可 (2) 土地の形質変更許可 (3) 木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7 ●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26① 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1) 開発許可不要 ※法 15 の 2① (2) 但し、一定条件の場合 は、農業上の用途区分の 変更を要する ※法 10、則 4 の 2 ●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可不要 ※法 4①、5①、則 29VI、 53V ●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護区) (1) 工作物等の設置許可 (2) 立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3 ●長野県環境影響評価条例 配慮書、方法書、準備書 及び評価書の作成・送付 ※条 4 の 3、4 の 4、6、 7、14、15、21 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の 形状変更の許可 ※法 55① ●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) ため池、用排水路その他 の地すべり防止施設以外 の施設又は工作物の新築 又は改良、土地の形状変 更等の協議 ※法 18①、20②、令 5 ●砂防法、長野県砂防指 定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の 形状変更等の協議 ※法 4①、条 3、5 ●急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区 域) ため池、用水路その他 の急傾斜地崩壊防止施設以 外の施設又は工作物の設 置又は改造、土地の形状 変更等の協議 ※法 7 ①、④ 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画法 風致地区 建築物の建築等、土地の 形質変更、木竹の伐採等 の協議 ※法 58、令 3、市町村が 定める条例 	<ul style="list-style-type: none"> ●景観法・長野県景観 条例 (全域)、(景観育成重 点地域)、(景観育成特 定地区) 行為の事前通知 ※法 16 ●文化財保護法 (1) 埋蔵文化財包蔵地 の発掘の通知 ※法 94① (2) 史跡名勝天然記念 物の現状変更等の許可 ※法 125① (3) 重要文化的景観の 現状変更等の許可 ※法 139① ●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然 記念物の現状変更等 の許可 ※条 13①、34 	<ul style="list-style-type: none"> ●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②Ⅲ (※法 18) ●公有地の拡大の推進 に関する法律 土地有償譲渡の届出不要 ※法 4②1

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (1 3) 農 業 用 た め 池 用 地 事 業 主 体 ― 土 地 開 発 公 社	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国定公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国定公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国定公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地 区) 行為の通知 ※条 10③ (県自然環境保全地域内の普通地 区) 行為の通知 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の通知 ※条 17①、県則 26 (大規模開発調整地域) 行為の通知 ※条 20①</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 (常時水面の下にある場合を除く) ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10 の 8① (2)林地開発許可 許可不要 ※法 10 の 2① 但し、協議が必要 (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動 植物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、 監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7</p> <p>●長野県希少野生動植物保護 条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p>	<p>●農業振興地域の整備に 関する法律 (農用地区域) (1)農地法の許可目的に 供する場合、開発許可不 要 ※法 15 の 2③ (2)但し、一定条件の場合 は、農業上の用途区分の 変更を要する ※法 10、則 4 の 2</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届 出) ※法 4①、5①</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並 びに狩猟の適正化に関す る法律(鳥獣保護区内の 特別保護区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県環境影響評価条 例</p> <p>●長野県豊かな水資源の 保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p>	<p>●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の 形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) ため池、用排水路その他 の地すべり防止施設以外 の施設又は工作物の新築 又は改良、土地の形状変 更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指 定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の 形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区 域) ため池、用水路その他の 急傾斜地崩壊防止施設以 外の施設又は工作物の設 置又は改造、土地の形状 変更等の許可 ※法 7①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等 の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>	<p>●都市計画法 風致地区 建築物の建築等、土地の 形質変更、木竹の伐採等 の協議 ※法 58、令 3、市町村が 定める条例</p>	<p>●景観法・長野県景観 条例 (全域)、(景観育成重 点地域)、(景観育成特 定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出不要 ※法 23②Ⅲ (※法 18、令 14)</p> <p>●公有地の拡大の推進 に関する法律 土 地有償譲渡の届出不 要 ※法 4②1、令 3①</p>

規制 事業	環境保全関係	森林関係	農地関係	減災関係	都市計画関係	景観・文化財関係	国土利用関係
2 (13) 農業 用 た め 池 用 地 事業 主 体 — 個 人 ・ 法 人	<p>●自然公園法 〔国立公園内の特別地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 ※法 20③ 〔国立公園内の特別保護地区〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の許可 (原則として不可) ※法 21③ 〔国立公園内の普通地域〕 〔国立公園内の 〃 〕 行為の届出 ※法 33①、則 14</p> <p>●長野県立自然公園条例 (県立公園内の特別地域) 行為の許可 ※条 8 (県立公園内の普通地域) 行為の届出 ※条 20、県則 18</p> <p>●長野県自然環境保全条例 (県自然環境保全地域内の特別地区) 行為の許可 ※条 10③ (県自然環境保全地域内の普通地区) 行為の届出 ※条 12①、県則 17 (郷土環境保全地域) 行為の届出 ※条 17①、県則 26 (大規模開発調整地域) 行為の届出不要 ※条 20①</p> <p>●土壌汚染対策法 土地の形質変更時の事前の届出 (常時水面の下にある場合を除く) ※法 3⑦、法 4①</p>	<p>●森林法 (地域森林計画対象民有林) (1)立木伐採の届出 ※法 10 の 8 ① (2)林地開発許可 1 ha 超 ※法 10 の 2① (保安林) 保安林の指定の解除 ※法 27</p> <p>●長野県ふるさとの森林づくり条例 (森林整備保全重点地域) 行為の届出 ※条 24</p> <p>●絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律 (生息地等保護区の管理地区、監視地区) (1)工作物の設置許可 (2)土地の形質変更許可 (3)木竹の伐採許可 ※法 37～39、令 7</p> <p>●長野県希少野生動植物保護条例 (規制地区) 行為の許可 ※条 24④ (立入制限区域) 立入の許可 ※条 25④ (監視区域) 行為の届出 ※条 26①</p> <p>●長野県水環境保全条例 (水道水源保全地区) 事前協議 ※条 12①、県則 4</p>	<p>●農業振興地域の整備に関する法律 (農用地区域) (1)農地法の許可目的に供する場合、開発許可不要 ※法 15 の 2 ③ (2)但し、一定条件の場合は、農業上の用途区分の変更を要する ※法 10、則 4 の 2</p> <p>●農地法 (農地、採草放牧地) 農地転用の許可 (市街化区域内の場合届出) ※法 4①、5①</p> <p>●農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (特定農業用ため池) 防災工事の届出 ※法 9 の 1、則 10</p> <p>●鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護区内の特別保護区) (1)工作物等の設置許可 (2)立木竹の伐採許可 ※法 29⑦、則 38、県則 3</p> <p>●長野県環境影響評価条例</p> <p>●長野県豊かな水資源の保全に関する条例 (水資源保全地域) 事前の届出 ※条 10①、県則 5、6</p>	<p>●河川法 (河川保全区域) 工作物の新築等、土地の形状変更の許可 ※法 55①</p> <p>●地すべり等防止法 (地すべり防止区域) ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良、土地の形状変更等の許可 ※法 18①、令 5</p> <p>●砂防法、長野県砂防指定地管理条例 (砂防指定地) 工作物の新築等、土地の形状変更等の許可 ※法 4①、条 3</p> <p>●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域) ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、土地の形状変更等の許可 ※法 7 ①</p> <p>●長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例 土砂等の盛土等の許可 ※条 8</p>	<p>●都市計画法 風致地区 建築物の建築等、土地の形質変更、木竹の伐採等の協議 ※法 58、令 3、市町村が定める条例</p>	<p>●屋外広告物条例 (屋外広告物許可地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 8 ① (屋外広告物特別規制地域) 広告物等の表示等の許可 ※条 10①</p> <p>●景観法・長野県景観条例 (全域)、(景観育成重点地域)、(景観育成特定地区) 行為の事前届出 ※法 16</p> <p>●文化財保護法 (1)埋蔵文化財包蔵地の発掘の通知 ※法 94① (2)史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※法 125① (3)重要文化的景観の現状変更等の許可 ※法 139①</p> <p>●文化財保護条例 長野県史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可 ※条 13①、34</p>	<p>●国土利用計画法 土地取引の届出 事後届出 (契約後 2 週間以内) ア 市街化区域 2,000 m²以上 イ ア以外の都市計画区域 5,000 m²以上 ウ 都市計画区域以外の区域 10,000 m²以上 ※法 23①、②1</p> <p>●公有地の拡大の推進に関する法律 土地有償譲渡の届出 ア 都市計画施設の区域等 100 m²以上(県則) イ ア以外の市街化区域 5,000 m²以上 ウ ア・イ及び市街化調整区域以外の都市計画区域 10,000 m²以上 ※法 4①、令 3③、2②</p>

3 土地に関する税の概要

(1) 土地に関する税一覧

土地に関する税は、大別すると土地の譲渡、保有又は取得に関するものに分けられる。

区 分		個 人			法 人		
		市町村税	道府県税	国 税	市町村税	道府県税	国 税
譲 渡	土地を売った場合	市町村民税 譲渡所得(長期・短期) 事業所得等	県民税 譲渡所得(長期・短期) 事業所得等	所得税・復興特別所得税 譲渡所得(長期・短期) 事業所得等	市町村民税	県民税 事業税	法人税 地方法人税 土地譲渡益重課 特別法人事業税 (都道府県が事業税とともに徴収)
保 有	保有している場合	固定資産税 都市計画税 特別土地保有税 (当分の間適用停止) 宅地開発税		地価税 (当分の間適用停止)	固定資産税 都市計画税 特別土地保有税 (当分の間適用停止) 宅地開発税		地価税 (当分の間適用停止)
取 得	土地を買った場合	特別土地保有税 (当分の間適用停止)	不動産取得税	登録免許税	特別土地保有税 (当分の間適用停止)	不動産取得税	登録免許税
	相続をした場合			相続税 登録免許税			
	贈与を受けた場合	特別土地保有税 (当分の間適用停止)	不動産取得税	贈与税 登録免許税	特別土地保有税 (当分の間適用停止)	不動産取得税	
そ の 他				印紙税			印紙税

これらのうち、所得税・復興特別所得税、個人の県民税・市町村民税、法人税の土地譲渡益重課、特別土地保有税、固定資産税、都市計画税、不動産取得税、地価税は、以下のとおりである。

また、国税について詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

(2) 個人の長期保有土地の譲渡に係る課税（所得税・復興特別所得税・県民税・市町村民税）

税 区 分	内 容	特 例	備 考
<p>個人の長期保有土地の譲渡に係る課税 （租税特別措置法（以下「租税法」という。）31条関係）</p>	<p>【所得税・復興特別所得税】</p> <p>1 個人が、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地等（建物を含む。）を譲渡した場合、次により課税する。</p> <p>2 税額計算 $税額 = 課税長期譲渡所得金額（※1） \times 税率 15.315\%（※2）$</p> <p>（※1） 課税長期譲渡所得金額 = 土地等の譲渡価額 - （取得費 + 譲渡費用） - 特別控除額（一定の場合） <small>注1 注2 注3</small></p> <p>（※2） 復興特別所得税を含む。</p> <p>注1 「取得費」 売った土地や建物（償却費相当額を控除する）を買入れたときの購入代金や購入手数料等（実際の取得費がわからないとき等は、譲渡価額の5%を取得費とする）。</p> <p>注2 「譲渡費用」 土地や建物を売するために直接要した費用で、次のようなもの ① 仲介手数料 ② 測量費用 ③ 立退料 ④ 建物を取り壊して土地を売ったときの取壊費用</p> <p>注3 「特別控除額」</p> <p>(1) 取用交換等により土地等を譲渡した場合（租税法33条の4） 5,000万円</p> <p>(2) ・ 自己の居住用財産を譲渡した場合（租税法35条1項） ・ 平成28年4月1日から令和5年12月31日までの間に被相続人の居住用財産を譲渡した場合（租税法35条3項） 3,000万円</p> <p>(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合（租税法34条） 2,000万円</p> <p>(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合（租税法34条の2） 1,500万円</p> <p>(5) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合（租税法34条の3） 800万円</p> <p>(6) 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した土地等を譲渡した場合（租税法35条の2） 1,000万円</p> <p>(7) 低未利用土地等を譲渡した場合（租税法35条の3） 100万円 ※令和2年7月1日から令和7年12月31日までの譲渡に限る。</p> <p>・ 上記(1)～(7)について、2以上の規定の適用がある場合は、5,000万円を限度とする。（租税法36条）</p>	<p>長期譲渡所得の税率の特例</p> <p>1 譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地等を優良住宅地の造成等のために譲渡した場合（租税法31条の2）</p> <p>(1) 特例の対象となる譲渡（主なもの） ※左記注3の特別控除の各特例や下記買換えの特例等の適用を受ける場合を除く。</p> <p>ア 国、地方公共団体等に対する譲渡</p> <p>イ 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等に対する譲渡で、業務のため必要と認められるもの</p> <p>ウ 取用交換等による譲渡</p> <p>エ マンション建替事業の施行者に対する一定の要件に該当する土地等の譲渡で当該土地等がその事業の用に供されるもの</p> <p>オ 開発許可を要しない1,000㎡以上の宅地造成を行う個人又は法人に対する譲渡（優良な宅地供給に寄与するものであることについて都道府県知事の認定を受けて行われるものに限る。）で、一定の要件に該当するもの</p> <p>カ 住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人に対する譲渡で、一定の要件に該当するもの</p> <p>(2) 税額計算</p> <p>ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合 $税額 = 課税長期譲渡所得金額 \times 税率 10.21\%（※）$</p> <p>イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 $税額 = 2,042,000円 + （課税長期譲渡所得金額 - 2,000万円） \times 税率 15.315\%（※）$</p> <p>2 居住用財産を譲渡した場合（租税法31条の3）</p> <p>(1) 特例の対象となる譲渡 譲渡した年の1月1日において、所有期間が10年を超える居住用家屋やその敷地の譲渡</p> <p>(2) 税額計算</p> <p>ア 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合 $税額 = 課税長期譲渡所得金額 \times 税率 10.21\%（※）$</p> <p>イ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 $税額 = 6,126,000円 + （課税長期譲渡所得金額 - 6,000万円） \times 税率 15.315\%（※）$</p> <p>（※） 復興特別所得税を含む。</p> <p>買換えの特例</p> <p>(1) 取用等に代り代替資産を取得した場合（租税法33条） 取用等があった日から2年以内に、一定の要件に該当する代替資産を取得した場合に課税の繰延べができる。</p> <p>(2) 居住用財産を買換えた場合（租税法36条の2） 譲渡した年の1月1日において所有期間が10年を超え、譲渡価額が1億円以下等の要件を満たした居住用財産の譲渡益に対する課税の繰延べができる。</p>	

税 区 分	内 容	特 例	備 考
個人の長期保有 土地の譲渡に係 る課税 (租特法 31 条 関係)		(3) 特定の事業用資産を買換えた場合 (租特法37条) 個人が特定の事業用資産 (譲渡資産) を譲渡した場合において、一定の期間内に特定の事業用資産 (買換資産) を取得し、これを事業の用に供した場合に、譲渡価額と買換価額のいずれか少ない方の金額の一定割合の繰り延べができる。	
	【住民税】 1 個人が、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合、次により課税する。 2 税額計算 (地方税法附則34条) $\text{税額} = \text{課税長期譲渡所得金額} (\text{※}) \times \text{税率} 5\%$ (県民税2%、市町村民税3%) (※) 課税長期譲渡所得金額 = 土地等の譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用) - 特別控除額 (一定の場合) 注1 注2 注3 注1~3の扱いについては所得税・復興特別所得税と同様	住民税の課税の特例 1 優良住宅地の造成等のために譲渡した場合の税額計算 (昭和63年度から令和5年度までの各年度分の住民税に限る。) (地方税法附則34条の2) (1) 特例の対象となる譲渡 (主なもの) ・所得税と同様 (2) 税額計算 ア 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合 $\text{税額} = \text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{税率} 4\%$ (県民税1.6%、市町村民税2.4%) イ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 $\text{税額} = 80\text{万円} + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 2,000\text{万円}) \times \text{税率} 5\%$ (県民税2%、市町村民税3%) ただし、取用交換等により代替資産等を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例その他の課税の繰延べ措置並びに特別控除を適用した場合は、この特例税率は適用しない。 2 居住用財産を譲渡した場合の税額計算 (地方税法附則34条の3) (1) 特例の対象となる譲渡 ・所得税と同様 (2) 税額計算 ア 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合 $\text{税額} = \text{課税長期譲渡所得金額} \times \text{税率} 4\%$ (県民税1.6%、市町村民税2.4%) イ 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 $\text{税額} = 240\text{万円} + (\text{課税長期譲渡所得金額} - 6,000\text{万円}) \times \text{税率} 5\%$ (県民税2.0%、市町村民税3.0%)	
		買換えの特例 ・所得税・復興特別所得税と同様	

(3) 個人の短期保有土地の譲渡に係る課税（所得税・復興特別所得税・県民税・市町村民税）

税 区 分	内 容	特 例	備 考
個人の短期保有土地の譲渡に係る課税 （租特法32条関係）	<p>【所得税・復興特別所得税】</p> <p>1 個人が、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地等（建物を含む。）を譲渡した場合、次により課税する。</p> <p>2 税額計算 税額＝課税短期譲渡所得金額（※1）×税率30.63%（※2）</p> <p>（※1） 課税短期譲渡所得金額＝土地等の譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（一定の場合） 注1 注2</p> <p>注3 （※2） 復興特別所得税を含む。</p> <p>注1「取得費」 長期譲渡と同様</p> <p>注2 「譲渡費用」 長期譲渡と同様</p> <p>注3 「特別控除額」</p> <p>(1) 収用交換等により土地等を譲渡した場合（租特法33条の4） 5,000万円</p> <p>(2) ・自己の居住用財産を譲渡した場合（租特法35条1項） ・平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間に被相続人の居住用財産を譲渡した場合（租特法35条3項） 3,000万円</p> <p>(3) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合（租特法34条） 2,000万円</p> <p>(4) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合（租特法34条の2） 1,500万円</p> <p>(5) 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合（租特法34条の3） 800万円</p> <p>・上記(1)～(5)について、2以上の規定の適用がある場合は、5,000万円を限度とする。（租特法36条）</p>	短期譲渡所得の税率の特例（租特法32条③） 1 特例の対象となる譲渡 (1) 国、地方公共団体等に対する譲渡 (2) 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等に対する譲渡で、業務のため必要と認められるもの (3) 収用交換等による譲渡 2 税額計算 税額＝課税短期譲渡所得金額×税率15.315%（※） （※）復興特別所得税を含む。	
	<p>【住民税】</p> <p>1 個人が、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地等を譲渡した場合、次により課税する。</p> <p>2 税額計算（地方税法附則35条） 税額＝課税短期譲渡所得金額（※）×税率9%（県民税3.6%、市町村民税5.4%）</p> <p>（※） 課税短期譲渡所得金額＝土地等の譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除額（一定の場合） 注1 注2</p> <p>注3</p> <p>注1～3の扱いについては所得税・復興特別所得税と同様</p>	買換えの特例 ○ 収用等に伴い代替資産を取得した場合（租特法33条） 収用等があった日から2年以内に、一定の要件に該当する代替資産を取得した場合に課税の繰延べができる。	
		短期譲渡所得の課税の特例（地方税法附則35条） 1 特例の対象となる譲渡 ・所得税と同様 2 税額計算 税額＝課税短期譲渡所得金額×税率5%（県民税2%、市町村民税3%）	
		買換えの特例 所得税・復興特別所得税と同様	

(4) 事業所得等における短期保有土地の譲渡等に係る課税（所得税・復興特別所得税・県民税・市町村民税）

税 区 分	内 容	摘 要	備 考
<p>事業所得等における短期保有土地の譲渡等に係る課税 （租特法28条の4）</p> <p>※平成10年1月1日から令和5年3月31日までの譲渡については不適用となり総合課税が適用される</p> <p>総合課税については備考欄を参照</p>	<p>【所得税・復興特別所得税】</p> <p>1 不動産業者等が、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地の譲渡等をした場合、次により課税する。</p> <p>2 税額計算 次により算定した額のいずれか多い方の額に2.1%の復興特別所得税を加算した金額</p> <p>(1) 税額＝土地等に係る課税事業所得等の金額×税率40%</p> <p>(2) 税額＝{(課税総所得金額＋土地等に係る課税事業所得等の金額)×総合課税の税率－課税総所得金額×総合課税の税率}×110%</p> <p>【住民税】</p> <p>1 不動産業者等が、譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地の譲渡等をした場合、次により課税する。</p> <p>2 税額計算（地方税法附則33条の3） 次により算定した額のいずれか多い方の額</p> <p>(1) 税額＝土地等に係る課税事業所得等の金額×税率12%（県民税4.8%、市町村民税7.2%）</p> <p>(2) 税額＝{(課税総所得金額＋土地等に係る課税事業所得等の金額)×総合課税の税率－課税総所得金額×総合課税の税率}×110%</p>	<p>適用しないもの</p> <p>1 国又は地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡</p> <p>2 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等に対する土地等の譲渡で、その土地が住宅等の供給等の業務を行うために直接必要な場合</p> <p>3 収用換地等による土地等の譲渡</p> <p>4 都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の造成宅地の譲渡（適正価格、公募要件等を満たすもの）</p> <p>5 都道府県知事の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の造成宅地の譲渡（適正価格、公募要件等を満たすもの）</p> <p>6 都道府県知事の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡（適正価格、公募要件等を満たすもの）</p> <p>7 1,000㎡未満の宅地の譲渡で、次のもの</p> <p>(1) 市町村長等の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の造成宅地の譲渡（適正価格要件を満たすもの）</p> <p>(2) 市町村長等の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡（適正価格要件を満たすもの）</p> <p>8 宅地建物取引業者である個人の行う個人住宅敷地の転売行為で、適正報酬による土地等の売買の仲介行為に類するもの</p>	<p>総合課税算定方法</p> <p>【所得税・復興特別所得税】 課税総所得金額×税率（超過累進税率：5～45%） ※算出した税額に、2.1%の復興特別所得税が加算される。</p> <p>【住民税】 課税総所得金額×税率10% （県民税4%、市町村民税6%）</p>

(5) 法人税の土地譲渡益重課税（一般土地）

税 区 分	内 容	特 例	備 考
<p>法人税の土地譲渡益重課税（一般土地） （租特法62条の3）</p> <p>※平成10年1月1日から令和8年3月31日までの譲渡については、不適用 （租特法62条の3 15項）</p>	<p>法人が、その所有する土地等を譲渡した場合、通常の法人税の他に5%の特別税率で上積課税する。</p> <p>ただし、短期保有土地に係る重課の課税対象となるものを除く。</p>	<p>重課税を適用しないもの（租特法62条の3 3項、4項、5項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宅地建物取引業者等である法人が行う土地等の譲渡のうち、棚卸資産の譲渡で、一定の要件を満たすもの（3項） 2 国又は地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡（4項1号） 3 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等に対する土地等の譲渡で、その住宅等の供給業務に直接必要であると認められるもの（2号） 4 土地開発公社に対する土地等の譲渡で、独立行政法人都市再生機構が施行する一定の事業の用に供される譲渡（2号の2） 5 収用換地等による土地等の譲渡（3号） 6 都市再開発法による第一種市街地再開発事業の施行者に対する土地等の譲渡で、その事業の用に供されるもの（4号） 7 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、その事業の用に供されるもの（5号） 8 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による認定事業者に対する土地等の譲渡で、その事業の用に供されるもの（6号） 9 都市再生特別措置法による認定事業者に対する土地等の譲渡で、その事業の用に供されるもの（7号） 10 国家戦略特別区域法による認定区域計画に係る特定事業又はその実施に必要な施設を整備する事業を行う者に対する譲渡で、その事業の用に供されるもの（8号） 11 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法による裁定に係る事業を行う一定の事業者に対する土地等の譲渡で、その事業の用に供されるもの。（9号） 12 マンション建替事業の施行者に対する土地等の譲渡で、その事業の用に供されるもの（10号） 	

税 区 分	内 容	特 例	備 考
		<p>13 マンション敷地売却事業を実施する者に対する土地の譲渡等で、その事業の用に供されるもの（11号）</p> <p>14 優良な建築物の建設をする事業者に対する土地等の譲渡で、その事業の用に供されるもの（12号）</p> <p>15 都市計画法の開発許可等を受けて行う住宅建設用の1,000㎡以上の宅地の造成の用に供するための土地等の譲渡で、当該宅地の造成が一定の要件を満たすもの（13号）</p> <p>16 都市計画法の開発許可を要しない住宅建設の用に供される宅地の造成の用に供されるための土地等の譲渡で、当該宅地の造成が一定の要件を満たすもの（14号）</p> <p>17 一定の一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡で、一定の要件を満たすもの（15号）</p> <p>18 土地区画整理事業の施行地区内における住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設の用に供するための土地等の譲渡で、一定の要件を満たすもの（16号）</p> <p>19 確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡で、一定の要件を満たすもの（5項）</p>	

(6) 法人税の土地譲渡益重課税（短期保有土地）

税 区 分	内 容	特 例	備 考
法人税の土地譲渡益重課税（短期保有土地） （租特法63条） ※平成10年1月1日から令和8年3月31日までの譲渡については、不適用 （租特法63条8項）	法人が、その所有する土地等を譲渡した場合、譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のものについての譲渡益に対しては、通常の法人税の他に10%の特別税率で上積課税する。	重課税を適用しないもの（租特法63条3項） 1 国又は地方公共団体その他これらに準ずる法人に対する土地等の譲渡（1号） 2 独立行政法人都市再生機構、土地開発公社等に対する土地等の譲渡で、その住宅の供給等の業務に直接必要であると認められるもの（2号） 3 収用換地等による土地等の譲渡（3号） 4 都市計画法の開発許可を受けて行う1,000㎡以上の造成団地の譲渡（適正価格、公募要件等を満たすもの）（4号） 5 都道府県知事の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の一団の宅地の譲渡（適正価格、公募要件等を満たすもの）（5号） 6 都道府県知事の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡以上の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡（適正価格、公募要件を満たすもの）（6号） 7 1,000㎡未満の宅地の譲渡で、次のもの (1) 市町村長等の優良宅地供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の造成宅地の譲渡（適正価格要件を満たすもの）（7号イ） (2) 市町村長等の優良住宅供給の認定を受けて行う1,000㎡未満の建売住宅又は売建住宅の敷地の用に供される宅地の譲渡（適正価格要件を満たすもの）（7号ロ） 8 宅地建物取引業者である法人の行う個人住宅敷地の転売行為で、適正報酬による土地等の売買の仲介行為に類するもの（8号） 9 不動産特定共同事業者である法人の行う事業参加者の持分を買い取って行う譲渡で、譲渡益が代理報酬相当額を超えないもの（9号） 10 土地等の贈与による譲渡で、国等に対する寄附又は指定寄附金に該当するもの（10号）	

(7) 固定資産税

税 区 分	内 容	特 例	備 考
固定資産税 [地方税法 342条関係]	1 土地、家屋、償却資産についてその所有者（固定資産課税台帳等に所有者として登録されている者）に課税する。（地方税法343条） 2 課税標準額 原則として基準年度の固定資産課税台帳等に登録された価格（地方税法349条） 3 税率 標準税率1.4%（地方税法350条） 4 免税点 課税標準額の合計が下記未満のもの。（地方税法351条） 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	1 非課税 (1) 国、地方公共団体等（地方税法348条1項） (2) 固定資産の性格又は用途によるもの（地方税法348条2～9項） 2 課税標準の特例 (1) 住宅用地…課税標準となるべき価格の1/3の額を課税標準とする。（地方税法349条の3の2 1項） (2) 200㎡以下の小規模住宅用地…課税標準となるべき価格の1/6の額を課税標準とする。（地方税法349条の3の2 2項）	

(8) 都市計画税

税 区 分	内 容	特 例	備 考
都市計画税 [地方税法 702条関係]	1 都市計画区域のうち条例で定める区域内にある、土地、家屋の所有者（固定資産課税台帳等に所有者として登録されている者）に課税する。（地方税法702条） 2 課税標準額 固定資産税（土地、家屋）に同じ。（地方税法702条） 3 税率 制限税率0.3%（地方税法702条の4） 4 免税点 固定資産税（土地、家屋）に同じ。（地方税法702条の2 2項）	1 非課税 固定資産税において非課税とされているものに同じ。（地方税法702条の2） 2 課税標準の特例 (1) 住宅用地…課税標準となるべき価格の2/3の額を課税標準とする。（地方税法702条の3 1項） (2) 200㎡以下の小規模住宅用地…課税標準となるべき価格の1/3の額を課税標準とする。（地方税法702条の3 2項）	

(9) 特別土地保有税

税 区 分	内 容	特 例	備 考
<p>特別土地保有税</p> <p>〔 地方税法 585条関係 〕</p> <p>※ 当分の間適用停止 (地方税法附則31条)</p>	<p>1 次に該当する土地の保有又は土地の取得に対し課税する。(地方税法585条)</p> <p>(1) 保有に対する課税(保有分)</p> <p>ア 基準面積(地方税法595条)</p> <p>(ア) 都市計画区域を有する市町村の区域 5,000㎡以上</p> <p>(イ) その他の市町村の区域 10,000㎡以上</p> <p>イ 保有期間(地方税法585条3項)</p> <p>1月1日現在において、取得後10年を経過していないもの</p> <p>(2) 取得に対する課税(取得分)</p> <p>(1) アであって、取得された土地</p> <p>2 課税標準額(地方税法593条、同法附則31条の2の2)</p> <p>(1) 保有分</p> <p>土地の取得価額(無償、低価格の場合は別に算定)又は修正取得価額のいずれか低い額(地方税法附則31条の2の2)</p> <p>* 「修正取得価額」…取得価額を当該土地の取得時以降の地価の変動を勘案して定められる割合により修正した額と地価公示水準価格とのいずれか大きい額</p> <p>(2) 取得分</p> <p>土地の取得価額(無償、低価格の場合は別に算定)</p> <p>3 税率(地方税法594条)</p> <p>保有分 1.4%(毎年課税される。)</p> <p>取得分 3.0%(取得時に1回課税される。)</p>	<p>1 非課税</p> <p>(1) 国、地方公共団体等(地方税法586条1項)</p> <p>(2) 都市開発区域、低開発地域工業開発地区、農村地域工業導入地区等の地域地区において製造の用に供する工場等の敷地(地方税法586条2項1号、1号の2)</p> <p>(3) 鉱山保安法、水質汚濁防止法等に基づく汚水廃液の処理施設等公共の危害防止のため設置されるものの用に供する土地(地方税法586条2項2号)</p> <p>(4) 農林漁業等において、経営規模拡大、集団化又は近代化のため取得し各事業に供する土地(地方税法586条2項6号)</p> <p>(5) 保安林に係る土地(地方税法586条2項28号)</p> <p>(6) 土地改良事業等の施行に伴う換地の取得等に係る土地(地方税法587条1項、2項)</p> <p>(7) 相続、法人の合併等形式的な所有権の移転等に係る土地(地方税法587条1項、2項)</p> <p>2 納税義務の免除等</p> <p>(1) 所有者等が非課税土地として使用し、又は使用させようとする場合で市町村長が認定したところに基づいて定める日から原則として2年以内に非課税土地として使用し、又は使用させ、かつ、市町村長の確認を受けたとき。(地方税法601条1項)</p> <p>(2) 一定の宅地供給事業等に係る土地の譲渡(特例譲渡)をしようとする場合、市町村長が認定したところに基づいて定める日から原則として2年以内に当該譲渡をし、確認を受けたとき。(地方税法602条1項)</p>	

税 区 分	内 容	特 例	備 考
特別土地保有税 [地方税法 585条関係] ※当分の間適用 停止 (地方税法附則 31条)	4 税額計算 (地方税法596条) (1) 保有分 税額= (取得価額又は修正取得価額のいずれか低い額×1.4%) - (固定資産税の課税標準となるべき価格×1.4%) (2) 取得分 税額= (取得価額×3.0%) - (不動産取得税の課税標準となるべき 価格×4.0%)	(3) 被収用不動産等の代替不動産の取得等の場合(地方税法603条1項) (4) 恒久的利用に供される建物、構築物又は特定施設(事務所・店舗・工場・ 競技場等)の敷地で土地利用基本計画、都市計画等に適合するものとして 市町村長が認めたもの。(地方税法603条の2 1項) (5) 恒久的な建物等の用に供する土地として使用し、又は使用させようとする 場合で市町村長が認定したところに基づいて定める日から原則として2年 以内に恒久的な建物等の用に供する土地として市町村長の確認を受けたと き。(地方税法603条の2の2 1項) (6) 取得した土地について特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、平成 13年4月1日から免除期間の末日までの間に当該土地を譲渡した場合にお いて、その譲渡が非課税土地等予定地のための譲渡に該当し、当該譲渡を 受けた者による非課税土地等が当該譲渡の日から原則として2年以内に完 成したと市町村長の確認を受けたとき。(地方税法附則31条の3の2) (7) 取得した土地について特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、平成 13年4月1日から免除期間の末日までの間に徴収猶予の理由となった事業 計画を変更した場合において、その変更が非課税土地等に資する事業計画 に該当し、新たな事業計画による非課税土地等が当該認定の日から原則と して2年以内に完成したと市町村長の確認を受けたとき。(地方税法附則31 条の3の3)	

(10) 不動産取得税

税 区 分	内 容	特 例	備 考						
<p>不動産取得税</p> <p>〔 地方税法 73条関係 〕</p>	<p>1 不動産を取得した者に課税する。(地方税法73条の2)</p> <p>2 課税標準額 不動産の取得時の価格による。(地方税法73条の13)</p> <p>〔 原則として、固定資産課税台帳等に登録された価格による。 〕 令和6年3月31日までに取得した宅地及び宅地比準土地の 課税標準は価格の1/2となる。(地方税法附則11条の5)</p> <p>3 税率 標準税率4% (地方税法73条の15) (住宅及び土地の取得に関しては、 令和6年3月31日までの取得は3% (地方税法附則11条の2))</p> <p>4 免税点 課税標準額が下記の額未満のもの (地方税法73条の15の2)</p> <table border="0" data-bbox="403 766 784 893"> <tr> <td>土地</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>新・増改築家屋</td> <td>23万円</td> </tr> <tr> <td>売買、贈与等の家屋</td> <td>12万円</td> </tr> </table>	土地	10万円	新・増改築家屋	23万円	売買、贈与等の家屋	12万円	<p>1 非課税</p> <p>(1) 国、地方公共団体、非課税独立行政法人等 (地方税法73条の3)</p> <p>(2) 宗教法人、学校法人等が直接その本来の事業の用に供する不動産等の取得、 保安林等の用に供する不動産の取得 (地方税法73条の4)</p> <p>(3) 公営法に伴う土地開発公社の不動産の取得 (地方税法73条の5)</p> <p>(4) 土地改良事業の施行に伴う換地の取得等 (地方税法73条の6)</p> <p>(5) 相続、法人の合併等形式的な所有権の移転等 (地方税法73条の7)</p> <p>2 課税標準の特例 (地方税法73条の14)</p> <p>(1) 公共事業のため収用され2年以内に代替不動産を取得した場合等は被収用 不動産の固定資産課税台帳に登録された価格を控除する。(地方税法附則11条 の5適用あり。)</p> <p>(2) 住宅を新築した場合、又は新築未使用住宅を購入した場合等には、一戸に つき1,200万円(認定長期優良住宅である場合は1戸につき1,300万円)を上限 とした控除がある。(要件:床面積50㎡(戸建以外の貸家にあつては40㎡)以 上240㎡以下等)</p> <p>3 住宅用土地の取得にかかる減額 (地方税法73条の24)</p> <p>(1) 新築住宅用の土地で一定の要件に該当する場合は、その不動産取得税か ら、次のいずれか大きい額を減額する。</p> <p>ア 45,000円</p> <p>イ 土地の1㎡当たりの評価額×住宅の床面積(100㎡を限度)×2×税率</p>	
土地	10万円								
新・増改築家屋	23万円								
売買、贈与等の家屋	12万円								

(11) 地価税

税 区 分	内 容	特 例	備 考
<p>地価税 (地価税法)</p> <p>※当分の間適用 停止 (租特法71条)</p>	<p>1 個人又は法人が、各年1月1日午前零時（以下「課税時期」という。）において有する国内にある土地及び借地権等（以下「土地等」という。）に課税する。（地価税法5条）</p> <p>2 納税義務者 課税時期において土地等を有する個人又は法人（地価税法4条）</p> <p>3 土地等の評価 課税時期における時価（相続税評価額）（地価税法23条）</p> <p>4 課税価格 個人又は法人が課税時期において有する土地等（非課税とされているものを除く。）の価額を合計した金額（地価税法16条）</p> <p>5 基礎控除 次のいずれか多い金額（地価税法18条）</p> <p>(1) 10億円〔個人、資本金1億円以下の法人、法人税法別表第2に掲げる法人（以下「公益法人等」という。）、法人税法別表第3に掲げる法人（以下「協同組合等」という。）等については15億円〕</p> <p>(2) 保有土地面積×3万円（借地権等については、その割合を乗ずる。）</p> <p>6 税額 課税価格から基礎控除の額を控除した残額に0.3%を乗じて計算した金額（地価税法22条）</p>	<p>1 非課税</p> <p>(1) 国、地方公共団体及び法人税法別表第1に掲げる法人（以下「公共法人」という。）が有する土地等（地価税法6条1項）</p> <p>(2) 公益法人が有する土地等（定款又は寄附行為に定められた目的を達成するための業務以外の用に供されている土地等及び取得後又は業務の用に供されなくなってから課税時期まで1年以上未利用の土地等を除く。）（地価税法6条2項）</p> <p>(3) 国、地方公共団体、公共法人、公益法人（以下「国等」という。）に貸付けられている土地等及び国等に貸付けられている建物の用に供されている土地等（地価税法6条3項）</p> <p>(4) 人格のない社団等が有する土地等で、その行う事業（収益事業を除く。）の用に供されているもの（地価税法6条4項）</p> <p>(5) 公益的な用途に供されている土地等（自然・国土保全等に関する土地等、医療・社会福祉等に関する土地等、交通・通信等に関する土地等、水道・エネルギー等に関する土地等、その他の土地等）（地価税法6条5項）</p> <p>(6) 課税時期における更地としての1㎡当たりの土地の価額が3万円以下である土地等（地価税法6条6項）</p> <p>(7) 居住用土地等（その面積が一戸当たり1,000㎡を超えるときは、1,000㎡に相当する部分まで）のうち、建物を有する者の自己居住の用に供されている土地等（自己居住には生計を一にする親族の居住を含み、二つ以上有する場合には主たるものに限る。）及び他人の居住の用に供されている土地等（普通法人の法人税法2条に規定する役員の居住に供されているものを除く。）であるもの（地価税法7条）</p> <p>(8) 外国公館等の土地等（地価税法8条）</p>	

税 区 分	内 容	特 例	備 考
地価税 (地価税法) ※当分の間適用 停止 (租特法71条)		2 課税価格の計算の特例 (1) 課税価格に算入すべき価額を土地等の価額の1/2とするもの(地価税法17条1項) ア 工場立地法における環境施設の用に供されている土地等 イ 消防法等における安全・保安を確保するための用に供されている土地等 ウ 給油所の用に供されている土地等 エ 文化財保存の用に供されている土地等 オ 廃棄物処理施設の用に供されている土地等 カ 石油等の備蓄の用に供されている土地等 キ 指定自動車整備事業の指定に係る事業所の用に供されている土地等 ク 協同組合等が有する土地等 (2) 都市計画区域内における優良な住宅地の造成事業等に係る分譲予定地について、課税価格に算入すべき価額を土地等の価額の1/5とする棚卸資産(租特法71条の7) ア 開発許可を受けて行う一団の宅地造成事業で、優先分譲宅地の割合が10%未満であり、かつ、優先分譲宅地を除いた部分の面積が1,000㎡以上であるもの イ 土地区画整理事業として行われる宅地造成に関する事業で、面積が1,000㎡以上であるもの ウ 開発許可を要しない一団の宅地造成事業で、開発許可に準ずる基準を満たすもので、優先分譲宅地の割合が10%未満であり、かつ、優先分譲宅地を除いた部分の面積が1,000㎡以上であるもの エ 優良な住宅の供給に寄与することが証明された一団の住宅の建設に関する事業で、優先分譲住宅の割合が10%未満であり、かつ、優先分譲住宅を除いた住宅の戸数が25戸以上であるもの オ 優良な住宅の供給に寄与することが証明された中高層の耐火共同住宅の建設に関する事業で、優先分譲住宅の割合が10%未満であり、かつ、優先分譲住宅を除いた独立部分の戸数が15戸以上又は優先分譲住宅の床面積を除いた床面積が1,000㎡以上であるもの等	